



第7次 芳賀町振興計画

HAGA-MACHI 7th Promotion plan



町長あいさつ



スーパースマートタウン ～幸せを実現できるまち～

本町では、平成27年度に第6次芳賀町振興計画を策定し、総合的かつ計画的な行政運営を図りながら、「躍動する芳賀の町 未来につなげよう」の実現に向けて各種施策を展開してまいりましたが、新たに、現計画における成果や課題、社会情勢の変化などを踏まえ、12年後の令和17年度を目標とした第7次芳賀町振興計画を策定いたしました。

計画の策定に当たりましては、まちづくり基本条例に掲げる町民参画による計画づくりの考え方のもと、まちづくり委員会での協議や、町民意向調査、パブリック・コメント、地区座談会の実施など、町民の皆さまの意見反映に努めるとともに、振興計画審議会において慎重にご審議いただきました。

本計画を実現するためには、町民の皆さまや事業者・関係団体等と連携しながら、まちづくりに取り組んでいくことが重要です。「協働によるまちづくり」を計画の基盤とし、「11の重点項目」に取り組むことで、「“住みやすい”まち」、「“活気あふれる”まち」、「“持続できる”まち」の3つの将来像を実現し、誰もが、安心して快適に暮らすことができ、多様な幸せを実現できるまち「スーパースマートタウン ～幸せを実現できるまち～」の実現を図ってまいります。

また、DX(デジタル・トランスフォーメーション)やカーボンニュートラルの推進に取り組むとともに、人口減少社会の抑制と適応を図るため、公共交通や子育て、教育、健康づくり、住宅環境の改善など、さまざまな分野における重点施策に全庁的に取り組んでまいります。

今後も、町民の皆さまとともに考え、ともに行動することで、郷土に誇りを持ち、希望に満ちた住みよい町となり、芳賀町民の皆さまが、明るく、幸せな未来を実現できるよう、町政運営に尽力してまいりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画策定に当たり、貴重なご意見、ご提言をいただきました町民の皆さま、振興計画審議会委員をはじめとする関係者各位に、心より感謝申し上げます。

令和6年3月

芳賀町長

大関 一雄



第1章 基本構想の骨子

1 計画の構成と期間	1
1 計画の構成	1
2 計画の期間	2
2 策定の想いと基本構想の方針	3
1 策定の想い	3
2 基本構想の方針	5
3 目指すまちの姿と将来フレーム（目標値）	6
1 目指すまちの姿	6
2 将来フレーム（目標値）	11
4 土地利用方針	12
1 市街化区域の土地利用の方針	12
2 市街化調整区域の土地利用の方針	13

第2章 解決すべき課題と必要な施策

解決すべき課題と必要な施策の一覧	15
1 「“住みやすい”まち」を実現するために解決すべき課題と必要な施策	16
1-1 宅地需要への対応	16
1-2 子育て世代への支援の充実	17
1-3 学校教育の充実	18
1-4 福祉の充実と介護負担の軽減	19
2 「“活気あふれる”まち」を実現するために解決すべき課題と必要な施策	20
2-1 働く場所の確保とシティプロモーションによるまちの活性化	20
2-2 農業の新たな担い手の確保と作業の効率化	21
2-3 健康寿命の改善と運動習慣の定着	22
3 「“持続できる”まち」を実現するために解決すべき課題と必要な施策	23
3-1 カーボンニュートラルなまちづくり	23
3-2 安全安心なまちの実現	24
3-3 公共交通の充実	25
3-4 デジタル化の推進と町民の生活の質の向上	26





第3章 3つの将来像と11の重点項目

1 住みやすいまち	27
重点項目1:利便性が高い	28
重点項目2:子育てしやすい	29
重点項目3:学びやすい	30
重点項目4:高齢者や障がい者にやさしい	31
2 活気あふれるまち	32
重点項目5:人とモノの流れを活発に	33
重点項目6:稼げる農業に	34
重点項目7:いつまでも健康に	35
3 持続できるまち	36
重点項目8:人とまちにやさしい	37
重点項目9:安心できる	38
重点項目10:つながるコミュニティに	39
重点項目11:情報の流れを活発に	40

第4章 基本計画

1 施策の体系	43
2 課題解決のための重点施策	45
3 分野別計画	51
1-1-1 まちづくりの推進	51
1-1-2 道路・橋梁の整備、地籍情報の作成	60
1-2-1 子育て支援の充実	65
1-3-1 教育の充実	71
1-3-2 生涯学習の推進	75
1-3-3 男女共同参画の推進	81
1-3-4 人権の尊重	82
1-4-1 高齢者福祉の充実	83
1-4-2 地域福祉の充実	88
1-4-3 障がい福祉の充実	90
1-4-4 国保・年金制度の維持	92

2-1-1 観光・商工業の振興	94
2-2-1 農業の振興	98
2-3-1 健康づくりの推進	103
2-3-2 生涯スポーツの推進	105
3-1-1 カーボンニュートラルの推進	107
3-1-2 安全な環境の確保	109
3-1-3 町有施設の適正な管理	110
3-1-4 豊かな農村環境の維持	111
3-2-1 消防・防災機能の充実	112
3-2-2 交通安全の推進	114
3-2-3 防犯対策の推進	115
3-3-1 地域コミュニティの充実	116
3-3-2 公共交通の充実	118
3-4-1 DXの推進	120
3-4-2 広報・広聴の充実	121
4 計画の実現に向けて	123
1 機能的な組織・機構の構築と人材育成	125
2 窓口サービスの利便性向上	126
3 計画的な行政運営	127
4 健全な財政運営	128
5 税収の確保	129
6 適正な公金管理	130
7 適正な施設管理	131
8 入札事務と適正な工事検査	132
9 行政文書の適切な管理保存と情報公開	133
10 行政情報の適正な管理運営	134



資料編

1 第7次芳賀町振興計画策定体制図	135
2 芳賀町振興計画審議会委員名簿	137
3 個別計画一覧	139
4 分野別計画指標一覧	141
 芳賀町70年のあゆみ	 147



第1章 | 基本構想の骨子

1. 計画の構成と期間

1 計画の構成

第7次振興計画は、基本構想、基本計画、実施計画から構成されています。

基本計画と実施計画は町が行う計画となることから、予算の裏付けを持った計画とします。

(1) 基本構想

基本構想は、芳賀町まちづくり基本条例に基づき、町だけではなく町民、議会が一体となって役割を果たすことで達成される計画とし、長期的な将来像を展望する計画とします。

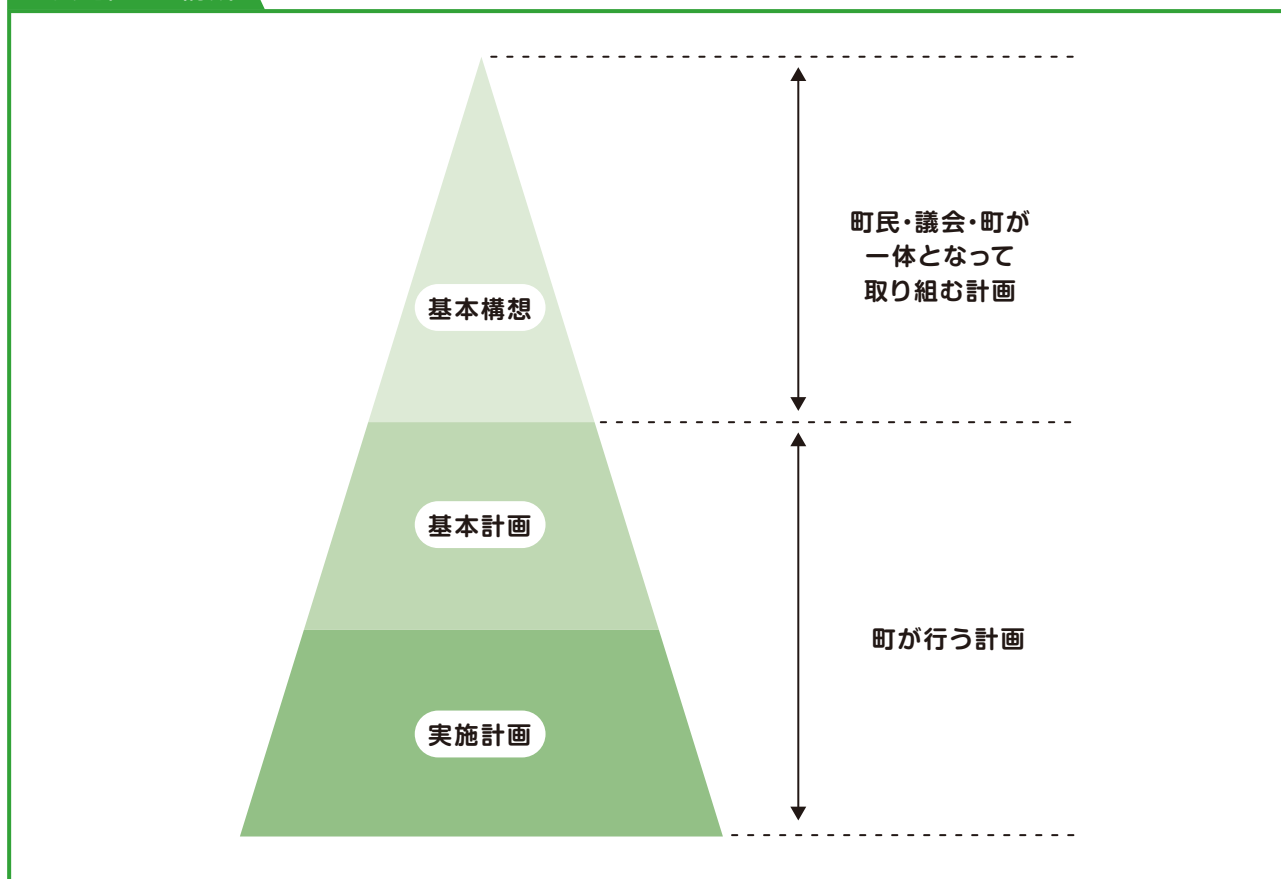
(2) 基本計画

基本計画は、基本構想のうち、特に町が役割を果たしていくべき手段を施策として示した計画とします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画を達成するための手段を事務事業として示した計画とします。

図表 計画の構成



2 計画の期間

基本構想の期間は12年間とし、長期的な将来像を展望する計画とします。

基本計画の計画期間は4年間とし、町長の公約を反映する計画とします。ただし、社会経済情勢に変化があった場合には、計画期間中であっても柔軟に変更します。

実施計画の計画期間は3年間、予算編成に合わせて毎年度見直しを行い、実効性の高い計画とします。

図表 計画の期間

	令和 6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
基本構想	R6～R17年度 12年間													
基本計画	R6～R9年度 4年間				R10～R13年度 4年間				R14～R17年度 4年間					
実施計画	R6～R8年度 3年間			R10～R12年度 3年間			R14～R16年度 3年間							
			R7～R9年度 3年間			R11～R13年度 3年間			R15～R17年度 3年間					
					R8～R10年度 3年間			R12～R14年度 3年間			R16～R18年度 3年間			
							R9～R11年度 3年間			R13～R15年度 3年間			R17～R19年度 3年間	

地方版総合戦略としての位置づけ

第7次芳賀町振興計画は、デジタルの力を活用しながら、地域の社会課題解決や魅力向上などによる将来像の実現を目的としていることから、国が「まち・ひと・しごと創生法」により策定を求めている地域版総合戦略としても位置づけることとします。

2. 策定の想いと基本構想の方針

1 策定の想い

この基本構想は、芳賀町の自治の最高規範である「まちづくり基本条例」に掲げる「町民主体のまちづくり」の実現のため、できるだけ多くの町民の皆さまの声を伺い、できるだけ多くの町民の皆さまの意見反映に努めました。

この構想の実現に向けては、町民の皆さまや事業者・関係団体等と連携しながら、まちづくりに取り組んでいくことが重要であることから、「協働によるまちづくり」を計画の基盤としています。

また、「11の重点項目」を設定し、それらが達成された望ましい姿として、「“住みやすい”まち」、「“活気あふれる”まち」、「“持続できる”まち」の3つを目指すまちの将来像として示しています。

この将来像が実現されたまちの姿として、誰もが、安心して快適に暮らすことができ、多様な幸せを実現できるまち「スーパースマートタウン ～幸せを実現できるまち～」の実現を図ります。

芳賀町まちづくり基本条例

「芳賀町まちづくり基本条例」とは、「自治」の「基本」となる意味で「自治基本条例」の概念を持つものです。まちづくりの基本方針やそれを実現するための自治のしくみなどを条例として定めるもので、自治体の最高規範として位置づけています。

内容は、自治の担い手となる町民・議会・町のそれぞれの役割と責務、説明責任と町民の意思表示（パブリック・コメント）、情報提供と共有、行政評価、住民投票制度、人権尊重と協働による町民主体のまちづくりなどで構成しています。

（芳賀町まちづくり基本条例 前文）

芳賀町は、先人のたゆみない努力の中で歴史を刻み、郷土を愛する多くの人々の英知に支えられて、今日の繁栄を迎えています。わたしたちは、この美しい田園風景と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、わたしたちのまちを誇りと自信を持って次世代に引き継ぐためにも、自らの手で、自らの責任で、主体的にまちづくりにかかわっていくことが必要です。

多様化する今日の地方自治にあっては、町民が自治の主体としてその役割を自覚し、まちづくりに参画しなければなりません。

わたしたちは、ここに芳賀町のまちづくりの理念を明らかにし、町民・議会・行政がそれぞれの役割を自覚し、町民主体のまちづくりを目指すため、また芳賀町の自治の最高規範としてこの条例を制定します。

▶「協働によるまちづくり」の取組

町では、以下のような手順により、町民の皆さまや事業者・関係団体等とともに考え、ともに取り組み、協働によるまちづくりを引き続き実践していきます。

① 伝える

皆さまに町の考えを伝えます。

【主な取組】広報紙、芳賀チャンネル、出前講座、
地区座談会、町政懇談会 など



② 聞く

皆さまの考えを伺います。

【主な取組】パブリック・コメント、町民満足度・意向調査、
地区座談会、まちづくり委員会、振興計画審議会 など



③ とともに考える

皆さまとともに考えます。

【主な取組】まちづくり委員会、地域公共交通会議、
自治会との地域課題検討会、各種ワークショップ など



④ とともに取り組む

皆さまとともにまちづくりに取り組みます。

【主な取組】防災訓練、交通安全運動、クリーン芳賀、
ブランドづくり、健康づくり事業、地域活性化事業 など



協働によるまちづくり

2 基本構想の方針

「スーパースマートタウン」の実現のため、次のとおり方針を定めます。

(1) 町の活性化を担う3つのターゲット

芳賀町には、①人口約1万5千人の町民と事業者、②工業団地で働く約2万人の町外からの通勤者、③ビジネスや観光目的の来訪者（交流人口）がいます。本計画では、町に関わる多様な人たちをターゲットと捉え、各種施策を展開していきます。

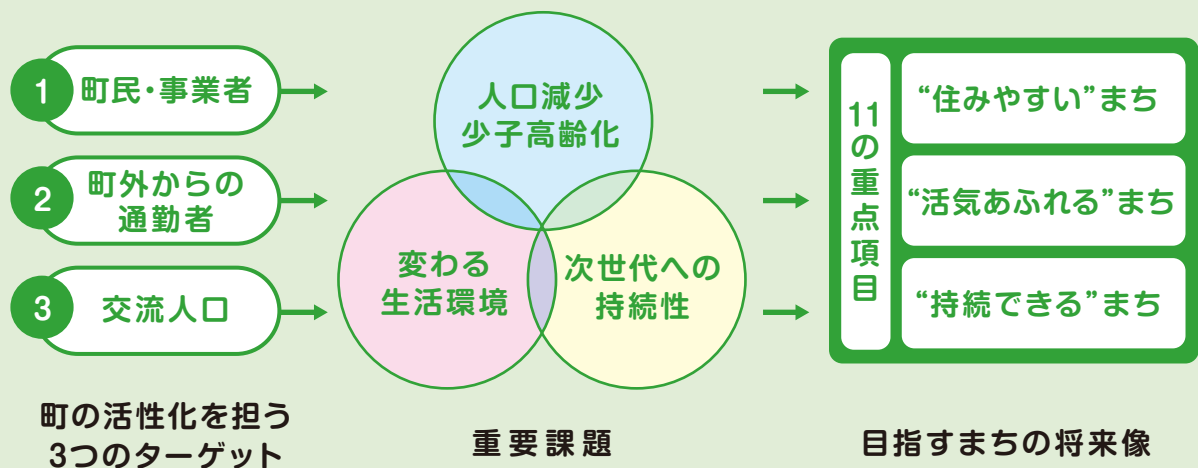
(2) 町を取り巻く重要課題の解決に向けた取組

人口減少と少子高齢化は日本中で大きな問題となっています。また、LRTの開業などで生活環境も大きく変わりつつあります。地球環境や次世代の子どもたちに向けた持続性のある（サステナブル）町の実現に向けて、直面している課題解決に取り組んでいきます。

(3) 目指すまちの将来像

目指すまちの将来像として、「“住みやすい”まち」、「“活気あふれる”まち」、「“持続できる”まち」の3つを位置づけるとともに、その将来像の実現に向けた「11の重点項目」を設定します。

基本構想の構図



3. 目指すまちの姿と将来フレーム(目標値)

1 目指すまちの姿

スーパースマートタウン ～幸せを実現できるまち～

▶ 芳賀町が目指すスーパースマートタウンとは

町を取り巻く重要課題を的確に捉えながら、基本構想に掲げる3つの将来像の実現に向けた「11の重点項目」を進めることで、公共交通や子育て、教育、健康づくり、住宅環境の改善、空家対策、災害対策、地域コミュニティなどさまざまな分野において課題が解決されるとともに、脱炭素社会の実現やデジタル技術の活用による課題解決を図ることで、「子どもから高齢者まで、安心して快適に暮らすことができ、多様な幸せを実現できるまち『スーパースマートタウン』」の実現を目指します。

▶ コネクト芳賀とは

コネクト芳賀とは、「スーパースマートタウン」を実現するための手段です。

コネクトには、「つなぐ、結びつける、接続する」の意味があります。次の「3つのつなげる」を実践することで、「スーパースマートタウン」の実現を目指します。

- ①歴史・文化・先人達の想いを次の世代・未来につなげる。
- ②人と人、人とモノ、人と地域をつなげる。
- ③「わたしたちのまちを誇りと自信を持って次世代に引き継ぐ」
(まちづくり基本条例抜粋)



▶ 好循環プロジェクト

「スーパースマートタウン」の実現のため、「11の重点項目」を効果的かつ効率的に進めるとともに、将来にわたり持続可能なまちづくりを図るため、分野横断的な施策として、次の取組を推進します。

(1) 脱炭素社会の実現

循環型社会の構築に取り組み、「環の町芳賀」の思想のもと、脱炭素型ライフスタイルの推進や再生可能エネルギーの地産地消、森林保全などにより、カーボンニュートラル※を実現し、次世代が安心して住み続けることができる社会を創出します。



※カーボンニュートラル：CO₂をはじめとする温室効果ガスの「排出量」と植林、森林管理などによる「吸収量」が同じ状態

(2) デジタル技術の活用

町民誰もがデジタル化の恩恵を享受できる環境を構築していくとともに、デジタル化による変革(DX※)を通じて、「人と人」、「人とモノ」などがつながり、新たなまちの活力を創出します。



※DX(デジタル・トランスフォーメーション)：高速インターネットやクラウドサービス、AI(人工知能)等情報技術によって、ビジネスや生活、組織、社会を変容させること。

スーパースマートタウン

～ 幸せを実現できるまち ～

住みやすいまち

利便性が高い
子育てしやすい
学びやすい
高齢者や障がい者にやさしい

活気あふれるまち

人とモノの流れを活発に
稼げる農業に
いつまでも健康に

持続できるまち

人とまちにやさしい
安心できる
つながるコミュニティに
情報の流れを活発に

分野ごとの施策

脱炭素社会の実現

「カーボンニュートラル」の実現により、次世代が安心して住み続けられる社会

デジタル技術の活用

町民誰もがデジタル化の恩恵を享受できる環境の構築

協働による まちづくり



目指すまちの姿 「スーパースマートタウン」





2 将来フレーム(目標値)

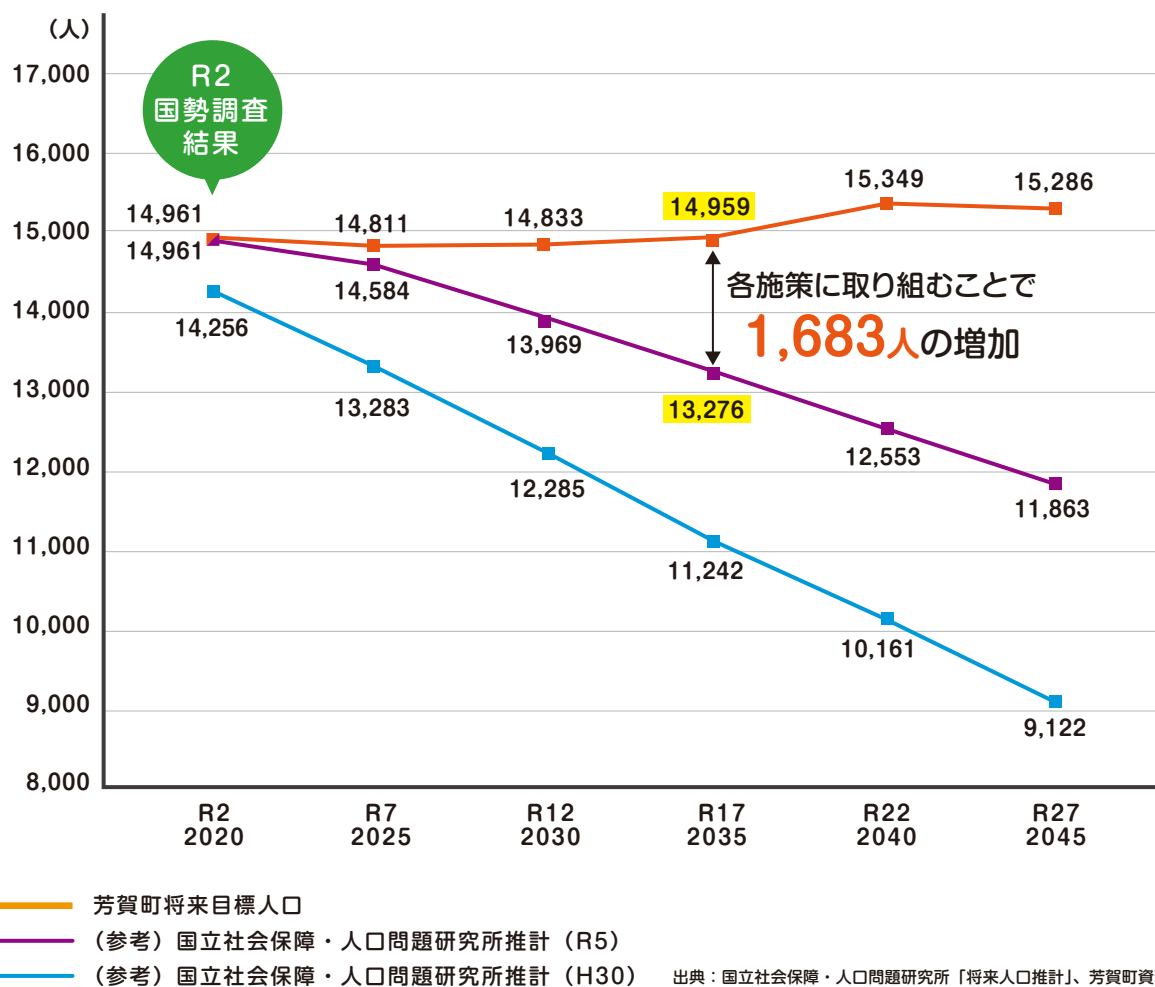
国立社会保障・人口問題研究所が公表した人口推計によると、第7次芳賀町振興計画期間が満了する令和17(2035)年時点での芳賀町の人口は、13,276人と予測されています。

町では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、「芳賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策に取り組んできました。取組の成果もあり、平成28年度から7年連続で転入超過となっています。

さらなる「人口減少社会の抑制と適応」を図るため、第7次芳賀町振興計画の重点施策に取りまとめた人口減少対策を推進することで、以下に設定した将来目標人口の達成を目指します。

令和17(2035)年の将来目標人口 15,000人

図表 将来目標(人口)



4. 土地利用方針

▶ 第7次芳賀町振興計画 ～土地利用方針～

芳賀町の土地利用は、大字祖母井中央の住居系の市街化区域、芳賀工業団地、芳賀第2工業団地及び芳賀・高根沢工業団地の工業地域、五行川・野元川流域の農業地域、東部・西部の山林及び畑地帯に大別することができます。

芳賀町の生活や産業を支えてきた土地は、町民のかけがえのない資源であり、活力あるまちづくりを展開するための基盤です。五行川や野元川などの水系や沿線の田園地帯をはじめとする自然環境を守りつつ、宇都宮市との近接性、幹線道路やLRT等公共交通の充実による利便性等を活かして都市機能の集積を図り、恵まれた自然環境の中に暮らしやすさを備えた土地利用を実現していくことが必要です。こうした認識のもとに、次のように土地利用の方針を定めます。

▶ 1. 市街化区域の土地利用の方針

(1) 住居系土地利用の方針

祖母井地区に位置する居住拠点については、住居系土地利用に必要とされる都市機能の集約により、芳賀町の個性が十分に現された良好な環境や景観を有する住宅地として、田園風景を満喫できる居住地を形成するものです。芳賀町特有のゆとりある居住形態、商業集積空間や商店街等による購買の利便性、教養・文化の享受、田園風景につつまれた身近に緑のある環境など、カーボンニュートラルに配慮した安全・快適な居住環境を備えた市街地の確立を目指します。

また、超高齢社会において必要な医療・福祉機能の配置や、安心して子育てできる環境の充実を目指した土地利用を推進することで、産業拠点就業者等の居住の誘導を図りつつ、産業拠点や地方中枢都市である宇都宮市等の近隣市町とのアクセス強化を図り、居住地としての位置づけを確立します。さらに、市街地隣接部（市街化調整区域）についても、市街地と一体的な空間の創出を視野に入れた整備を検討します。

(2) 工業系土地利用の方針

町西部に位置する産業拠点については、研究開発施設を有する栃木県の自動車関連産業集積を支えている大規模な工業団地であり、隣接地に工業団地を拡張して機能強化を図ったところですが、今後の社会経済状況の変化や企業の立地需要に対応するための新たな産業団地の創出も視野に入れつつ、将来的にも栃木県の自動車産業及び芳賀町の多種多様な産業を牽引するものとして位置づけるとともに、エネルギーの地域内循環の実現を目指します。

(3) 商業系土地利用の方針

超高齢社会を見据えた歩いて暮らせる良好な居住環境を形成するためには、日用品の購買を行うための身近な商業施設が必要であることから、既存の商業施設の活用と合わせて、祖母井神社周辺等において、祖母井にふさわしい生活を支える商業機能を有する土地利用を検討・誘導し、空き店舗の活用等を行いながら利便性の向上とにぎわいの創出を図るために、必要に応じて用途地域の見直し等を検討します。

▶ 2. 市街化調整区域の土地利用の方針

(1) 自然等の保全

五行川、野元川、大川周辺等の優良な農地については生産性が高く、芳賀町の主要産業と首都圏の食料供給の役割を担っており、土地利用的に非常に重要であることに加え、芳賀町を象徴する景観を形成しているため、今後とも保全を図ります。

また、芳賀町の景観を形成している樹林地や、神社仏閣等の歴史的建造物に付随する文化財としての価値の高い樹木など、良好な自然環境の保全を図ります。特に水田が広がる中央部においては樹木の緑は貴重であるため、公園等の公共用地における樹木の育成及び保全等を積極的に図ります。急傾斜地及び河川沿いの低地部で溢水・湛水等の災害の発生する恐れのある箇所については、その環境の保全を図ります。

(2) 町や地域の振興のための土地利用

居住拠点周辺の赤坂地区においては、地区計画制度を活用した良好な居住環境を有する住宅地として、環境の保全を図ります。

また、とちぎ食肉センター周辺においては、とちぎ食肉センターを活かした施設（食料品製造、店舗、飲食店等）の立地を許容する地区として、環境の保全を図ります。

北部第2地区ほ場整備事業で創設した非農用地のうち、役場から道の駅はがまでのエリアについては、市街化区域縁辺部における居住機能を強化する公益施設の再配置や観光施設の機能拡充を図るとともに、必要かつ適切な規模の非住居系市街化区域の拡大を検討します。

工業団地に隣接する下原地区においては、LRTによる宇都宮市との連携強化を活かして、トランジットセンターの機能強化による利便性向上と周辺の活性化を目指して、地区計画制度等を活用し、既存住宅地の環境改善を図りながら農地等の都市的土地利用への転換を適切に誘導することで、産業拠点における住の機能の一部を担うとともに、公共交通によるカーボンニュートラルが実現した良好な環境の生活拠点の形成を、地域住民と行政の協働により進めます。

LRT沿線（停留場周辺）においては、交流人口の増加やLRT利用者の利便性向上につながる土地利用を検討します。

芳賀南小学校がある橋場地区においては、東西に国道123号、南北に一般県道石末・真岡線が通る公共交通（路線バス）の結節点で、町南部における主要な集落であり、小学校や郵便局・商業施設等が立地している状況を活かし、地区西側の住宅地を含めて地区計画制度等を活用しながら地域住民と行政との協働により、町南部における生活拠点形成の検討を進めます。

その他、一定のまとまりをもつ集落においては、市街化調整区域のもつ地域環境等と調和を図りながら、地域コミュニティの維持や既存ストックを活用した地域活力の向上を図るため、市街化調整区域における地区計画制度等を活用することを検討します。

第2章 | 解決すべき課題と必要な施策

解決すべき課題と必要な施策の一覧

番 号	解決すべき課題	必要な施策
1. 「“住みやすい”まち」を実現するために解決すべき課題と必要な施策		
1-1	宅地需要への対応	・既存住宅地の環境改善 ・新たな住宅地の整備 ・空家の利活用の推進 ・下水道の整備
1-2	子育て世代への支援の充実	・安心して妊娠・出産・子育てができる支援体制の構築 ・すべての子ども・子育て世帯への切れ目のない支援 ・保育環境と子育て支援の充実
1-3	学校教育の充実	・学校教育の充実 ・学校環境の充実
1-4	福祉の充実と介護負担の軽減	・高齢者福祉の充実 ・介護保険事業の適正な運営 ・地域包括ケアシステムの充実 ・適切な障がい福祉サービスの提供 ・地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備
2. 「“活気あふれる”まち」を実現するために解決すべき課題と必要な施策		
2-1	働く場所の確保と シティプロモーションによるまちの活性化	・シティプロモーションの推進 ・商工業者への支援の充実
2-2	農業の新たな担い手の確保と 作業の効率化	・農業基盤の整備と適切な管理 ・農地の集積・集約化の推進 ・スマート農業とブランド化の推進
2-3	健康寿命の改善と運動習慣の定着	・健康への理解促進と支援体制の充実 ・スポーツに親しむ機会と環境の提供
3. 「“持続できる”まち」を実現するために解決すべき課題と必要な施策		
3-1	カーボンニュートラルなまちづくり	・カーボンニュートラルの推進 ・環の町芳賀の推進
3-2	安全安心なまちの実現	・消防・防災機能の充実 ・交通安全の推進 ・防犯対策の推進
3-3	公共交通の充実	・LRTを中心とした公共交通ネットワークの充実
3-4	デジタル化の推進と町民の生活の質の向上	・人にやさしいデジタル化の推進

1. 「“住みやすい”まち」を実現するために 解決すべき課題と必要な施策

1-1 宅地需要への対応

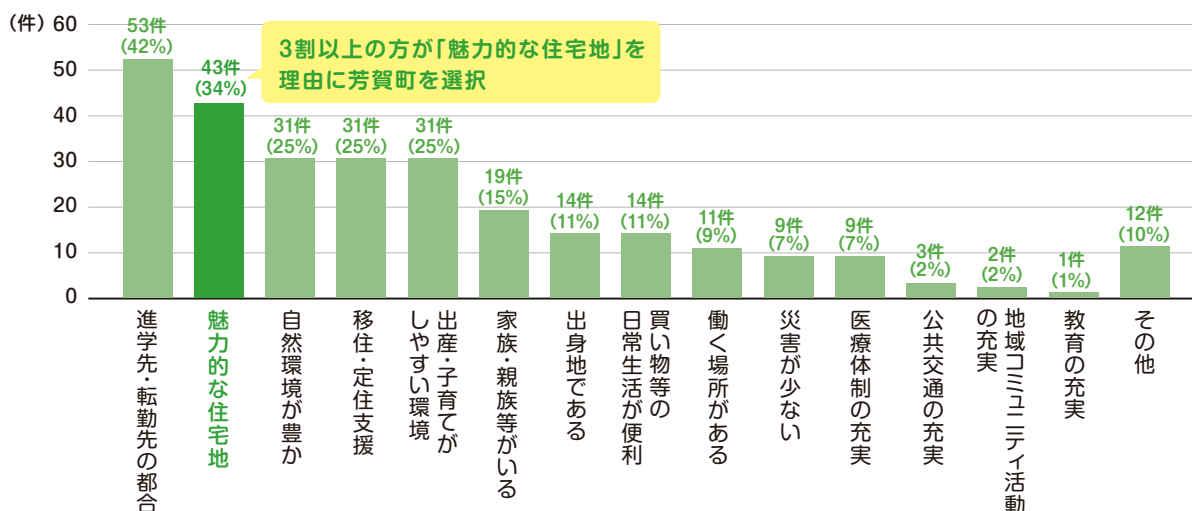
LRTの開業や隣接地の開発が進んだこと等により、町内の利便性が向上し、祖陽が丘地区における宅地分譲が完売するなど、町内における宅地需要が高まり、平成28年度から7年連続で転入超過となっています。

転入者を対象としたアンケート調査では、「魅力的な住宅地があったこと」が、「芳賀町を選んだ理由」の上位に位置しています。

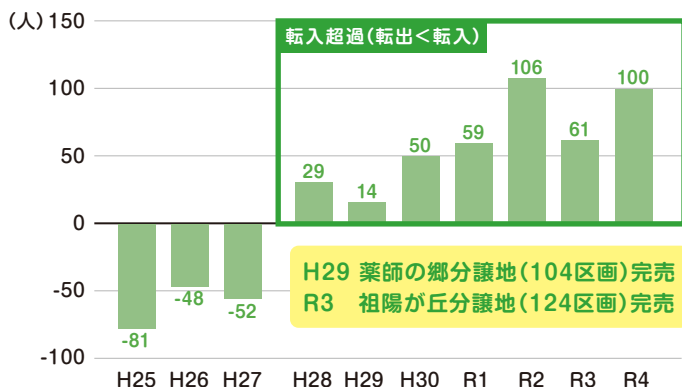
魅力的な住宅地は、町外からの転入者数の増加に寄与するのみならず、町内からの転出者数を減らすためにも必要です。

また、町が実施した空家調査では、平成30年度から令和4年度までの5年間で78件の空家が増加しており、町民の日常生活における不安要素の一つとなっていることから、空家の利活用の推進が必要となっています。

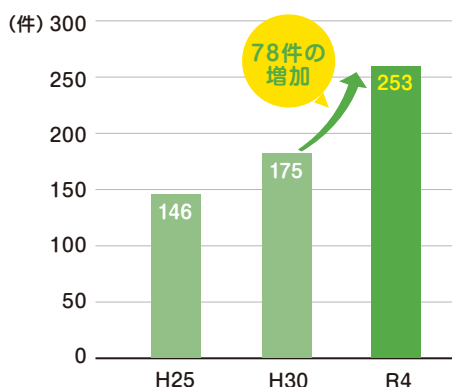
●転入者が芳賀町を選んだ理由(件・%)



●社会動態(転入・転出)の推移(人)



●町内の空家件数の推移(件)



出典：転入者アンケート調査(平成29～令和4年度)、空家実態調査(令和4年度)、毎月人口調査

必要な施策

- ・既存住宅地の環境改善
- ・新たな住宅地の整備
- ・空家の利活用の推進
- ・下水道の整備

1-2 子育て世代への支援の充実

町民を対象としたアンケート調査では、「芳賀町が魅力的だと思う」と回答した方で最も割合が高かったのが子育て世代でした。

転入が増えている子育て世代の方に一定の評価をいただいています。

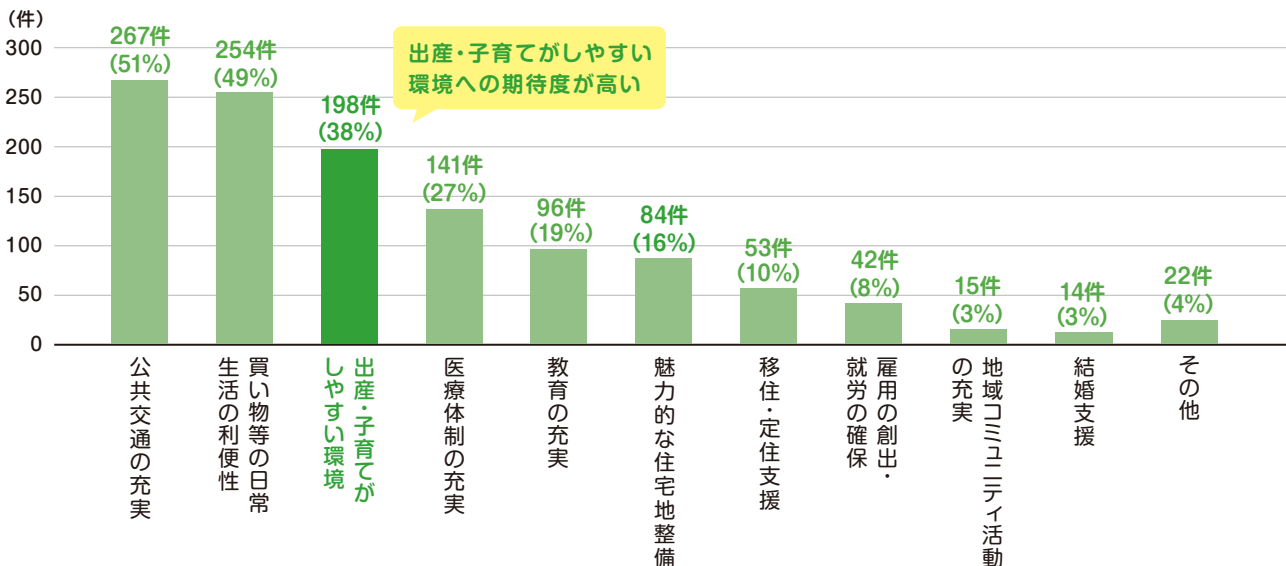
しかしながら、転入者を対象としたアンケート調査では、「出産・子育てがしやすい環境」が、「今後、芳賀町に期待する事業」の上位に位置しており、更なる子育て支援が求められています。

● 芳賀町が魅力的なまちだと思う人の割合(%)

	20～30代	40～50代	65歳以上	子育て世代	合計
とても魅力的	11.0	12.5	12.0	19.3	11.9
少し魅力的	33.1	33.6	26.3	33.7	30.7
どちらでもない	35.6	33.6	41.9	29.5	37.3
あまり魅力的ではない	17.8	15.1	15.6	15.1	16.0
全く魅力的ではない	2.5	3.9	1.2	0.6	2.5
無回答	0.0	1.3	3.0	1.8	1.6
魅力度	16.2点	17.9点	16.2点	28.0点	16.8点

子育て世代の方が最も魅力的なまちと回答

● 芳賀町に期待する事業(件・%)



出典：転入者アンケート調査(平成29～令和4年度)、町民意向調査(令和5年度)

必要な施策

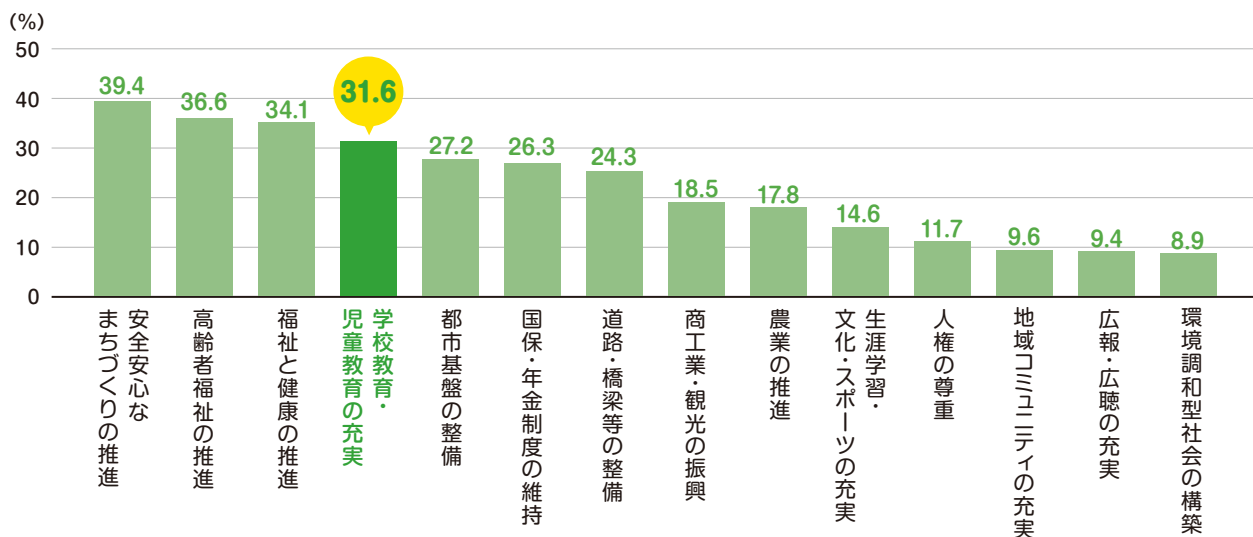
- ・安心して妊娠・出産・子育てができる支援体制の構築
- ・すべての子ども・子育て世帯への切れ目のない支援
- ・保育環境と子育て支援の充実

1-3 学校教育の充実

町民を対象としたアンケート調査では、「学校教育・児童教育の充実」が、「町で実施している事業で興味があるもの」の上位に位置しています。

世代別分析においても、20～30代で第1位、40～50代で第2位となっており、学校教育の充実は関心が高い項目となっています。

●町で実施している事業で興味があるもの(%)



●町で実施している事業で興味があるもの(世代別順位)

	20代～30代	40代～50代	65歳以上
第1位	学校教育・児童教育の充実	安全安心なまちづくりの推進	高齢者福祉の推進
第2位	安全安心なまちづくりの推進	学校教育・児童教育の充実	福祉と健康の推進
第3位	都市基盤の整備	高齢者福祉の推進	安全安心なまちづくりの推進

出典：町民意向調査(令和5年度)

必要な施策

・学校教育の充実

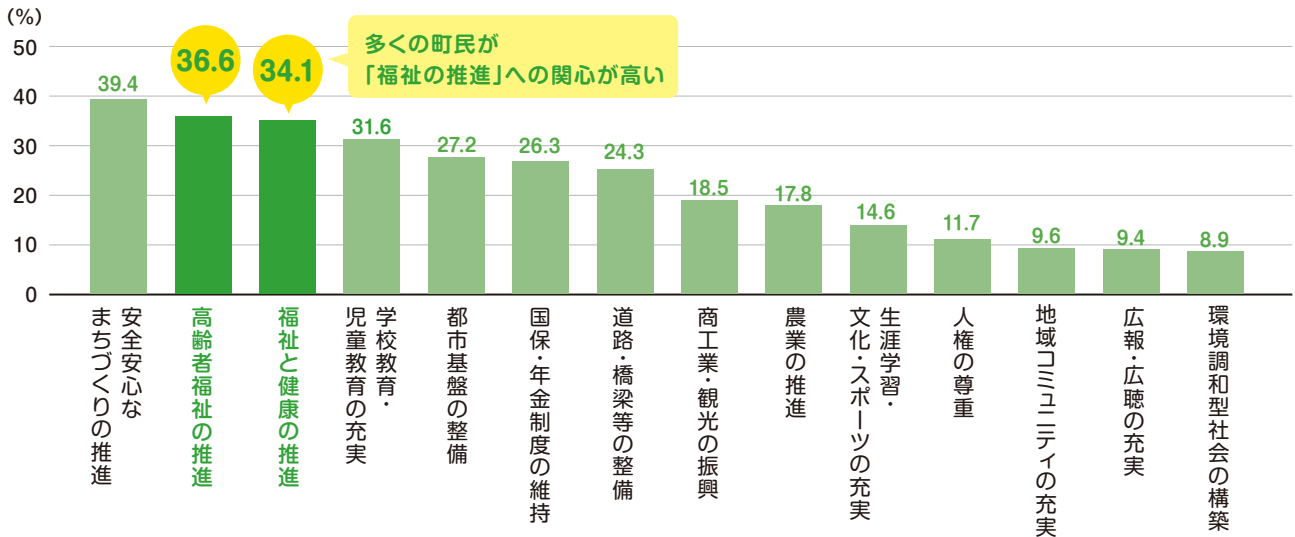
・学校環境の充実

1-4 福祉の充実と介護負担の軽減

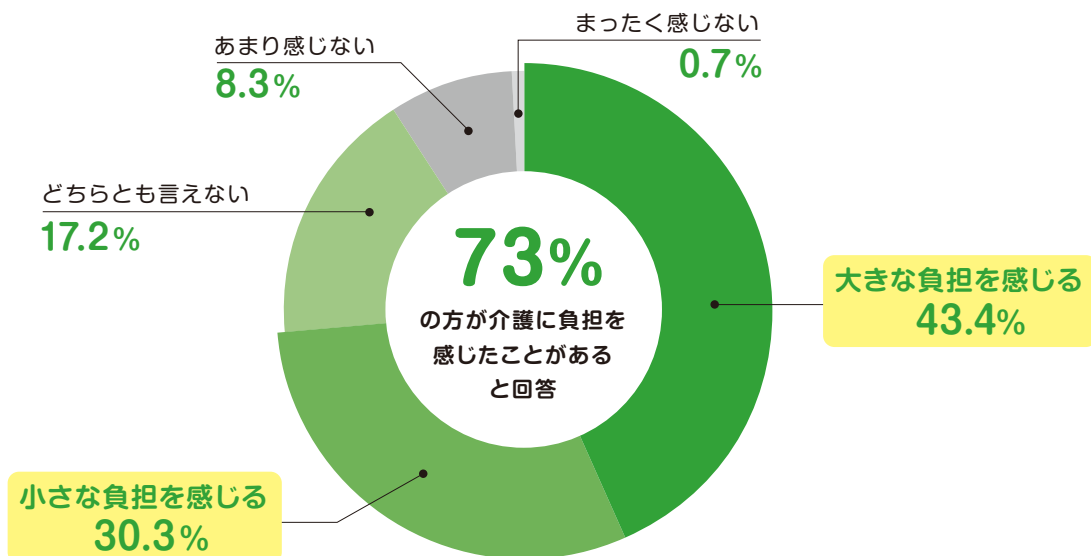
町民を対象としたアンケート調査では、「高齢者福祉の推進」や「福祉と健康の推進」が、「町で実施している事業で興味があるもの」の上位に位置しています。

また、介護の負担を感じたことがある方は73.7%となっており、福祉の充実とあわせた介護負担の軽減が求められています。

●町で実施している事業で興味があるもの(%)



●介護をしている方で負担を感じたことがある割合(%)



出典：町民意向調査(令和5年度)

必要な施策

- ・高齢者福祉の充実
- ・地域包括ケアシステムの充実
- ・地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備
- ・介護保険事業の適正な運営
- ・適切な障がい福祉サービスの提供

2. 「“活気あふれる”まち」を実現するために 解決すべき課題と必要な施策

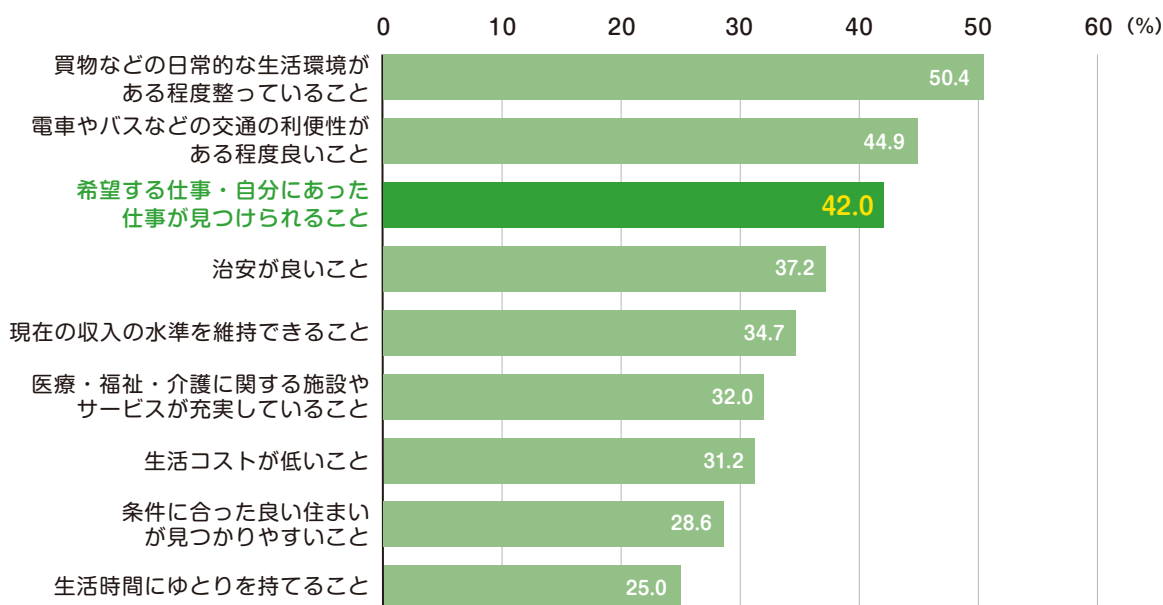
2-1 働く場所の確保とシティプロモーション※によるまちの活性化

栃木県が実施したアンケート調査では、「移住先を検討する上で重視する点」において、「希望する仕事・自分にあった仕事が見つけれられること」が上位に位置しています。

また、町が実施したインターネット調査により、多数の交流人口・関係人口がいることが判明し、「道の駅はが」を核とした町内観光の潜在的な可能性が確認できました。

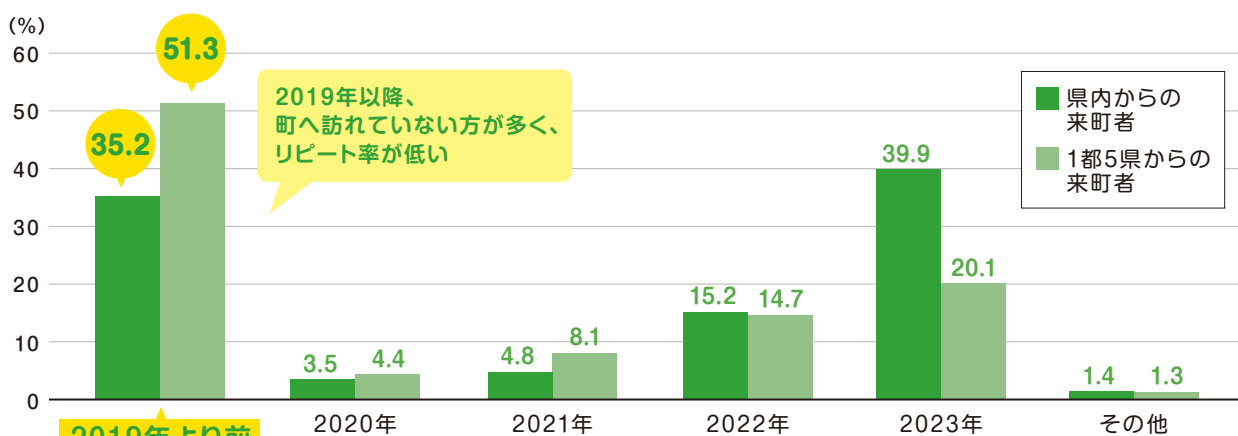
必要な方に各種観光情報が届いていないこと、リピート率が低いことが課題です。

● 移住先を検討する上で重視する点(%)



出典：芳賀町資料 参考：栃木県 次期プラン等策定に係る県民意向調査結果等の概要について

● 町へ最後に訪れた時期(%)



出典：インターネット調査(令和5年度)

必要な施策

・シティプロモーションの推進 ・商工業者への支援の充実

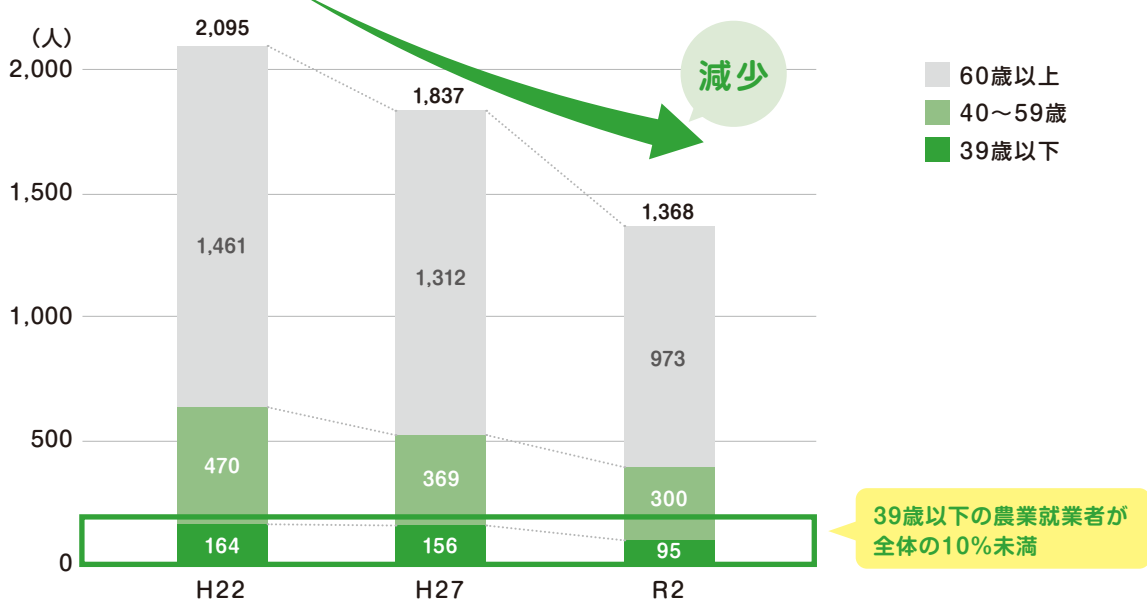
※シティプロモーション：自治体が行う「宣伝・広報・営業活動」のこと。町の魅力を町内外に発信し、町のイメージ向上やブランドの確立を目指し、地域活性化などを目的とした取組。

2-2 農業の新たな担い手※の確保と作業の効率化

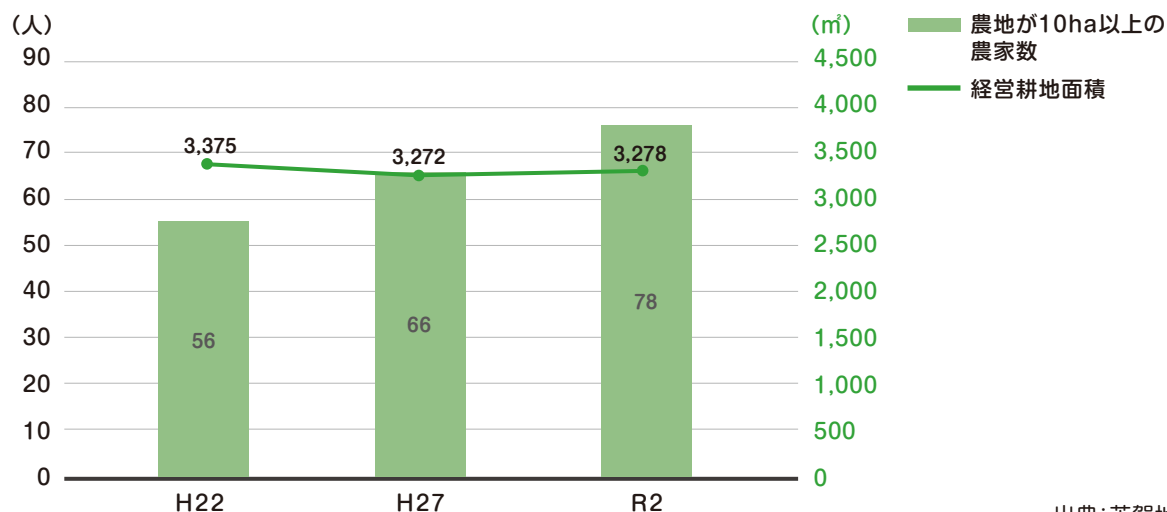
芳賀地区統計書によると、芳賀町における農業就業人口は、年々減少傾向となっており、特に就業人口における39歳以下の割合については全体の10%未満と若い世代の農業就業人口が少ない状況です。

また、耕作面積が10ha以上の農家数は増加傾向が続いており、農地の集積が進んでいますが、それに伴い農地管理の負担が増加しており、作業の効率化の必要性が高まっています。

● 芳賀町における農業就業人口の推移(人)



● 農地集約の推移(人・㎡)



出典：芳賀地区統計書

必要な施策

- ・農業基盤の整備と適切な管理
- ・農地の集積・集約化の推進
- ・スマート農業※とブランド化の推進

※担い手：地域農業における中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者(認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者、農業参入法人、集落営農経営体)

※スマート農業：ロボット技術やICT(情報通信技術)を活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現等を推進している新たな農業のこと。

2-3 健康寿命の改善と運動習慣の定着

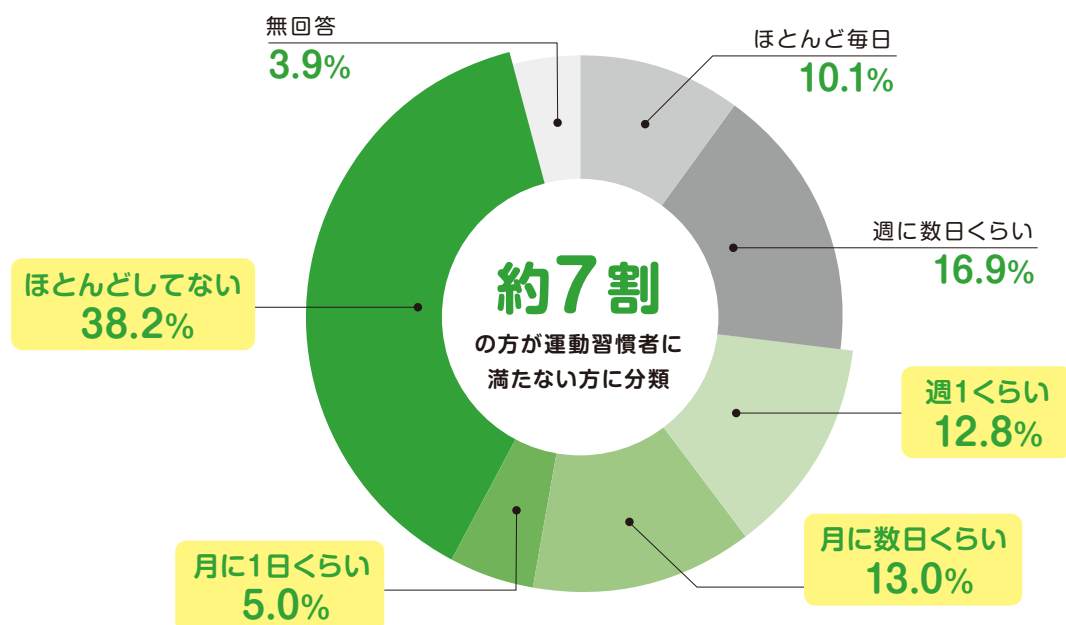
厚生労働省は、運動習慣者を「週2回以上、1回30分以上、1年以上、運動している者」としています。

町民を対象としたアンケート調査では、運動習慣者に満たない方が69.0%、その内ほとんど運動をしていない方が38.2%となっており、運動習慣の改善が必要です。

また、栃木県が実施した健康寿命の算定結果によると、芳賀町民の健康寿命は、男性77.2歳、女性83.3歳で、男性は県内市町のワースト1位となっています。

特定健診結果有所見率によると、生活習慣病の要因となる血糖・血圧・脂質異常やメタボ該当者の割合が県内市町ワースト1位となっており、生活習慣を見直し、健康寿命等の改善が必要です。

● 30分以上の運動・スポーツの実施頻度(%)



出典：町民意向調査(令和5年度)

● 町民の健康寿命



男性

77.22歳

25位
25市町



女性

83.27歳

15位
25市町

出典：市町健康寿命(令和元年)

● 特定健診結果有所見率(令和4年度)

	芳賀町	栃木県	国
血糖・血圧・脂質	8.9	6.1	6.6
メタボ該当者	23.5	19.4	20.3

男性の健康寿命や
血糖・血圧・脂質異常、
メタボ該当者の割合は、

県内ワースト1位

必要な施策

- ・健康への理解促進と支援体制の充実
- ・スポーツに親しむ機会と環境の提供

3. 「“持続できる”まち」を実現するために 解決すべき課題と必要な施策

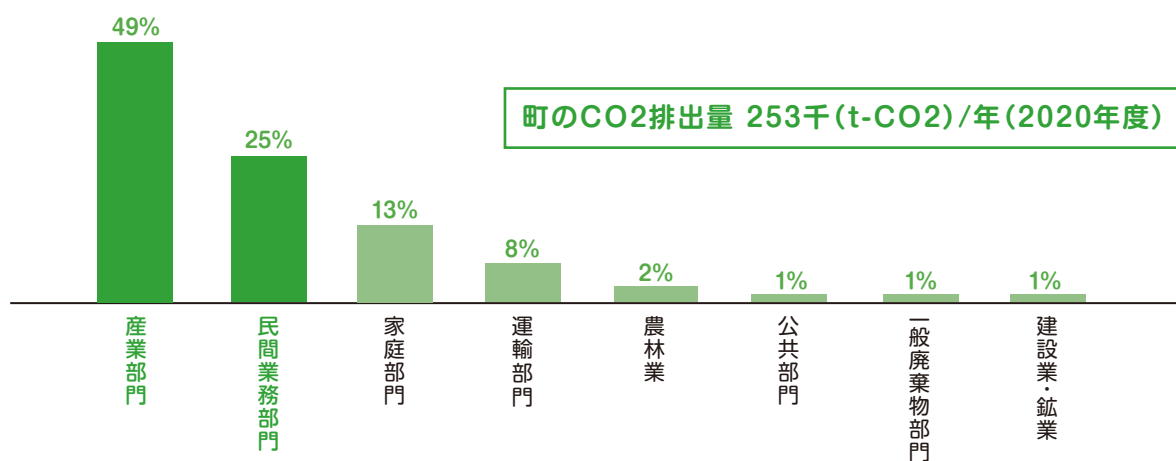
3-1 カーボンニュートラルなまちづくり

2020年10月、政府は「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロ」にする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

町内における年間CO₂排出量は、2020年度で253千(t-CO₂)となっており、そのうち、産業部門(製造業)と民間業務部門(事務所系)における排出量が全体の7割を占めています。この割合は、全国や栃木県平均と比較しても大きく上回っています。

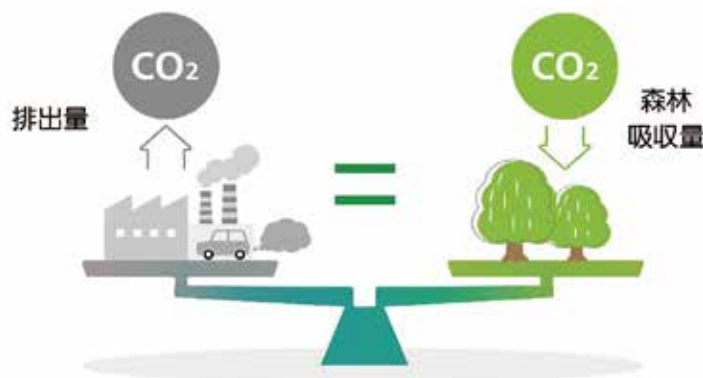
持続可能な町の実現に向けては、行政や企業、町民が相互に連携しながら町全体でカーボンニュートラルに取り組むことが必要です。

● 部門別の温室効果ガス排出量構成比(%)



出典:環境省

● カーボンニュートラルとは



※カーボンニュートラルとは、CO₂をはじめとする温室効果ガスの「排出量」と植林、森林管理などによる「吸収量」が同じ状態をいいます。

必要な施策

- ・カーボンニュートラルの推進
- ・環の町芳賀の推進

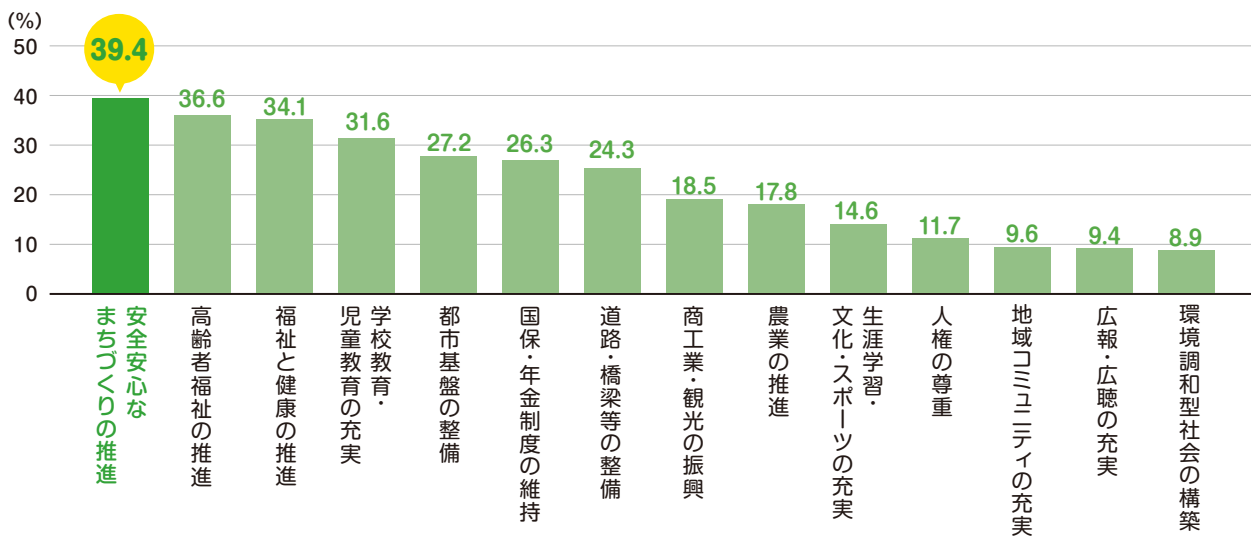
3-2 安全安心なまちの実現

町民を対象としたアンケート調査では、「安全安心なまちづくりの推進」が、「町で実施している事業で興味があるもの」の最上位に位置しています。

また、近年の町内における交通事故・刑法犯罪の発生件数は、平均で交通事故が27件／年、刑法犯罪が58件／年となっています。

安全安心なまちの実現に向けては、年々、激甚化・頻発化する災害に対する防災機能の充実や防犯対策・交通安全対策の推進が必要です。

●町で実施している事業で興味があるもの(%)



出典：町民意向調査(令和5年度)

●町内における交通事故・刑法犯罪の発生件数(件)

	交通事故	刑法犯罪
令和4年	28	73
令和3年	22	46
令和2年	33	50
令和元年	26	61
年平均	27	58

出典：栃木県警察本部 市町村別交通事故の発生状況、市町村別刑法犯認知件数

必要な施策

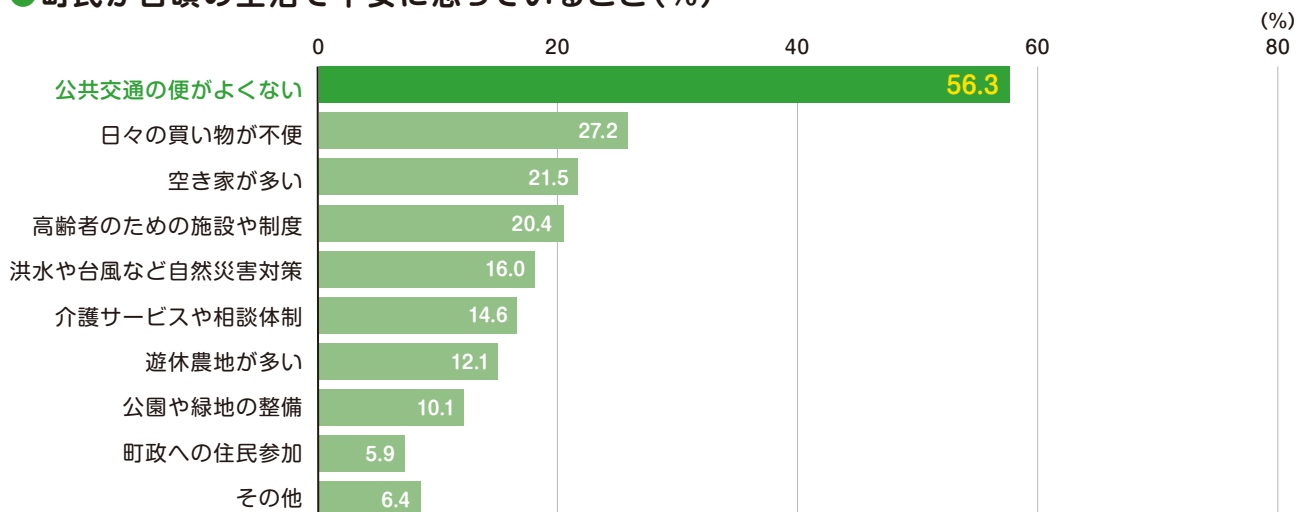
- ・消防・防災機能の充実
- ・交通安全の推進
- ・防犯対策の推進

3-3 公共交通の充実

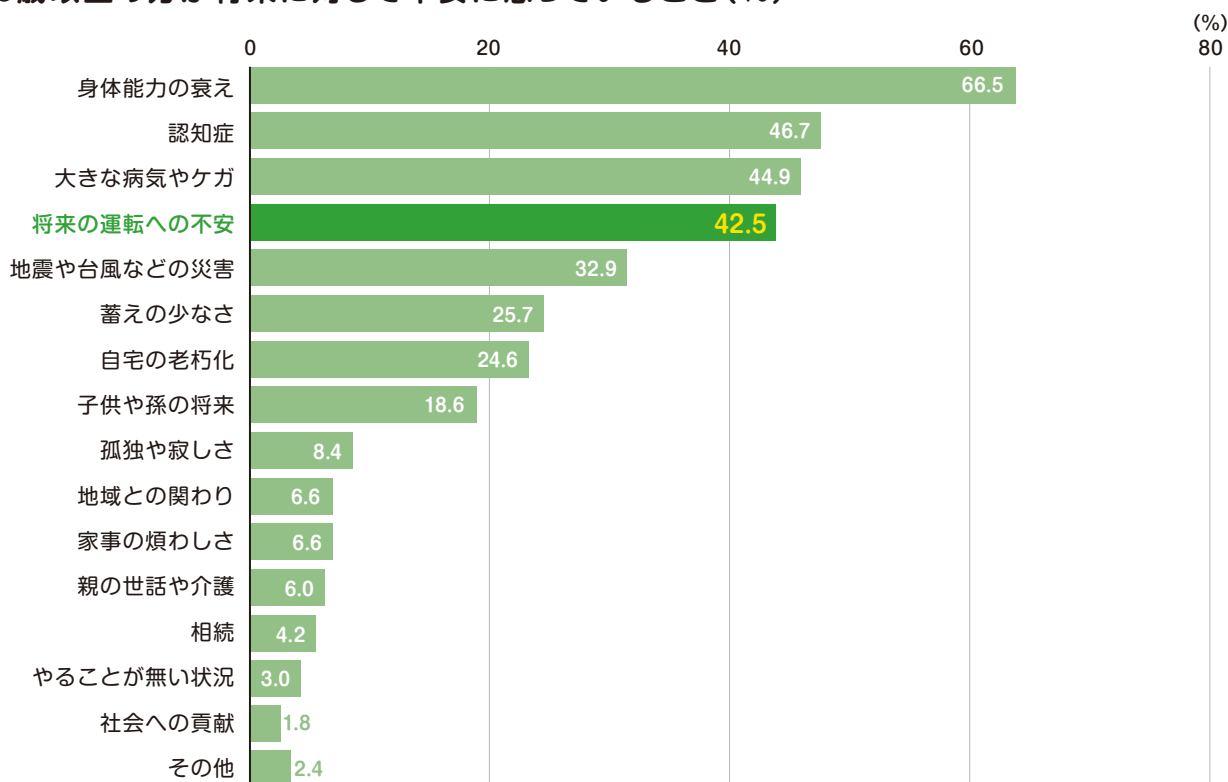
町民を対象としたアンケート調査では、「公共交通の便がよくない」が、「日頃の生活で不安に思っていること」の最上位に位置しています。

また、「将来の運転への不安」を感じている65歳以上の方の割合は、42.5%となっており、公共交通の充実が課題となっています。

●町民が日頃の生活で不安に思っていること(%)



●65歳以上の方が将来に対して不安に思っていること(%)



出典：町民意向調査(令和5年度)

必要な施策

・LRTを中心とした公共交通ネットワークの充実

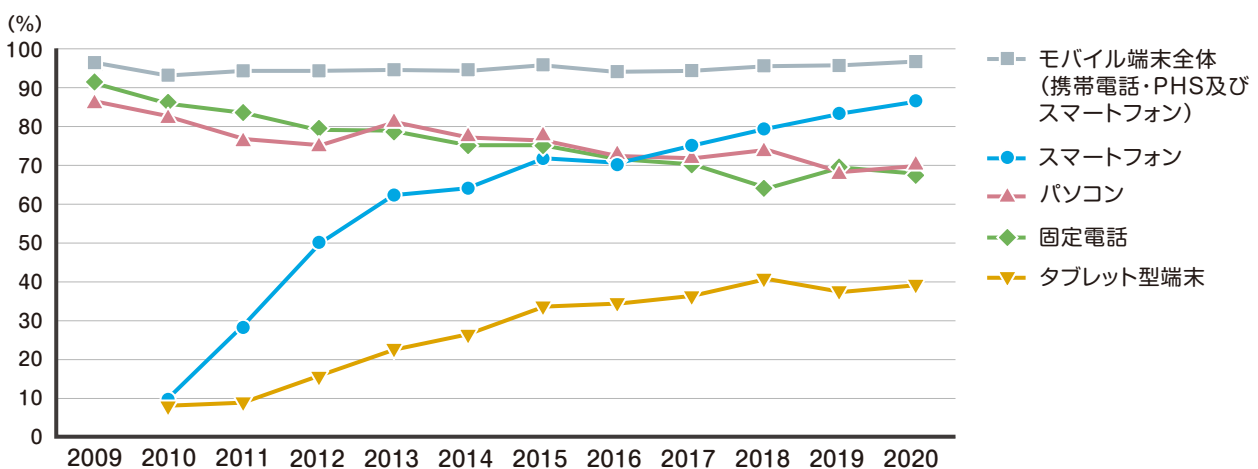
3-4 デジタル化の推進と町民の生活の質の向上

ICT(情報通信技術)を取り巻く状況は、技術進歩が目覚ましく、大量のデータの流通が進むことで、社会のあらゆる分野に大きな影響を与えています。

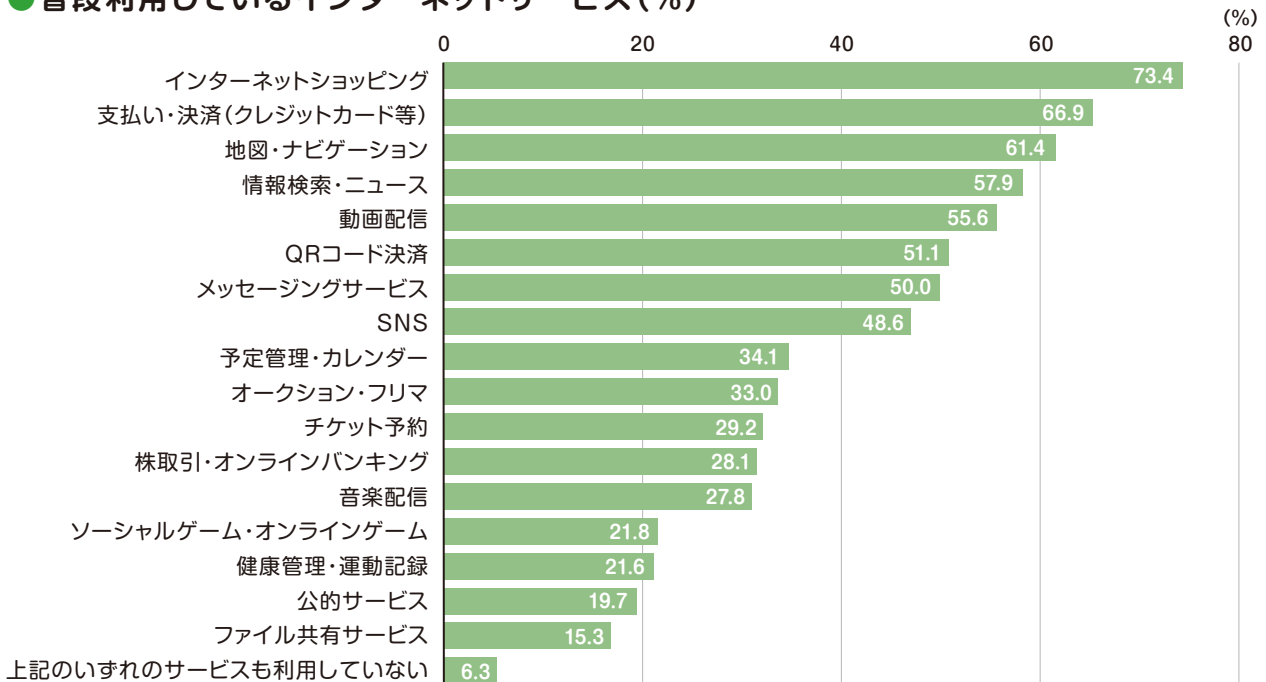
町民生活においては、スマートフォン等の情報通信端末やSNS等のインターネットサービスの普及によって、インターネットショッピングや支払い・決済をはじめ、さまざまなサービスが発展しています。

今後は、国が掲げるデジタル社会の実現に向けた自治体DXの推進が図れるよう、行政事務の効率化や情報セキュリティの確保などを踏まえ、「誰一人取り残さない 人にやさしいデジタル化」による町民の利便性・快適性が向上したまちの実現に取り組む必要があります。

● 情報通信機器の世帯保有率(%)



● 普段利用しているインターネットサービス(%)



出典: 情報通信白書(令和3年版)

必要な施策

・人にやさしいデジタル化の推進

第3章 | 3つの将来像と11の重点項目

1. 住みやすいまち

町民の皆さまの生活を支える都市基盤の充実や田園と調和した市街地の形成、移住定住促進に向けた空家の利活用を進め、利便性と快適性に優れたまちを目指します。LRTの適正な維持管理を行うとともに、長期的にはLRTの祖母井市街地への延伸を検討します。

家庭・地域・行政・関係機関が相互に連携し、地域全体で子どもの成長を支え、安心して子育てできるまちを目指します。

地域の教育力で未来を創る人材を育て、すべての町民の皆さまが自己実現できるよう、学校教育DXによる学習環境の向上や生涯学習の充実等により、学び・高め合うことができるまちを目指します。

保健、医療及び福祉相互の連携を推進し、福祉サービスの充実に努め、乳幼児から高齢者、障がい者までのすべての町民の皆さまが、安心して暮らすことができるまちを目指します。

利便性が高い

子育てしやすい

学びやすい

高齢者や障がい者にやさしい



▶ 重点項目1：利便性が高い

重点項目について、次のとおり協働によるまちづくりを進めます。

町が果たすべき役割

- ・都市計画マスタープランに基づき、適正な土地利用の誘導を図る。
- ・協働によるまちづくりを実現するために、町民や事業者・関係団体等に対し、支援や情報提供を適切に行う。
- ・移住定住を促進するため、利活用可能な空家について、空家バンクへの登録促進や積極的な情報提供を行う。
- ・都市基盤整備を推進する。
- ・LRTの祖母井市街地への延伸を検討する。
- ・LRTの適正な維持管理を行うとともに、利用促進を図る。
- ・排水処理施設の適正な管理を行う。
- ・公共下水道の整備を進め、未供用区域の解消を促進する。
- ・安全で快適に通行できる道路ネットワークを整備する。
- ・道路ネットワークの向上に資する、安全に利用できる道路を整備する。
- ・定期的なパトロールを実施し、道水路及び交通安全施設の維持管理を行う。
- ・地籍調査を着実に進め、正確な地籍情報を作成する。

協働によるまちづくり

【町民】

- ・区画整理、地区計画策定に係る地域検討組織へ積極的に参画する。
- ・法律や制度を遵守し、秩序と調和を保つ土地利用を行う。
- ・空家バンクを積極的に活用する。
- ・公共下水道供用（開始）区域は、早期に接続を行う。
- ・合併処理浄化槽は、施設の管理を適切に行い、処理の適正化に努める。
- ・生活道路の保全活動を行い、安全な交通環境を維持する。

【事業者・関係団体等】

- ・カーボンニュートラルに配慮した魅力的な住宅地を供給する。
- ・空家の利活用を推進する。

▶ 重点項目2：子育てしやすい

重点項目について、次のとおり協働によるまちづくりを進めます。

町が果たすべき役割

- ・ 安心して妊娠、出産、子育てができるよう伴走型相談支援を実施する。
- ・ 母子の健康の保持・増進のため、健診体制の充実を図る。
- ・ 子育てに関する悩みについて気軽に相談できる体制を構築する。
- ・ 子どもと親が必要な時に相談できる窓口の情報発信を行う。
- ・ 課題解決に資する関連部署との連携や子育て支援サービスの調整を行う。
- ・ 医療費制度や手当制度を適正に実施する。
- ・ 要支援児童及び要保護児童に対する支援の充実を図る。
- ・ 子どもの貧困対策について関連部署と検討し、段階的に支援の充実を図る。
- ・ 幼児期の教育・保育の提供と子ども・子育て支援の充実を図る。

協働によるまちづくり

【町民】

- ・ 町や医療機関で行う健診を積極的に受診する。
- ・ 子育てに関する情報を取得し活用する。
- ・ 子育てに関する悩みを、一人で抱え込まず、誰かに相談する。
- ・ 子どもたちへの声かけを積極的に行う。
- ・ 支援の必要な家庭に気づいたら、町に連絡する。
- ・ 子どもに関する地域の活動に積極的に取り組む。

【事業者・関係団体等】

- ・ 活力ある若者たちが集い、楽しめる機会を創出する。
- ・ 地域イベント等を開催し、地域で子どもを育む環境を創出する。
- ・ 子育てに係る地域貢献活動を行う。

▶ 重点項目3：学びやすい

重点項目について、次のとおり協働によるまちづくりを進めます。

町が果たすべき役割

- ・ 知・徳・体・食のバランスのとれた児童・生徒の育成を図るため、特色ある教育を推進する。
- ・ 家庭や地域、官公庁、企業などが連携し、社会のつながりの中で協働的な教育を推進する。
- ・ ICT機器を活用し、高度情報社会において活躍できる学校教育DXを推進する。
- ・ 家庭や子どものニーズに合わせた学びの機会を提供する。
- ・ 学校施設における設備の整備を行い、安全安心な学校環境を維持する。
- ・ 学校給食の充実や食育を通して、望ましい食生活や食習慣の涵養^{かんよう}を推進する。
- ・ 公共施設を拠点に、文化や趣味、家庭教育等各種講座を開催し、幅広い参加機会の提供を行う。
- ・ 青少年を取り巻く環境の浄化に努める。
- ・ ボランティア活動や見守り等の研修会を開催し、活動への参加を促進する。
- ・ ボランティア活動を支援する。
- ・ 男女共同参画の推進を図る。
- ・ 町民会館自主事業を実施し、文化・芸術に対する関心を高める。
- ・ 文化活動団体や施設利用団体の活動を支援する。
- ・ 文化施設を安全に利用できるよう整備・維持管理を行う。
- ・ 収蔵資料を活用した展示等を行い、郷土への愛着形成を図る。
- ・ 地域や学校と連携し、読書活動を推進する。
- ・ 人権意識の高揚、人権相談窓口について、関係団体と連携し周知を図る。

協働によるまちづくり

【町民】

- ・ 子どもに基本的な生活や学習の習慣を身に付けさせる。
- ・ 学校、PTA等が行う事業、研修等に積極的に参加し、社会・家庭教育について理解を深める。
- ・ スクールガードリーダーに協力する。
- ・ 子ども110番の家に協力する。
- ・ 見守り活動に協力する。
- ・ 生涯を通して学習や文化活動に関心を持ち、積極的に取り組む。

【事業者・関係団体等】

- ・ 子どもたちに体験学習等の機会を提供する。
- ・ 青色回転パトロール活動に協力する。
- ・ こども110番の店に協力する。
- ・ 見守り活動に協力する。
- ・ ボランティア活動に参加・協力する。
- ・ 伝統芸能（お囃子・太々神楽等）の保全と次世代への伝承を行う。

▶ 重点項目4：高齢者や障がい者にやさしい

重点項目について、次のとおり協働によるまちづくりを進めます。

町が果たすべき役割

- ・ 高齢者が生きがいを持ち、安心して自立した生活を継続できるよう、日常生活を支援する。
- ・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保された地域包括ケアシステムを構築する。
- ・ 認知症への理解を広めるとともに、認知症になってもその人らしい生活を送れるよう支援する。
- ・ 相談体制を充実させ、高齢者や障がい者、その家族の抱える不安を解消できるよう支援する。
- ・ 障がい者とその家族が安定した生活を送れるよう適切な障害福祉サービスを提供する。
- ・ 障がい者の権利擁護や差別防止を図りながら、障がい者の自立及び社会参加に向けた活動を支援する。
- ・ 成年後見制度の利用促進を図り、高齢者や障がい者の権利・財産・尊厳を守る。
- ・ 高齢者や障がい者の外出支援等を目的とした交通サービスの拡充を図る。

協働によるまちづくり

【町民】

- ・ 高齢者や障がい者への理解を深め、地域住民が互いに協力しながら、必要な支援を行う。
- ・ 地域の活動や健康づくり活動、イベント等に参加し、地域交流を図る。
- ・ 地域の見守り活動に積極的に参加する。
- ・ 高齢者世帯への声かけを実践し、異変に気づいたら見過ごさずに、すぐに町へ連絡する。
- ・ 自立した生活を続けられるよう、地域とのつながりや生きがいを持ち、健康状態の維持、介護予防に努める。
- ・ 地域とのつながりを大切にし、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう寄り添う。

【事業者・関係団体等】

- ・ 地域の見守り活動に積極的に参加し、高齢者や障がい者の安心につなげる。
- ・ 高齢者の外出機会創出につながるイベントを開催し、参加の支援及び促進を図る。
- ・ 介護サービスを安定的に提供し、サービスの質の向上を図る。
- ・ 高齢者の自立した生活を実現するため、介護予防や医療等の必要とされるサービスを提供する。
- ・ 障がい者の雇用拡大を図る。
- ・ 障がい者等に配慮した対応をとる。

2. 活気あふれるまち

観光資源や町の魅力の創出とシティプロモーションによる観光PRにより、ライトレール(LRT)で生まれた新たな人の流れを町内へ誘導するとともに、町内商工業者を支援することで、町と地域経済の活性化につなげます。

持続可能な農業を実現するため、農業基盤の整備や付加価値の高い農業、スマート農業を推進するとともに、担い手の育成を図ります。

自身の健康を知る機会の提供、健康的な食事や生活習慣病への理解を深める機会を創出します。また、総合型地域スポーツクラブの設立や体育施設への空調設備導入などにより、町民の皆さまがスポーツに親しむ機会や快適な施設環境を提供します。

人とモノの流れを活発に

稼げる農業に

いつまでも健康に



▶ 重点項目5：人とモノの流れを活発に

重点項目について、次のとおり協働によるまちづくりを進めます。

町が果たすべき役割

- ・ 観光資源や町の魅力の創出とシティプロモーションによる観光PRを積極的に行い、町観光協会や県等との広域的連携の中で誘客を図る。
- ・ ターゲット層に応じたPR手法を用いることで効果的・効率的な観光情報の発信に努める。
- ・ 「道の駅はが」は、地域のにぎわい拠点及び情報発信拠点としての機能を向上させる。
- ・ 地域活性化に取り組む事業者・関係団体等への支援・育成を図る。
- ・ 新規開業や事業承継する事業者及び分野・販路拡大に取り組む事業者を支援し、地元商工業の活性化を図る。
- ・ 地元購買力を高めるため事業者及び消費者への支援に取り組む。
- ・ 産業団地の整備などにより企業誘致を図る。
- ・ 企業の立地や設備投資への支援を推進する。
- ・ 商工団体や企業との連携を図る。
- ・ 企業における人材確保の取組を支援する。

協働によるまちづくり

【町民】

- ・ 町の魅力をSNS等を用いて情報発信する。
- ・ 町内で行われるイベントに参加・協力する。
- ・ 町内の商店や事業所を利用する。

【事業者・関係団体等】

- ・ 町の魅力発信につながるイベント等を企画・開催する。
- ・ 町内で行われるイベントに参加・協力する。
- ・ 町内特産品等を活用した商品開発を行う。
- ・ 地域のにぎわい創出に取り組む。
- ・ 町等と連携した雇用機会の創出に取り組むなど、産業の活性化に努める。

▶ 重点項目6：稼げる農業に

重点項目について、次のとおり協働によるまちづくりを進めます。

町が果たすべき役割

- ・ 農地の生産性向上を図るため、農業農村整備を推進する。
- ・ 農業用施設の防災対策を行う。
- ・ 遊休農地や違反転用の発生予防、早期発見及び解消に努める。また是正指導を行う。
- ・ 農地の集積・集約化を推進する。
- ・ 担い手の育成と農業者の所得向上を図るため、農作物栽培技術、機械施設整備等の支援を行うとともに、スマート農業を推進する。
- ・ 生産組織や農業団体等と協働し、ブランドづくりや環境保全型農業等を推進する。

協働によるまちづくり

【町民】

- ・ 農村環境の管理を適正に行う。
- ・ 農地管理や農作業にICTを活用し、効率性・持続可能性の向上に取り組む。
- ・ 6次産業化に積極的に取り組み、所得の向上を図る。

【事業者・関係団体等】

- ・ 農業用施設の維持・管理及び長寿命化に取り組む。
- ・ 6次産業化やブランドづくりに積極的に取り組む。
- ・ 農業者に対し、技術支援等を行う。

▶ 重点項目7：いつまでも健康に

重点項目について、次のとおり協働によるまちづくりを進めます。

町が果たすべき役割

- ・ 多くの方に検診を受けてもらえるよう、検診体制の充実を図る。
- ・ 健康的な食事(適度な塩分量・健康メニュー等)や運動ができる環境づくりを推進する。
- ・ 自身の健康を知る機会の提供や増加傾向にある生活習慣病への理解を深める。
- ・ 特定健診の実施や人間ドック・がん検診の助成による疾病の早期発見及び予防に努める。
- ・ 町民がスポーツに親しむ機会を提供する。
- ・ 町民がスポーツを楽しめる快適な施設環境を提供する。
- ・ 総合型地域スポーツクラブの設立を推進する。
- ・ 国民健康保険の健全な運営のため、医療費の適正化と国民健康保険税の安定的な確保に取り組む。
- ・ データヘルス※による健康の保持・増進を図る。

協働によるまちづくり

【町民】

- ・ 町や事業所で行う検診を受診するように努める。
- ・ 家庭でできる健康測定(体重、体脂肪、血圧)に意欲的に取り組む。
- ・ 塩分摂取量の目標値を意識するなど、バランスの良い食事を摂り、健康維持のための運動を実践し継続する。
- ・ 運動の大切さを理解し、ライフスタイルに応じたスポーツを実践する。
- ・ スポーツイベントに積極的に参加する。

【事業者・関係団体等】

- ・ 就業者の健診受診率向上のための働きかけを行う。
- ・ 就業者の運動意識向上のための働きかけを行う。
- ・ 地域住民が参加しやすいスポーツイベント等を開催する。

※データヘルス：国民健康保険者が特定健診の実施やレセプト等から把握した健康・医療情報を活用・分析し、それに基づいて実施する効果的かつ効率的な保健事業のこと。

3. 持続できるまち

SDGsの達成に向けたカーボンニュートラルの実現のため、町民・町内立地企業の皆さまと連携したCO2の削減と森林保全に取り組みます。また、宇都宮市と連携した「脱炭素先行地域」や宇都宮ライトレール(株)等との「脱炭素化推進連携協定」を軸に広域的な事業を展開します。

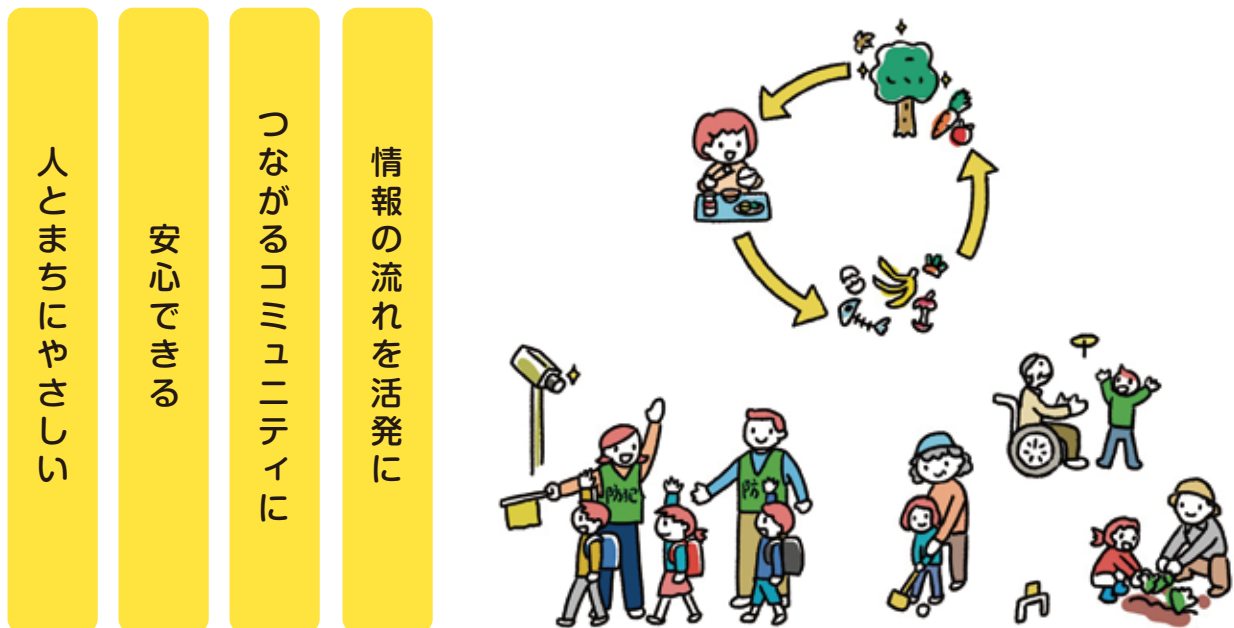
また、ごみの減量化を図る循環型社会「環の町芳賀」の取組をさらに進めます。

災害による被害を軽減する取組や犯罪を未然に防ぐための抑止力向上を図り、安全安心を確保するため、「自助・共助・公助」による災害・犯罪対応力の向上を図ります。

自治会、行政区等の地域コミュニティの活性化を図る取組について支援するとともに、地域が連携し、人と人がつながり続けるコミュニティの形成を図ります。

また、人と地域、人とまちをつなげる公共交通の充実を図ります。

効果的な情報発信を行うとともに、町民参画を実現するための広聴機能の充実を図ります。また、DXを推進し、町民誰もがデジタル化の恩恵を享受できるまちを目指します。



▶ 重点項目8:人とまちにやさしい

重点項目について、次のとおり協働によるまちづくりを進めます。

町が果たすべき役割

- ・ 循環型社会「環の町芳賀」の取組に資する町民や企業のごみ排出に係る活動を支援する。
- ・ リサイクル等に係る情報発信の強化に取り組む。
- ・ カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進する。
- ・ 町民や企業における再生可能エネルギーを活用するための施設設備の導入を支援する。
- ・ 空家の適正管理を支援するなど、町民の生活環境の保全を図る取組を実践する。
- ・ 公害やごみ、土砂等の不法投棄が発生しないよう監視及び情報発信を行う。
- ・ 公園施設等の適正管理を実施し、訪れるすべての方に憩い^{かんよう}の場所を提供する。
- ・ 農業・農村の有する多面的機能（自然環境保全・水源の涵養・景観の形成）を支える活動を支援する。

協働によるまちづくり

【町民】

- ・ ごみの分別を徹底し、積極的に資源物回収に取り組む。
- ・ 環境美化や環境保全に配慮した生活をする。
- ・ 快適な生活環境を守るため、自治会や行政区に空家に関する情報を提供する。
- ・ 公園や運動場を積極的に利用する。
- ・ 地域環境の保全活動に取り組む。

【事業者・関係団体等】

- ・ 環境美化や環境保全の活動を実践する。
- ・ カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進する。

▶ 重点項目9:安心できる

重点項目について、次のとおり協働によるまちづくりを進めます。

町が果たすべき役割

- ・ 防災力の維持と団員の負担軽減に資する消防団体制の見直しを検討する。
- ・ 町民の命・財産を守るため、必要な防災マニュアルを整備する。
- ・ 避難行動要支援者に対する支援体制を整備する。
- ・ 避難所環境の改善のため、必要な整備を行う。
- ・ 自助・共助・公助の役割意識の醸成による安全安心なまちづくりを推進する。
- ・ 防災情報の積極的な発信を行う。
- ・ 高齢者に対する効果的な交通安全教室を開催する。
- ・ 免許返納制度を推進する。
- ・ 田園型事故を防止するための啓発を実施する。
- ・ 関係機関と連携した防犯に関する教育や啓蒙活動を実施する。
- ・ 地域を巻き込んだ見守り活動を推進する。
- ・ 防犯カメラ及び防犯灯の設置と効果的な運用を推進する。

協働によるまちづくり

【町民】

- ・ 防災ハザードマップなどにより、避難情報や避難場所について家族で話し合う。
- ・ 防災訓練等に積極的に参加し、防災意識の向上に努める。
- ・ 災害時の情報収集手段を整える。
- ・ 災害に備え、非常用備蓄品の準備や食品のローリングストック※を行うとともに、非常用持出袋をすぐに取り出せる場所に備える。
- ・ 交通安全と防犯対策に関心を持つ。

【事業者・関係団体等】

- ・ 防災訓練等に参加し、地域防災力の向上に取り組む。
- ・ 地区防災計画の策定に取り組む。
- ・ 交通安全啓発活動に協力する。
- ・ 子どもの見守り活動に協力する。
- ・ 地域ぐるみの防犯活動に協力する。

※ローリングストック:常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法

▶ 重点項目10:つながるコミュニティに

重点項目について、次のとおり協働によるまちづくりを進めます。

町が果たすべき役割

- ・ 自治会等の地域活動を促し、魅力的な自治会等づくりへの支援を行う。
- ・ 自治会活動の負担軽減を図るための支援を行う。
- ・ 地域コミュニティの重要性を知らせ、自治会への加入を促す。
- ・ 自治会と連携し、安全で住みやすい地域づくりへの支援を行う。
- ・ LRTと接続する公共交通ネットワークの充実に取り組む。
- ・ デマンド交通の運営及び交通事業者への適切な運行支援を行う。
- ・ LRT沿線の立地企業との協働による景観形成を推進する。

協働によるまちづくり

【町民】

- ・ 自治会等の地域活動に参加する。
- ・ 自ら地域の問題や課題等の解決に取り組むとともに、その提言を自治会や町に行う。
- ・ 日常の移動手段の一つとして公共交通を積極的に利用する。
- ・ 公共交通の役割や重要性について理解と関心を深める。

【事業者・関係団体等】

- ・ 地域住民の交流の場となるイベント等を開催する。
- ・ 自治会・行政区活動の負担軽減に取り組む。
- ・ 町と連携し、地域課題の解決や地域活性化に取り組む。
- ・ 出前講座等を積極的に活用し、町の施策等への関心を高める。
- ・ 利用者のニーズを把握し、公共交通の利便性向上を図る。
- ・ 公共交通を積極的に利用する。
- ・ 町と協力し、LRT沿線の景観形成に取り組む。

▶ 重点項目11：情報の流れを活発に

重点項目について、次のとおり協働によるまちづくりを進めます。

町が果たすべき役割

- ・ 誰もが行政情報を入手しやすい環境を整える。
- ・ 広く町民の声を聴く機会を設ける。
- ・ 広報紙や芳賀チャンネルの特性を活かして、地域の情報や生活に必要な情報の提供を行う。
- ・ ICTを活用した行政サービスを誰もが安心して利用できるようにする。
- ・ ICTを効果的に活用し、地域の課題解決や活性化を図る。

協働によるまちづくり

【町民】

- ・ 町からの情報や取組に関心を持ち、まちづくりへの理解を深める。
- ・ 地域の情報を積極的に入手し、地域の取組に関心を持つ。
- ・ ICTがもたらす恩恵を積極的に利用する。

【事業者・関係団体等】

- ・ SNS等を活用した地域情報の発信に努める。
- ・ 町からの情報を多くの人に届ける取組を推進する。



第 4 章

基本計画

1. 施策の体系

重点施策	1 住みやすいまち																						
	好循環プロジェクト（脱炭素社会の実現・デジタル技術の活用）																						
	1-1 利便性が高い					1-2 子育てしやすい			1-3 学びやすい				1-4 高齢者や障がい者にやさしい										
基本施策	1-1-1 まちづくりの推進					1-1-2 道路・橋梁の整備、地籍情報の作成			1-2-1 子育て支援の充実			1-3-1 教育の充実	1-3-2 生涯学習の推進		1-3-3 男女共同参画の推進	1-3-4 人権の尊重	1-4-1 高齢者福祉の充実						
	都市計画の推進		空家の利活用の推進	市街地整備の推進	LRTの適切な維持管理と利用促進	下水道の整備	安全で利便性の高い道路網の整備	適正な道路の管理	適正な地籍情報の作成		母子保健の推進	児童福祉の充実	児童保育の充実	学校教育の充実	教育環境の充実	生涯学習の充実	文化活動の充実	総合情報館の充実	男女共同参画の推進	人権の尊重	高齢者福祉の充実	介護保険制度の適正な運用	地域包括支援センター機能の強化
施策	都市計画の推進		空家の利活用の推進	市街地整備の推進	LRTの適切な維持管理と利用促進	下水道の整備	安全で利便性の高い道路網の整備	適正な道路の管理	適正な地籍情報の作成		母子保健の推進	児童福祉の充実	児童保育の充実	学校教育の充実	教育環境の充実	生涯学習の充実	文化活動の充実	総合情報館の充実	男女共同参画の推進	人権の尊重	高齢者福祉の充実	介護保険制度の適正な運用	地域包括支援センター機能の強化
課名	都市計画課					建設課			子育て支援課			学校教育課		生涯学習課			住民課		健康福祉課				
係名	都市計画係		市街地整備係	LRT管理係	下水道係	土木係	管理係	地籍調査係		母子保健係	児童福祉係	児童保育係・祖母井保育園係	学校教育係	学校管理係	生涯学習係	文化振興係	総合情報館係	生涯学習係	住民戸籍係	介護保険係	地域包括支援センター係		

			2 活気あふれるまち				3 持続できるまち																																							
好循環プロジェクト（脱炭素社会の実現・デジタル技術の活用）																																														
1-4 高齢者や障がい者にやさしい			2-1 人とモノの流れを活発に		2-2 稼げる農業に		2-3 いつまでも健康に		3-1 人とまちにやさしい				3-2 安心できる			3-3 つながるコミュニティに		3-4 情報の流れを活発に																												
1-4-2	1-4-3	1-4-4	2-1-1	2-2-1			2-3-1	2-3-2	3-1-1	3-1-2	3-1-3	3-1-4	3-2-1	3-2-2	3-2-3	3-3-1	3-3-2	3-4-1	3-4-2																											
地域福祉の充実			観光・商工業の振興		農業の振興			健康づくりの推進		生涯スポーツの推進		カーボンニュートラルの推進		安全な環境の確保		町有施設の適正な管理		豊かな農村環境の維持		消防・防災機能の充実		交通安全の推進		防犯対策の推進		地域コミュニティの充実		公共交通の充実		DXの推進		広報・広聴の充実														
地域福祉の充実			障がい福祉の充実		国保・年金制度の維持			シティプロモーションの推進		農工業の振興			農業の振興			適正な農地の管理			生涯スポーツの推進		健康づくりの推進		環境の町芳賀の推進		カーボンニュートラルの推進		安全な生活環境の確保		町有施設の適正な管理		多面的機能支払交付金事業の推進		消防・防災機能の充実		交通安全の推進		防犯対策の推進		地域コミュニティの充実		公共交通の充実		DXの推進		広報・広聴の充実	
健康福祉課			住民課		商工観光課			農政課			健康福祉課		生涯学習課		環境課				農政課		総務課				企画課																					
福祉係			国保年金係		観光係			農工業係			農業振興係			農村整備係			農地係			健康係		スポーツ振興係		環境政策係				環境管理係		農村整備係		地域安全対策係				みらい創生係				情報化推進係		広報広聴係				

2. 課題解決のための重点施策（計画期間 R6 ～ R9）

町民の皆さまが抱えている課題を解決し、利便性・快適性・持続可能性が向上したまちを実現するため、以下の 5 施策を「重点施策」（※）に位置づけ、全庁的に取り組みます。

※第 7 次芳賀町振興計画前期基本計画（R6 年度から R9 年度まで）において推進する施策から、特に町民の皆さまの課題解決に資する施策をピックアップし、体系的に取りまとめたもの。

- 1 公共交通利活用 プロジェクト
- 2 持 続 可 能 プロジェクト
- 3 定 住 促 進 プロジェクト
- 4 健 康 増 進 プロジェクト
- 5 子 育 て 応 援 プロジェクト

本町では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、「芳賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、振興計画のリーディングプロジェクトとして位置づけ、人口減少対策に取り組んできました。取組の成果もあり、平成 28 年から 8 年連続で転入超過となっています。

今般、国においては、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、2023年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに策定し、令和4年12月23日に閣議決定されました。

町のさらなる地方創生の実現のため、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案した「第 7 次芳賀町振興計画」を策定し、地域版総合戦略としても位置づけます。

1 公共交通利活用プロジェクト

《プロジェクトの概要》

本町では、令和5年8月にLRT（ライトライン）が開業し、JR宇都宮駅とのアクセスが向上するとともに、バス路線の再編や交通結節点であるトランジットセンターを整備することで、様々な交通手段の連携が図られ、町内の交通環境が向上しました。

しかしながら、町民を対象としたアンケート調査等では、半数以上の方から公共交通のさらなる充実や公共交通を活用したまちづくりを望む声をいただいたことから、「公共交通利活用プロジェクト」を実施します。

本プロジェクトでは、公共交通のさらなる充実及び地域特性に応じた多様な交通手段が効果的・効率的につながる公共交通の最適化を図るとともに、デジタル技術を活用した公共交通サービスの利便性向上を図ります。また、公共交通によるアクセス性や回遊性を活かした観光資源の創出やシティプロモーションによる観光PR等の充実を図ります。

①公共交通網最適化事業

拠点間をつなげる新たな公共交通やAIオンデマンド交通の導入、デマンド交通及び福祉タクシーの機能拡充、MaaS等のデジタル技術の活用、カーシェアリングや複数拠点をつなぐ電動自転車、電動キックボード等のマイクロモビリティの導入を推進します。

また、町内の公共交通について、多様な関係者が連携、協働する持続可能な移動手段の確保について検討を進めるため「（仮称）公共交通利活用検討会」を創設します。

②公共交通利活用推進事業

LRT停留場に隣接するかしの森公園については、子育て世代の憩いの場、LRT利用者のニーズを満たす場、各種イベントの開催場所等、様々なニーズに対応した公園となるよう機能拡充を図ります。また、LRTと路線バスによるアクセスが可能となる道の駅はがにおいては、観光拠点及び情報発信拠点としての機能強化を図るほか、芳賀遊水地及び桜堤遊歩道の整備を進め、シェアサイクル等による回遊できる魅力的な観光資源を創出します。

③シティプロモーション推進事業

宇都宮市街地からのアクセス性を活かした関係人口・交流人口・定住人口の増加を図るため、LRTと芳賀町の特色を組み合わせた新たな体験型コンテンツ（L×haga）をスタートさせ、LRT×農業体験、バーベキュー、温泉等、芳賀町の魅力をPRするなど、地域ブランディングの強化によるシティプロモーションに取り組みます。

さらに、観光DXを推進し、収集されたデータの分析・利活用を行い、観光戦略や新たな取組の検討を進めるとともに、民間団体等と連携した地域活性化を促進するため、地域活性化に取り組む民間団体等への支援・育成を図ります。

《プロジェクトの概要》

世界的な気候変動への対応や人口減少・少子高齢化による人材不足等への対応として、カーボンニュートラルの実現に向けた取組やデジタル社会の実現に向けた DX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組の必要性が高まっています。

また、町民を対象としたアンケート調査では、「安全安心なまちづくりの推進」への関心が最も高く、激甚化・頻発化する災害に対する防災機能の充実や防犯対策・交通安全対策の推進が求められています。

これらの背景から、豊かな自然環境を保持しながら、人と人、人と地域などがつながる、持続性のある（サステナブル）社会の実現を図るとともに、次世代を担う子どもたちが安心して住み続けることができる町となるよう「持続可能プロジェクト」を実施します。

本プロジェクトでは、各施策へのデジタル技術の導入検討や、官民が連携したカーボンニュートラルの取組、自然環境の保全活動の推進、町民・事業者・関係団体等が連携した防災・防犯・交通安全対策、地域コミュニティの維持等を図ります。

①自治体 DX 推進事業

スーパースマートタウンの実現に向けて、「誰一人取り残さない 人にやさしいデジタル化」により、町民の利便性・快適性が向上したまちの実現を図るとともに、デジタル技術を用いた地域の課題解決を図ります。

また、自動運転技術の導入やスマートフォンアプリを活用した公共交通の利便性向上、EV（電気自動車）のカーシェアリング、自転車レンタルシステムの導入、健康管理アプリによる生活習慣改善への支援、災害時におけるドローンの活用等に取り組みます。

②カーボンニュートラル推進事業

町民や企業と連携したエネルギーの地産地消や再生可能エネルギーの活用、環の町芳賀の推進に積極的に取り組むとともに、その取組を加速するため、町民や企業における太陽光発電・蓄電池整備への支援を推進します。

また、公共施設等への太陽光発電設備や蓄電池設備の導入、EV 車の購入や充電設備の整備を進めるなど、カーボンニュートラルの推進を分野横断的な施策と位置づけ、全庁的にその実現に向けて取り組みます。

③持続可能な地域づくり事業

町民・事業者・関係団体等が連携しながら、多発する大規模災害や複雑化する犯罪等に対応するため、全自治会での地区防災計画の策定支援や主要道路や集落、小中学校周辺への防犯カメラ設置を継続して行うほか、関係団体等が設置する防犯カメラに対する支援についても検討を進め、町に関わる全ての人々が安全安心に暮らせるまちづくりを推進します。

また、地域の活動や豊かな自然環境を次世代へつなげるため、自治会・行政区活動における負担軽減策への取組支援を強化し、人と人、人と地域がつながり続けるコミュニティの形成を図りながら、地域と一体となり地域課題の解決や地域活性化に取り組むとともに、多面的機能支払交付金事業の推進による農地・水路・農道等の管理の効率化を図ります。

《プロジェクトの概要》

LRTの開業や隣接地の開発が進んだこと等により、町内の利便性が向上し、祖陽が丘地区の宅地分譲が完売するなど、町内における宅地需要が高まっています。

良好な住環境の創出や新たな住宅地の供給、魅力的な雇用の創出は、町外からの転入者数の増加に寄与するのみならず、町内からの転出者数の減少にも効果が期待できることから、「定住促進プロジェクト」を実施します。

本プロジェクトでは、移住・定住の促進を図るため、町中心部やLRT沿線に近接する地区等において、土地区画整理事業や地区計画制度等を活用したカーボンニュートラルに配慮した災害に強い住宅地の整備を進めるとともに、雇用の創出に向けた新たな産業団地の検討などを実施します。また、増え続ける空家の利活用と適正管理を推進します。

① 居住環境整備事業

町中心部である祖母井地区においては、市街化区域内の公共施設整備を進め、町体育館跡地周辺では住宅地整備に着手します。また、祖母井北部地区においては、地域住民との協働によるまちづくりの検討を行い、事業化に向けた合意形成と整備計画の策定を進めます。

LRT沿線に近接する下原地区においては、地区計画制度等を活用し、既存住宅地の環境改善を図りながら、産業拠点における住の機能の一部を担うとともに、公共交通によるカーボンニュートラルが実現した良好な環境の生活拠点の形成を地域住民や民間事業者等との協働により進めます。

また、北部第2地区ほ場整備事業で創設した非農用地のうち、役場から道の駅はがまでのエリアについては、居住機能を強化する公益施設の再配置や観光施設の機能拡充を図るとともに、必要かつ適切な規模の非住居系市街化区域の拡大を検討します。

② 空家利活用促進事業

年々増え続けている空家の対策として、空家利活用推進窓口を新たに設置するとともに、空家相談会を開催し、空家の積極活用を推進します。

また、空家バンクへの登録を促し、移住定住希望者のニーズに応えられるよう民間事業者等と連携した施策を行うとともに、自治会・行政区等と連携した空家の適正管理を推進します。

③ 新産業団地創出事業

新たな産業団地の創出に向けた検討を開始するとともに、町内立地企業と連携した雇用の創出と魅力的な就業環境の周知を行います。

《プロジェクトの概要》

町民の健康寿命は県内下位となっており、特定健診結果有所見率によると、生活習慣病の要因となる血糖・血圧・脂質異常やメタボ該当者の割合が高く、県内最下位となっています。

こうした状況から、生活習慣病などの疾病を予防し、誰もが健康で元気に生活し続けることができるよう「健康増進プロジェクト」を実施します。

本プロジェクトでは、年齢や身体機能等に応じた健康づくりの推進や健康測定会の開催などにより、町民の健康への関心を高め、継続的に健康づくりに取り組む意識を醸成するとともに、民間事業者や地域と連携した運動習慣の定着に取り組むことで、疾病の予防や健康寿命の改善を図ります。

①健康づくり推進事業

健康測定会の開催や地域での健康づくり事業、各種運動教室、食生活の改善、歯周疾患検診、検診未受診者への個別勧奨等のさらなる充実を図るとともに、健診結果データを「見える化」した個別通知により、健康への関心を高め、継続的に健康づくりに取り組む意識を醸成します。

また、プロスポーツチームなど民間事業者と連携した健康づくりやスポーツ教室等を実施し、無関心層への意識付けを図ります。

②スポーツ活動推進事業

町民の健康増進・体力向上が図れるよう、総合型地域スポーツクラブを設立し、町民が広くスポーツに親しむことができる環境を提供するとともに、町民が快適にスポーツに親しめるよう体育施設への空調設備の導入など機能強化を図ります。

また、中学校部活動の地域移行を進め、充実した技術指導や多様な部活動を提供し、スポーツや文化活動を通して健全な心身を養い、生涯を通してスポーツや文化活動に取り組む意識を醸成します。

《プロジェクトの概要》

町民や転入者を対象としたアンケート調査では、「出産・子育てがしやすい環境」や「学校教育・児童教育の充実」が町に期待する事業の上位に位置しており、子育て支援や子どもの教育のさらなる充実が求められています。

こうした関心や期待に応えるため、少子化対策につながる子育て支援や次世代を担う子どもたちへの教育内容の充実を図るため「子育て応援プロジェクト」を実施します。

本プロジェクトでは、結婚から妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援のさらなる充実を図るとともに、学校教育のICT化による教育環境の向上や教育課程特例校制度を活用した英語教育の充実に取り組みます。

① 子育て支援事業

広域的な結婚支援や妊娠・出産・子育てに関する取組を通して、婚姻数や出生数の改善を図ります。また、こども家庭センターを新たに設置し、保健師や社会福祉士等の専門職を配置することにより、多様なニーズに対応できる体制を構築し、妊産婦や子どもとその家族の相談支援を一体的に行うとともに、相談者と必要なサービスをつなげます。

病児保育やショートステイ、トワイライトステイの受入れ先を増やし、利用者がより利用しやすくなるよう見直すとともに、実施したニーズ調査を踏まえ、休日保育の必要性の検討を進める等、さらなる子育て支援の充実を進めます。

子どもたちが安心して過ごせる環境を提供し、自己肯定感や人・社会と関わる力を育み、保護者も含めて包括的に支援する「子ども第三の居場所」の充実のための支援を行います。

仕事と家庭の両立の推進や、多様な人材が仕事や地域活動等に積極的に参画できる環境づくりを進めます。

② 子どもの教育充実事業

学校教育のICT化を進めるとともに、学校教育DXを推進し、児童生徒一人ひとりに合わせた教育を行います。また、子どもたちの熱中症対策として、体育館への空調設備設置を進めます。

教育課程特例校制度を活用して、小学校1年生から特色ある英語教育に取り組み、小学校から中学校までの継続した英語教育により、町内全児童・生徒の英語力の向上を図ります。

学校運営や学校の課題に対して保護者や町民が参画し、地域と学校が一体となって子どもたちを育むコミュニティスクール（学校運営協議会制度）を進め、多様な人との関わりや体験を通して、郷土愛の醸成を図るとともに、子どもたちの健全育成を図ります。

SDGsを教育に取り入れ、幅広い視野を持ち、自分で考え、行動できる人材を育成します。

子どもたちが「食」に関する正しい知識を身につけ、望ましい食習慣を実践することができるよう食育や学校給食の充実を図ります。

3. 分野別計画

1-1-1 まちづくりの推進

1-1-1-1 都市計画の推進

現状と課題

人口減少・少子高齢化の進展に対応するため、医療・福祉・商業等の日常生活に必要な都市機能や居住機能を、既存の市街地を中心にバランス良く蓄積させるコンパクトなまちづくりを進めていくことが重要となっています。

町唯一の住居系市街地である祖母井地区に居住を誘導するとともに、不足している都市機能を誘導することで町の中心としての充実を図り、歩いて暮らせる魅力ある市街地の形成を進める必要があります。

市街化調整区域においては、既存集落・住宅地の維持・保全を図るとともに、町北部及び町南部の生活拠点となる下原地区と橋場地区において、生活拠点の形成を図ることが必要です。

産業拠点の機能強化及び将来にわたる雇用の創出を図るため、既存工業団地の機能強化を図るとともに、新たな産業団地の創出に向けた土地利用を検討し、推進していくことが必要です。

既存の公園については、安全で利用しやすい公園を維持管理していくことが必要です。また、LRT 停留場に隣接するかしの森公園や桜堤整備を進めている芳賀遊水地については、町民の憩いの場及び観光誘客の場として整備する必要があります。

平成6年4月1日から供用開始した、町唯一の町営住宅である赤坂団地は、今後老朽化による修繕が増加していくことが懸念されます。芳賀町公営住宅等長寿命化計画に基づき、施設や設備の長寿命化対策及び計画的な改修・更新を行っていく必要があります。

方針

- ・人口減少・少子高齢化社会に適応できるまちづくりを推進します。

目標

・居住環境の整備

良好な田園環境の保全と環境との調和による住みよい生活環境の形成を図ります。

新たな住宅地の創出に向け、LRT 沿線に近接する下原地区において、地区計画制度等を活用し、既存住宅環境の改善を図りながら良好な生活拠点の形成を目指します。祖陽が丘住宅団地の商業用地については、住宅用地としての再分譲に取り組みます。

より安全安心なまちづくりに向け、芳賀町建築物耐震改修促進計画に基づき、既存住宅の耐震化の普及啓発を継続して行うとともに、耐震対策等への支援に取り組みます。

町営住宅の適切な居住環境の形成に向け、芳賀町公営住宅等長寿命化計画に基づきながら、計画的な修繕・改修に取り組みます。

・定住促進事業の推進

町外からの移住者の増加や町外への人口流出の抑制を図るため、町内に定住するための住宅の取得等に補助金を交付する定住促進事業を推進します。

・新たな産業団地の創出

雇用の創出や財政基盤の確保に向けて、今後の社会情勢の変化や企業の立地需要に対応した、新たな産業団地整備に関する調査研究を進めます。

・公園設備の充実

都市公園施設の健全度調査を行うとともに、長寿命化対策や計画的な更新に取り組みます。LRT 停留場に隣接するかしの森公園については、子育て世代の憩いの場、LRT 利用者のニーズを満たす場、各種イベントの開催場所等、様々なニーズに対応した公園となるよう機能拡充を図ります。

成果指標

	基準値	目標値
計画的なまちづくりが行われている（NSI 値）	46.7 (R5)	52.0 (R9)
定住促進事業による転入・転居者数	172 人 (R5)	180 人 (R9)

現状と課題

人口減少・少子高齢化が進むことにより、今後も空家の増加傾向が続くことが予想されます。

空家等の増加は、安全安心な住環境を悪化させるという認識のもと、適正な管理を促し、適正な管理がなされていない空家の減少を図りつつ、新たな空家の発生を抑制する必要があります。

また、活用できる空家については、空家バンク制度を活用した利活用を推進し、移住定住の促進を図る必要があります。

方針

- ・空家の利活用により、定住人口増加を推進します。
- ・安全で快適な生活環境を保つため、空家の適正管理を推進します。

目標

・空家の発生予防と利活用の促進

少子高齢化が進むことにより、今後空家等も増加することが予想されます。

ひとり暮らし高齢者など、将来空家になる可能性がある場合、福祉分野等と連携して所有者等への啓発に取り組み、管理不十分な空家の発生予防を図ります。

利活用が可能な空家については、空き家バンク制度を活用した改修等の支援や民間事業者等と連携した相談会の実施など、利活用による移住定住の促進を図ります。

・空家の適正管理の推進

管理されていない空家の増加は、環境衛生や防災・防犯等、近隣に悪影響を及ぼすことが懸念されます。所有者等に適正な維持管理を促すとともに、老朽化が進んだ空家については、解体に関する支援に取り組み、安全な生活環境の確保に努めます。

成果指標

	基準値	目標値
空家バンクによる転入・転居世帯数	2世帯 (R5)	5世帯 (R9)
空家対策の推進などにより、快適な生活環境が確保されている (NSI 値)	51.5 (R5)	53.5 (R9)

現状と課題

本町の市街化区域は約 468.5ha で、うち工業系用途地域が約 395.3ha と全体の約 84% を占め、住居系用途地域は約 73.2ha となっています。

住居系用途地域の内、中心地である祖母井地区が約 56ha となっており、祖母井南部地区は土地区画整理事業により面的な整備が完了し、祖母井中部地区は都市計画道路 3・4・502 号祖母井中央通りの整備が栃木県により進められており、同事業にあわせて一部区域で祖母井中央土地区画整理事業が進行中で、新規の住宅も立地してきている状況です。都市計画道路の整備推進と東西方向の幹線道路や生活道路、公共下水道の整備が課題です。祖母井北部地区は都市基盤施設が未整備となっており、今後祖母井中部地区から延伸する都市計画道路 3・4・502 号祖母井中央通りの整備にあわせて土地区画整理手法等により都市基盤施設や公共下水道を整備し、宅地の利用増進と農地や未利用地の都市的土地利用への転換により定住人口を増加させることが課題です。

また、安全安心のまちづくりの観点から、近年頻発する大雨災害や予想困難な地震災害に備えることが重要であり、祖母井地区周辺で施行中の北部第 2 地区ほ場整備事業によって創出される非農用地を活用した市街地の雨水排水対策や祖母井北部地区での面整備と一体となった非農用地の土地利用も検討課題です。

今後祖母井地区においては、人口の自然減に伴う空家や空地の増加が予想され、市街地整備手法を活用したこれらの解消も課題です。また人口の流出を抑制するためには、通勤、通学、医療受診など他の市町との交通ネットワークの強化が必要であり、バスやデマンド交通等と LRT との連携が課題です。

方針

- ・祖母井（中部・北部）地区の市街地整備を進めます。

目標

・快適で安全安心なまちづくりの推進（祖母井中部地区）

町道の拡幅整備及び新規町道整備により地区内の良好なネットワーク形成を図ります。

また、近年頻発する大雨に備えて、地区内を南北に縦貫する排水路の改修や雨水調整池の整備を検討します。

・都市的土地利用のための土地区画整理事業の推進（祖母井北部地区）

祖母井中部地区から延伸する祖母井中央通りの整備にあわせて、宅地の利用増進と農地や未利用地の都市的土地利用への転換により定住人口を増加させるため、土地区画整理事業の事業化に向けた取組を推進します。

成果指標

	基準値	目標値
祖母井中心市街地の計画・整備が良好に推進されている (NSI 値)	49.8 (R5)	53.0 (R9)
祖母井北部地区の事業化に向けた取組が推進されている	－ (R5)	34.0% (R9)

1-1-1-4 LRTの適切な維持管理と利用促進

現状と課題

令和5年8月にLRTが開業を迎え、今後は安定的な経営が継続できるよう、宇都宮市及び宇都宮ライトレール株式会社と連携し、様々な利用促進の取組を行うことが必要です。

また、安全な運行ができるよう、軌道施設を適切に維持管理していく必要があります。

施設の日常的な維持管理については、宇都宮市及び宇都宮ライトレール株式会社とともに申請した軌道運送高度化実施計画の内容に基づき、施設を正常に保持し、輸送の安全確保を正確かつ迅速に行えるよう、運行を担う宇都宮ライトレール株式会社に委託します。

LRTの運行開始による交通環境の変化によって、LRTに関連した交通事故が発生していることから、交通ルールのさらなる周知が必要です。

加えて、現在のLRTの運行区間は、JR宇都宮駅から町西部に位置する工業団地までであり、より多くの町民がLRTの利便性を享受できる環境の構築、さらなる交流人口の増加や定住の促進につながるよう、祖母井市街地への延伸を検討する必要があります。

方針

- ・安全安心な運行ができるよう、LRTの適切な維持管理を行います。
- ・将来にわたる安定的な運行の継続のため、LRTの利用者増加を目指します。

目標

・LRTの適切な維持管理

公共交通ネットワークの基軸であるLRTについて、安全安心な運行ができるよう、適切な維持管理を行います。

・LRTの利用促進

安定的な運行が継続できるよう、宇都宮市及び宇都宮ライトレール株式会社と連携し、LRTの利便性向上など、利用促進に向けた取組を進めます。

・将来的な延伸の検討

LRTの整備効果を最大限に高め、さらなる交流人口の増加や定住の促進につながるよう、祖母井市街地への将来的な延伸について検討を行います。

成果指標

	基準値	目標値
LRT 町内停留場の土日平均乗降者数	1,142 人 (R5)	1,266 人 (R9)

現状と課題

生活排水については、農業集落排水事業と公共下水道事業の集合処理を行っており、集合処理以外の地区においては合併処理浄化槽への転換を推進してきた結果、令和4年度末時点の生活排水処理人口普及率は96.9%で、県平均の89.3%、全国平均の92.9%を上回っています。

しかしながら、公共下水道による処理の割合は、事業着手が遅かったことから近隣市町と比べて低い現状にあるため、今後も重点的に整備を進める必要があります。また、整備完了地区の接続率の向上も課題となります。

農業集落排水事業については施設の老朽化が進んでおり、適正な排水処理を行うために修繕と管理の経費が増加しています。大規模修繕を見据え、公共下水道への接続など今後の処理方針について検討する必要があります。

また、令和6年度から公共下水道事業及び農業集落排水事業が公営企業会計に移行することから、複式簿記での会計処理による財政状況の把握を行い、適正な経営管理を行っていく必要があります。

※生活排水処理人口普及率：総人口のうち、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等により生活排水を処理している人口の割合

方針

- ・汚水を衛生的に処理し、快適で住みよい環境を整備・維持します。

目標

・公共下水道事業の推進

清らかな水環境を創出し、快適で住みよい生活環境を形成するため、処理施設の良好な維持管理、処理区域の拡大と接続率の向上に努めます。

水処理センターにおいては増設工事を完了させ、処理水量の増加を図ります。

全体計画については土地利用方針の変更等に併せ見直します。

事業計画区域内の未整備地区（三日市、下原など）の整備を重点的に進めるほか、下原地区居住拠点及び祖母井北部市街地について整備方針を定め、整備を進めます。

・農業集落排水施設の適切な維持管理

農業地域の快適な生活環境を維持するため、既存の 8 箇所の処理場の良好な維持管理に努めます。また、管路や処理場設備の適切な改修と更新を実施します。

・合併処理浄化槽の普及

公共下水道、農業集落排水事業区域以外の未設置者や単独処理浄化槽設置者に対し、引き続き合併処理浄化槽の整備推進を図るとともに、既設置者に対しては適切な維持管理の啓発に努め、良好な水質環境を維持します。

成果指標

	基準値	目標値
生活排水の処理が適切に行われ、良好な水質環境が維持されている（NSI 値）	61.7 (R5)	65.0 (R9)
生活排水処理人口普及率	96.9% (R5)	98.0% (R9)

1-1-2 道路・橋梁の整備、地籍情報の作成

1-1-2-1 安全で利便性の高い道路網の整備

現状と課題

舗装率は非常に高い一方、安全な道路に対する町民の満足度は依然低い状況にあり、安全に対する町民の意識が高まっています。また、国県道のバイパス化等に伴い、町全体における利便性の高い道路網の構築については期待が高まっています。

町内には500km以上の町道認定された道路があり、町民一人あたりの町道延長及び行政面積に対する延長率はともに県内1位であり、大半が舗装されていることから、芳賀町の道路整備は概ね順調に進んでいます。また、歩道整備については、小学校周辺半径1kmを基準に整備を進めた結果、芳賀東小学校周辺を除いて完了しています。

今後は、人口減少・少子高齢化などの社会情勢の変化や、町民が求める価値観の多様化により、真に必要なかつ利用者の満足度を高める道路整備を行うこと、また、高度成長とともに整備された道路施設の急速な老朽化に対し、限りある財源を有効に活用しながら修繕を図っていくことが課題です。

方針

- ・計画的な道路整備の推進と、適切な維持管理を行います。
- ・橋梁点検と予防保全を推進します。

目標

・道路の整備

芳賀町道路整備長期計画を適宜見直し、道路拡幅・交差点改良等の道路整備を行い、人と物の流れを向上させるとともに、安全性の高い道路を整備します。

芳賀工業団地トランジットセンター付近や停留場付近の町道等では利用者の安全を確保できるよう歩道等設置を進めます。

また、住宅地整備を計画している、祖母井地区・下原地区の一部地域においては、増加する車や歩行者の動態に留意した道路計画・整備を行います。

・道路の維持・修繕

町内には 500km 以上の舗装道があり、主要な町道は交通量も多く、また近年の車の大型化により道路の損傷スピードが加速してきているため、計画的に整備と保全のバランスを図りながら、道路利用者に安全な道路を提供します。

また、適宜、修繕を行い健全な道路を維持します。

・橋梁の健全性の維持

重要な道路施設である橋梁については、道路法施行規則に基づく 5 年に 1 度の近接目視による点検を実施し、危険性を早期に把握します。合わせて橋梁長寿命化修繕計画による塗装工事や補修工事等の予防的修繕を実施して橋梁の健全性を継続させ、今後増大が見込まれる修繕・更新費を相対的に削減させます。

成果指標

	基準値	目標値
安全で便利な道路が整備されている (NSI 値)	49.3 (R5)	53.0 (R9)
健全な橋梁の割合 (点検結果Ⅱ判定以下／橋梁数)	96.3% (R5)	98.2% (R9)

1-1-2-2 適正な道路の管理

現状と課題

本町の町道整備は概ね順調に進み、舗装率は非常に高い一方、道路の安全に対する町民の満足度は依然低い状況にあり、道路管理に対する町民の意識が高まっています。また、国県道のバイパス化等に伴い、町全体における利便性の高い道路網の構築についても期待が高まっています。

町内には500km以上の町道認定された道路があり、町民一人あたりの町道延長及び行政面積に対する延長率はともに県内1位であり、大半が舗装されています。今後は、老朽化が加速する道路及び橋梁の点検を継続して行い、必要な修繕により施設の長寿命化を図り、計画的でバランスの良い整備を実施しながら、公共交通体系や生活様式、町民のニーズの変化に応じていくことが課題です。また、安全で利用しやすい道路とするために、日常的な管理と交通安全対策を実施していくことが重要となります。

方針

- ・交通安全対策を充実させます。
- ・自主的な道路愛護活動を推進します。

目標

・道路点検の実施

適正な維持管理を行うため、要領等に基づく点検、調査を確実に行うとともに、破損箇所や危険箇所等を早期に発見するために道路パトロールを行い、補修、改修を実施します。

・適切な交通安全施設の整備

交通事故多発箇所や通学路に重点を置き、ガードレールやミラー等の効果的な交通安全施設の設置を進めるとともに、老朽化した施設の更新を進めます。

また、自治会等の協力を得て危険箇所を把握し、改修を速やかに実施する等、交通安全対策を充実させます。

・未登記道路用地の解消

様々な事情により町へ所有権移転ができなかった未登記道路用地の登記処理を進めます。

・自主的な道路愛護活動の推進

路肩の保護や法面の草刈り等は、地域や道路隣接の方の協力をいただくことが必要です。自治会や公民館等の組織に呼びかけ、「地域の道は地域で守る」という道路愛護の意識付けをするとともに、芳賀町多面的機能支払交付金活動協議会と連携し、道路愛護活動を推進します。

成果指標

	基準値	目標値
安全な道路が身近にある（NSI 値）	49.8 (R5)	55.0 (R9)
安全で便利な道路が整備されている（NSI 値）	49.3 (R5)	53.0 (R9)
交通事故の防止活動が充実している（NSI 値）	52.6 (R5)	57.0 (R9)

1-1-2-3 適正な地籍情報の作成

現状と課題

地籍調査は、土地の境界確認や面積を測量する調査であり、調査で得られた正確な地図は地籍図として、法務局に備え付けられます。本町は平成24年度から事業に着手し、芳賀町地籍調査事業基本計画に基づき実施しています。境界確認等の現地立会いを丁寧に進めていますが、土地所有者の理解を得られなかったり、合意形成ができない、土地の権利や他事業が複雑に絡むなど、時間を要することが多数です。また、住居が遠方であったり、相続がされていなかったりと、所有者および相続関係者が見つからないことにより調査が進まないところもあります。このようなケースにより、登記できない地区が増加しています。

土地の境界トラブルの未然防止や災害時の復旧復興事業の円滑な実施のため、事業計画の見直しや登記未了地区の解消、各懸案事項等の解消が課題となっています。

方針

- ・地籍調査を着実に進め、適正な地籍情報を作成します。

目標

・適正な地籍情報（地籍図、地籍簿）の作成

芳賀町地籍調査事業基本計画に基づき、土地の境界を明確にし、地籍を確定させ、適正な地籍情報（地籍図、地籍簿）を作成します。

・地籍調査の推進

町民の協力が得られるよう、さまざまな広報・啓発活動を通して、地籍調査の必要性や地籍整備の状況をわかりやすく伝えます。

・地籍情報の有効活用

地籍情報については、道路管理や道路整備事業のコスト縮減、災害復旧・復興の迅速化、固定資産税の適正化等を進めるにあたり有効活用します。

成果指標

	基準値	目標値
適切な地籍情報が作成され、境界の明確化、土地取引の円滑化など、地籍情報が有効に活用されている（NSI 値）	53.5 (R5)	57.0 (R9)

1-2-1 子育て支援の充実

1-2-1-1 母子保健の推進

現状と課題

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、子育ての不安や負担感を抱える母親が増加しています。男性の育児休業取得率も少しずつ増えてきてはいますが、まだまだ少ない現状です。令和4年度の町民満足度調査では「児童・母子等の福祉の充実が重要」と感じている人は8割を超えていますが、「子育てに関する情報の提供や児童虐待の防止等、仕事をしながら子育てしやすい環境が整備されている」という人は6割を下回っています。令和5年度に行った町の調査では、教育費などの経済的不安、仕事と家庭の両立、自分の自由な時間が取れないに続き、自分自身の体調・体力・健康面に不安があると答えた人が18.7%いました。

若年妊婦や精神疾患の既往のある人、身近な支援者が不在の方の妊娠・出産・子育て、発達障がい等、課題を抱える母子も増加し、個別支援の強化とともに、子どもが家庭や学校だけでなく、地域にも支えられて健やかに育つような取組が必要です。

共働き世帯が増加し、ライフスタイルが多様化する中で、今後、子育てと仕事の両立を実現するため、事業者や町民一人ひとりがその重要性を理解し、柔軟な働き方を選択していけるよう情報提供等に取り組んでいくことや、関係機関が一体となって包括的に体制を構築していく必要があります。

子育て世代への包括的な支援施策の充実と機能強化が課題です。

方針

- ・母子の健康に関する情報を確実に届ける工夫をし、共有を図ります。
- ・安全安心に妊娠・出産・子育てができるよう、効果的で望まれるサービスや支援を充実させます。

目標

・正しい情報のタイムリーな発信と必要な人への確実な伝達

妊娠・出産・子育てに関する情報が氾濫する中、必要なときに必要な情報を入手し、活用できるよう、はがまるにこっとアプリ（母子手帳アプリ）やホームページ、芳賀チャンネル等を活用し、周知を図ります。

・子どもと母親の健康の確保及び増進

妊娠・出産・子育て各期における母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。生後間もない時期の疾病の早期発見や経済的負担の軽減のために、1か月児健診費用の補助を行います。

・こども家庭センターの周知と相談機能の充実

妊娠期から子育て期に切れ目のない支援を行うため、「こども家庭センター」を設置します。センターには、保健師や社会福祉士等の専門職を配置し、身近に相談できる機関として周知を図ると共に、多様なニーズに対応できるよう母子保健と児童福祉の連携を密にし、サポートプラン等の作成や相談支援体制の強化を図ります。

成果指標

	基準値	目標値
子育て支援の総合窓口を知っている人の割合 (20～49歳の子育て家庭)	23.2% (R5)	30.0% (R9)
妊娠出産について満足している人の割合	95.6% (R5)	95%以上を維持 (R9)
この地域で子育てしていきたいと思う親の割合	83.1% (R5)	90% (R9)

現状と課題

国の調査では、子どもの貧困率は 11.5%で、そのうち約半数をひとり親家庭が占めています。

町の児童相談は年間約 100 件、要保護児童対策地域協議会での管理件数は年間約 50 ～ 60 件で推移しています。

町で実施した調査のうち、保護者への調査では、「子育てに悩んでいること」として、教育費等経済的な不安が 42.2%で最も多く、次いで仕事と子育ての両立が困難 24.7%、自分自身の自由な時間が取れない 20.5%が続いています。一方で、相談相手や子育て仲間がいない、子育てに自信がない、子どもを好きになれないなどの回答をした人も一定数いることがわかりました。また、「子どもの将来で心配なこと」では、子どもに経済的な心配をかけていると回答した人が 8.4%いました。

小中学生への調査では、家や学校で嫌なことはないと答えた児童生徒が 60%以上いる一方で、話す相手がない 6.0%、孤独だと感じる 13.9%、困ったとき相談できる人がいない 8.4%となっています。

子育てを補完する福祉サービスの充実が求められており、多様な家庭背景にある全ての家庭が、必要な支援を受けられる体制を構築することが課題です。また、子ども自身が頼れる人や場所の情報提供を行うと共に、子どもの SOS に早期に気づき対応できる支援体制をつくることが重要です。

方針

- ・児童福祉に関する情報を確実に届ける工夫をし、共有を図ります。
- ・子育ての困難さを解消できるよう関係機関と連携し支援します。

目標

・こども家庭センターの周知と要支援及び要保護児童に対する相談支援体制の充実

子どもとその家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく行うため、「こども家庭センター」を設置します。センターには、こども家庭支援員を配置し、身近に相談できる機関として周知を図ると共に、多様なニーズに対応できるよう母子保健と児童福祉の連携を密にし、サポートプラン等の作成や相談支援体制の強化を図ります。

・児童虐待の防止及び対応

相談者や児童の思いを受けとめ、支援体制の総合調整や情報提供を行います。また、要保護児童対策地域協議会を活用し、定期的な構成員との協力連携や一時保護等の緊急時にも迅速に対応します。

・利用しやすい子育て支援サービスの充実

子ども第三の居場所、子どもの居場所、見守り配食サービス、子育て短期支援事業等、より利用しやすくなるよう見直し実施していきます。

・医療費支援の充実

定期的に町民ニーズを把握しながら、より利用しやすい制度になるよう検討を続けます。

成果指標

	基準値	目標値
子育てに負担や不安を感じている人の割合	23.4% (R5)	19.4% (R9)
児童虐待に関する相談窓口があることを知っている町民の割合	29.1% (R5)	33.1% (R9)
自己肯定感のある子どもの割合 (子ども第三の居場所利用児童対象の調査)	57.1% (R5)	60.0% (R9)
仕事をしながら子育てしやすい環境が整っている (NSI 値)	56.4 (R5)	59.0 (R9)

現状と課題

子育て世代を対象とした町のアンケート調査において、「病児保育・病後児保育が使いにくい」、「学童保育料も多子減免として欲しい」といった声があり、仕事をしながら子育てをするために必要な保育サービスの充実が求められています。また、保育士等の処遇改善の実施など、保育の受皿となる施設の保育士・看護師・学童支援員の確保について、量・質両面からの強化を図る必要があります。

学童保育については、現在、芳賀北小学童保育（おひさまクラブ）の利用者増により、学童保育室の他、生涯学習センター内の教室を借用し対応しています。芳賀南小学童保育（あおぞらクラブ）についても、学童専用の教室だけでは手狭なため、一斉下校日や長期休みの際には学校施設を借用しています。今後の利用者見込みを踏まえ、整備方針についての検討を行う必要があります。

町内唯一の公立園である祖母井保育園は、築 29 年(R5 年現在)を経過し、老朽化により、大規模改修が必要な時期にきています。公立園に対する運営費の国庫負担や、公立園の施設整備にかかる補助金等が廃止され、全国的にも民営化が進んでいる中、祖母井保育園の施設整備と合わせて、運営形態の検討を行う必要があります。

方針

- ・働きながら安心して子育てができる保育サービスや子育て支援を充実させます。

目標

・教育・保育施設の充実

子育てと仕事の両立を支援するため、認可保育所、認定こども園等と連携し、教育・保育施設の充実を図ります。国の基準よりも幼児に目が行き届きやすい保育士数を配置し、質の高い教育・保育を提供します。さらに、待機児童0を維持し、延長保育事業や一時預かり事業を継続して行い、保護者の多様な就労形態に対応します。

・障がい児保育、病児・病後児保育等の充実

障がいの状況に合わせて個別的な対応に配慮した集団保育を行います。また、子どもが病気や病気の回復期にあり、保護者が就労等により家庭での保育が困難な場合の保育について、受け入れ先を増やすなど利用者がより利用しやすくなるよう検討します。

・学童保育の充実

就労等により、日中保護者が家庭にいない児童が健全でのびのびと過ごせるような充実した学童保育を提供します。国の基準を上回る支援員、補助員を配置し、質の高い保育を提供します。

利用者の推移を注視し、施設環境の充実を図ります。

・子育て支援サービスの充実

子育て家庭同士の交流の場の提供を継続して行い、子育てを地域で支えるネットワークづくり等、地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりを目指すとともに、利用者のニーズをふまえた子育て支援サービスの充実を図ります。

成果指標

	基準値	目標値
待機児童数（保育園・認定こども園／学童保育）	0人／0人 (R5)	0人／0人 (R9)
保育園や学童保育、育児の支援等、子育てしやすい環境が整っている（NSI 値）	61.6 (R5)	66.0 (R9)
子育てに負担や不安を感じていない町民の割合	45.3% (R5)	53.0% (R9)

1-3-1 教育の充実

1-3-1-1 学校教育の充実

現状と課題

本町の児童・生徒の学力テスト（全国学力・学習状況調査、とちぎっ子学習状況調査等）及び全国体力・運動能力・運動習慣等調査は全国平均とほぼ同程度です。

学校教育の充実に対する町民の期待度は高く、知・徳・体・食のバランスがとれた教育の実践が課題です。

個別支援が必要な児童生徒が増加しており、質の高い特別支援教育の提供と増加傾向にある特別支援教育対象児童生徒への対応が課題です。

方針

- ・知・徳・体・食のバランスの取れた教育を推進し、新しい時代の担い手を育む学校教育を目指します。
- ・地域とともに歩み、誰一人取り残すことなく、すべての人が自己実現ができる学校教育を目指します。
- ・子どもと家庭への支援を強化し、虐待やいじめ、不登校の予防・改善を図り、すべての人が幸福感を得られる学校教育を目指します。

目標

・教育の充実

全国学力・学習状況調査や体力・運動能力調査等の結果分析を基に、学力アップ推進会議（※ 1）やこどもの体力向上推進委員会（※ 2）を核として、授業改善や身体活動による体力向上の推進により、学力と体力の向上を目指します。

授業改善では「みんなでわかる、みんながわかる、深い学びのある授業」を目指します。また、探究活動や課題解決学習を通して、持続可能な社会の形成を担うことのできる人の育成に努めます。そのために、学習指導助手やマスタースボランティア（※ 3）を継続配置し、チームティーチング（※ 4）による授業や個に応じた指導を行い、児童・生徒の学習意欲を高め、確かな学力を育みます。子どもたちが将来、国際社会の広い分野で活躍ができるように、義務教育 9 年間の継続した英語教育に力を入れ、ALT（外国語指導助手）・JTE（英語指導講師）を継続配置します。

体力向上の推進では、保育園・認定こども園での運動遊びを充実させるとともに、小中学校においても大学教授やマスタースボランティア、学生支援員、芳賀町スポーツ教室等と協働して、子どもの体力向上に努めます。

GIGA スクール構想によって導入整備された 1 人 1 台端末を効果的に活用し、子どもたちの興味・関心や資質・能力に応じて誰一人取り残すことなく育む「個別最適な学び」と子どもたちの多様な個性を引き出し、可能性を広げる「協働的な学び」の一体的な充実を目指します。

・地域・官学民との連携

教育活動の全てを学校運営協議会（※ 5）やはがまるふるさと大学（※ 6）などにより、地域と官学民の全ての人々が協働して実現できるようにします。

・相談体制の充実

教育支援センターにおける指導の充実を図り、不登校児童生徒や保護者に対し、社会的自立を支援します。相談体制の充実を目指し、町教育相談員や県スクールカウンセラー（※ 7）、町巡回相談員（臨床心理士）と学校、家庭及び関係機関との連携を強化します。保護者の疾病、貧困、その他家庭問題による諸事情や教育に関する不安等、児童生徒を含めた家庭に対し環境面からの支援を図るため、スクールソーシャルワーカー（※ 8）を継続配置します。いじめについては、未然防止を図り早期発見に努めるとともに、県のスクールカウンセラーや町教育相談員と連携した相談体制により早期解決に努めます。

・特別支援教育の充実

こども支援委員会、臨床心理士等による巡回相談、教育支援センターの充実を図り、保護者の理解と合意を得ながら適切な教育支援を推進します。保育園・こども園、子育て支援課等の関係機関と連携し、支援の必要な幼児の早期発見に努めます。家庭・学校・特別支援学校・医療機関等との連携、特別支援教育補助員、学生支援員の継続配置と活用を図り、相談支援を推進します。

- ※ 1 学力アップ推進会議：町内小中学校の学力向上担当者によって、学力向上に向けた取組について話し合う会議
- ※ 2 こどもの体力向上推進委員会：町内小中学校及び各園の体力向上担当者によって、体力向上に向けた取組を行っている委員会
- ※ 3 マスターズ・ボランティア：退職した教職員による学校支援ボランティア。
- ※ 4 ティームティーチング：複数の教師が役割を分担し、協力し合いながら、個に応じた学習や習熟度別学習等を行う指導形態。
- ※ 5 学校運営協議会：学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組んでいる組織
- ※ 6 はがまるふるさと大学：町職員等が小中学校に出向いて授業を行ったり、小中学生の質問に答えたりと、子どもたちの学びを協働して支える活動
- ※ 7 スクールカウンセラー：学校の相談室に勤務し、児童・生徒、保護者、教職員等の心理相談業務に従事する心理職。
- ※ 8 スクールソーシャルワーカー：児童生徒及び家庭支援のため、行政、福祉関係施設等の外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する福祉の専門家。

成果指標

	基準値	目標値
全国学力・学習状況調査（小中）の全国比（100あたり）	100pts (R5)	105pts (R9)
全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小中）の全県比（100あたり）	107pts (R5)	107pts (R9)
GTEC4 技能検定の TotalScore	Grade3 (R5)	Grade4 (R9)
不登校児童生徒数	47人 (R5)	35人 (R9)
バランスの取れた教育が実践されている（NSI 値）	51.4 (R5)	63.0 (R9)

現状と課題

学校施設については、長寿命化を図るための計画的な改修、体育館・特別教室への空調機設置の検討などが課題となっています。また、教育のDX化を進展し、学習と校務の環境を整え、児童生徒の情報活用能力の育成と教職員の働き方改革を推進するとともに、ICT機器の利便性を生かして個別最適な学びと協働的な学びを促進し、児童生徒が主体的・対話的な深い学びに取り組めるようにしていくことが課題です。

方針

- ・子どもたちが安全安心に快適に過ごせる学校教育環境の向上を図ります。
- ・学習支援システム等によって子どもたちが個別最適で協働的な学びに取り組めるように学校教育DXの整備向上を図ります。
- ・地産地消の促進や食と心身の発達に関する学びを通して、子どもたちの健全でたくましい成長を図ります。

目標

・学校教育環境の整備

各小中学校の施設、備品等について計画的に修繕等を行うことにより、子どもたちが安全安心に過ごせる教育環境を整備します。小中学校の体育館に空調設備を設置します。また、スクールガードリーダーや青色回転灯パトロール車等を活用し、通学路のパトロールを実施するとともに、通学路の安全点検を実施し、子どもたちの登下校の安全安心を確保します。

・ICT環境の向上

国の学校教育情報化推進計画に基づき、学習用端末や電子黒板等のICT機器を始めとして、すべての子どもたちが良質のネットワークが利用できるような環境を整備することで、誰一人取り残すことのない個別最適な学びと多様な個性を最大限に生かす協働的な学びの一体的な充実を図ります。また、教職員や子どもたちの情報活用能力の育成を目指し、ICT支援員による授業支援や教職員研修を行います。合わせて、ICT機器を安定的に運用できるよう学習用端末やネットワーク等の保守管理体制を構築します。さらに、校務支援システム等により、教職員の業務の負担軽減を図り、教職員が子どもたちとより多くの時間を向き合うことができるようにして、良質な教育が提供できるようにします。

・学校給食の充実と食育の推進

学校給食の充実、地産地消の推進を継続し、正しい食生活や望ましい食習慣を身につけさせるとともに、健全な心身の発達を促すことができるように、学校教育活動全体で食育の推進を行います。

・効果的な教育行政の推進

芳賀町こども憲章に基づき、やりぬく心や思いやりの気持ちを育て、心と体の強い子どもを育てため、教育委員会で施策や事務事業を継続して検討するとともに、総合教育会議により町長と教育委員会が連携して効果的な教育行政を推進します。

・人材の育成

地域や企業との連携により小中学生に様々な体験を通して学習する場を提供し、豊かな心と生き抜く力を養います。中学2年生を対象にした社会体験学習（マイチャレンジ）では関係機関と連携協力を図り事業を推進します。また、経済的理由により修学できない方に奨学資金を貸与（無利子）し、人材の育成に努めます。

成果指標

	基準値	目標値
児童生徒の交通事故件数	0 件 (R5)	0 件 (R9)
児童生徒の ICT スキルチェック平均値	88.2% (R4)	92.0% (R9)
朝食を食べる児童生徒の割合	93.5% (R5)	95.5% (R9)
教育環境が充実している (NSI 値)	54.6 (R5)	60.0 (R9)
町内に住所を有し、奨学金返還減免制度を活用する奨学資金貸付者の割合	49.0% (R5)	55.0% (R9)

1-3-2 生涯学習の推進

1-3-2-1 生涯学習の充実

現状と課題

学校運営協議会を更に活性化させ、「地域の教育力で未来を創る人材を育成する」ために、生涯学習で学んだ成果を子どもたちのために還元できるような機会や場を創出する必要があります。

施設利用団体やボランティア団体等の高齢化、固定化、減少に対し、新たな層が参加しやすい仕掛けづくりと、人材育成が課題です。

生涯学習を推進する上で、町民会館、生涯学習センター、総合情報館、スポーツ施設等は重要な拠点となることから、計画的な修繕等を行い、安全安心に利用できるよう施設の維持管理に努める必要があります。

方針

- ・住民の主体的な参画のための環境整備や、地域との連携・協働体制の構築を目指します。

目標

・生涯学習講座等の実施

町民の自ら学ぶ意欲と活動を支援するとともに、活動の機会と場を提供し、各事業の充実を図ります。また、学んだ成果により、地域で活躍できる場の提供も合わせて行います。

子どもたちには、芳賀町の自然を生かした直接体験を通して、自ら考え遊ぶことで、生きる力を育てるとともに、郷土愛を醸成するきっかけづくりの場を提供します。

・ボランティアの育成及び活用

地域社会の支え合いの希薄化により、地域コミュニティの衰退が問題となっている中で、地域の課題解決や地域ボランティア活動に取り組む人材の育成が重要であることから、ジュニアボランティア（中学生）、ジュニアリーダーズ（高校生）の活動を支援し、次世代を担う人材育成を図ります。

また、地域公民館や生き生き生涯学習友の会の活動を支援し、住民主体の地域づくり、持続可能な共生社会の構築を目指します。

・学校、家庭、地域との連携

子どもたちの生きる力は地域や社会の多様な人々と関わる中で育まれるものであることから、学校・家庭・地域が連携した多様な教育活動を推進します。

・生涯学習施設の適切な維持管理

施設の適切な維持管理を行い、安全安心に施設が利用できるよう管理します。

成果指標

	基準値	目標値
生涯学習に参加しやすい環境がある（NSI 値）	52.5 (R5)	56.0 (R9)
自分の良さを人のために生かしたいと思う 中学 2 年生の割合	76.9% (R5)	88.0% (R9)
地域や町民の自主的な活動が盛んである（NSI 値）	50.7 (R5)	55.0 (R9)

現状と課題

教育を核とした地域創成（「ひとづくりはまちづくり まちづくりはひとづくり」）を目指して、本町においては近隣市町に先がけて学校運営協議会を立ち上げ、町内の全小中学校をコミュニティ・スクール化しました。学校運営協議会を通して、「地域の教育力で未来を創る人材を育成する」ために、生涯学習で学んだ成果を子どもたちのために還元できるような機会や場を創出する必要があります。

また、施設利用団体や文化活動団体等の高齢化が進展していることから、新たな層が参加しやすい仕掛けづくりや人材育成に取り組むことで、町の貴重な文化芸術・伝統芸能が後世に伝承されるよう活動を推進する必要があります。

総合情報館においては、町民が無料で鑑賞できる身近な施設として、収蔵資料を生かした常設展や魅力ある企画展の開催に努めてきましたが、より質の高い展示や本町ならではの独自性を生かした展示を行い、町民の文化芸術に対する興味関心を高め、感性を育むことで文化レベル向上につなげていく必要があります。また、急激な社会情勢の変化に対応できる子どもたちの「生きる力」を育むために、読書の持つ大きな価値を再確認し、学校や地域との連携を深めながら、子どもの読書活動を推進していくことが求められます。

方針

- ・町民の文化活動を支援し将来を担う人材育成に取り組むとともに、町民会館の維持管理に努めます。

目標

・町民会館自主事業の充実

町民のニーズを把握し、幅広い年齢層に対応した自主事業（クラシックコンサート・ミュージカル等）を開催し、文化水準の向上に努めます。明日の芳賀町を担う子どもや青少年向けの自主事業を充実させ、主体的に文化・芸術を楽しむ子どもたちの育成を進めます。

・文化団体・太々神楽・浪漫太鼓の活動支援

文化芸術（無形文化財、伝統芸能、浪漫太鼓）が後世に伝承されるよう、子どもたちへの太々神楽や太鼓等の普及活動により人材育成に取り組み、文化団体を支援します。

・町民会館の適切な維持管理

芳賀町生涯学習施設等個別施設計画に基づき危険度と優先度を踏まえ、その都度に適切な改修工事により長寿命化を図り、持続可能な施設として保持していくため、機能維持を図ります。

成果指標

	基準値	目標値
伝統文化保存団体数	10 団体 (R5)	11 団体 (R9)
文化芸術に親しみやすい環境が整っている (NSI 値)	54.1 (R5)	60.0 (R9)

現状と課題

総合情報館は、図書館・博物館・文書館の複合施設であり、それぞれの機能の相乗効果と文化情報資源の活用により、町民の多様な活動を支援し、文化芸術の振興及び地域の活性化の拠点となっています。町民が自由に利用できる開かれた施設であり、収蔵資料を生かした常設展や魅力ある企画展の開催に努めています。また、こどもの読書推進計画に基づくさまざまな事業等により、学校や地域と連携し、子どもから大人まですべての方の読書支援に努めています。

また、安全安心に利用いただけるよう、計画的な修繕等による施設の維持管理に努める必要があります。

方針

- ・質の高い文化芸術を鑑賞する機会を充実させ、文化芸術に対する町民の関心や理解を深めます。
- ・子どもから大人までの読書活動を積極的に推進し、創造力や表現力、心の豊かさを育みます。

目標

・機能を複合させた強みの活用

図書館・博物館・文書館の各部門がそれぞれの基本的な役割を果たした上で相互の協力・連携による相乗効果を狙った事業を行うことで、多様化するニーズに応えます。

・町の施策と関連づけた事業展開の推進

町民に町政への関心や理解を深めてもらうことを目的に、各課と連携しながら展示や図書の活用を行い、町の施策について積極的に情報発信を行います。

・町の歴史、文化の積極的な発信

総合情報館の収蔵資料を有効活用した展示等の事業を行うことで、町の歴史や文化に対する理解を深め、郷土への誇りや愛着増進につなげるとともに、町の歴史・文化を次世代へ継承します。

・読書活動の推進、学校や地域との連携

子どもから大人まですべての年代の人の心の豊かさを実現し、生涯学習を支援するため、読書推進事業を、学校や地域と連携しながらより一層推進します。

・施設の適切な維持管理

総合情報館は開館から15年が経過しました。来館者の快適かつ安全安心な施設利用を保持するとともに、適正な収蔵資料の管理を行うため、機器の耐用年数等を考慮しながら計画的に維持管理をし、安心安全に利用できる環境を整えます。

成果指標

	基準値	目標値
総合情報館の総入館者数	71,374 人 (R5)	73,500 人 (R9)
町の歴史や文化の積極的な発信、子どもの読書活動が推進されている (NSI 値)	63.0 (R5)	63.4 (R9)

1-3-3 男女共同参画の推進

1-3-3-1 男女共同参画の推進

現状と課題

芳賀町男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会づくりを進めていますが、固定的な役割分担意識、性差による偏見や社会制度・慣行等は依然として根強いものがあり、女性のみならず男性にとっても多様な生き方の選択を狭め、個性を発揮する上での支障になっています。また、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性の視点からの防災活動が行われることが、防災や減災、災害に強い社会の実現に必須となっています。

方針

・一人ひとりが、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、個性と能力を十分に発揮し、生き活きと輝ける社会の実現を目指します。

目標

・男女共同参画の推進

固定的な役割分担意識、性差による偏見や社会制度・慣行等は依然として根強いものがあり、女性のみならず男性にとっても多様な生き方の選択を狭め、個性を発揮する上での支障になっていることから、誰もが自分らしい生き方を選択し豊かな生活が送れるよう環境づくりを進めます。また、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性の視点からの防災活動を推進します。

成果指標

	基準値	目標値
性別にかかわらず意欲に応じて活躍できる社会になっている と思っている町民の割合	13.6% (R5)	25.0% (R9)

1-3-4 人権の尊重

1-3-4-1 人権の尊重

現状と課題

差別意識や偏見による人権侵害は後を絶たず、SNS 等の普及による新たな人権侵害も増加しています。

LGBTQ に関する課題やジェンダー平等など、新たな人権課題が顕在化していることから、引き続き人権意識の高揚を図るための人権啓発、人権教育が必要です。

また、様々な人権問題に対する各種相談窓口の認知度向上が必要です。

方針

- ・人権尊重社会を実現するために、あらゆる機会をとらえて人権に関する教育及び啓発を推進します。
- ・人権に関する悩みをかかえる町民が相談できるように、相談窓口の認知度向上に努めます。

目標

・人権啓発活動の拡充

人権問題に対する町民一人ひとりの正しい理解と認識を深めるために、様々な機会をとらえて人権に関する教育及び啓発に取り組みます。

法務局、人権擁護委員協議会、県等の関係団体と連携し、啓発活動の強化に取り組みます。また、人権擁護委員と連携し小中学校における人権啓発に取り組みます。

人権相談窓口、人権擁護委員の認知度向上のためにパンフレットや冊子、広報はがや芳賀チャンネル等の各種媒体を活用し、わかりやすく伝わりやすい情報発信に取り組みます。

成果指標

	基準値	目標値
人権相談窓口があることを知っている町民の割合	35.3% (R5)	38.0% (R9)

1-4-1 高齢者福祉の充実

1-4-1-1 高齢者福祉の充実

現状と課題

令和5年4月1日現在、本町の高齢化率は32.3%、要支援・要介護認定率は16.7%となっています。また、核家族化や高齢化の進行に伴い、高齢者のみの世帯への支援と併せて、家族だけでは対応しきれない複雑な問題を抱えた世帯も増加傾向にあり、高齢者に関する相談内容は多様化しています。複雑・多様化する問題に対処するためには、町だけではなく多くの関係機関との連携とネットワークの強化が不可欠となります。このため、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）から団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向けて、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるように、「医療・介護・予防・住まい・生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムを整備・確立する必要があります。

これらを踏まえ、介護予防の推進と、介護サービスの充実を図っていくとともに、町民一人ひとりが介護を自分自身の問題として捉え、町と地域住民の協働により地域福祉の推進、福祉を通じた地域づくりを進める必要があります。

方針

- ・福祉サービスに関する情報を確実に届ける工夫をし、共有を図ります。
- ・福祉サービスに関する相談窓口の周知及び相談体制の充実を図ります。

目標

・高齢者支援事業の充実

高齢者が安心して元気でいきいきと生活できるよう、独居高齢者の緊急事態に対応するための「緊急通報装置貸与事業」や、歩行不安定な高齢者でも安全安心に外出することを支援するための「手押し車購入助成事業」等の施策の充実に努めます。

・社会活動の支援

高齢者が社会の中で、いつまでも元気に、楽しく明るい笑顔で暮らして行けるよう、シニアクラブや居場所、シルバー大学校（学習）、ねんりんピック（健康運動）等、社会活動できる場の周知、推奨を積極的に行います。また、各シニアクラブへの補助金の交付により活動を支援するとともに、地域を支える高齢者の活躍の場として、シルバー人材センターの活動を支援し、生涯現役に向けた環境づくりを支援します。

成果指標

	基準値	目標値
高齢者のための福祉サービスが整っている（NSI 値）	55.2 (R5)	57.0 (R9)
シニアクラブ会員数	319 人 (R5)	369 人 (R9)

現状と課題

質の高い介護を効率的に提供するための基盤整備を行うとともに、個々人にあった適切なケアプランを作成し、自立支援や重度化防止を進めることが重要です。

また、今後大幅に増えると予想される要支援認定者や要支援認定前の高齢者への対策が必要です。個人差はありますが、加齢による心身の衰えは避けることはできません。重度化を防止するためには、フレイル（虚弱）予防等の介護予防の取組を健康な時から実践していくことが益々必要となってきました。

方針

- ・介護給付の適正な運営を図り、介護サービスの質の向上や基盤整備に努めます。
- ・要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する良質なケアの提供を確保するとともに、適正な介護サービスの提供に努めます。

目標

・在宅サービスの充実

町内所在の介護サービス事業所の実地指導を行うことにより、個々の利用者に対して適正かつ質の高いサービスが提供されるよう努めます。

・施設サービスの基盤整備

団塊の世代が75歳を迎える2025年（令和7年）を見据え、必要量を調査精査し、適正な時期に施設の整備が行えるよう検討を進めます。

・給付適正化事業の推進

要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検のほか、医療保険部門と連携し、医療と介護情報の突合・縦覧点検を実施する等により、介護給付費が適正に支給されているかを確認・点検します。

成果指標

	基準値	目標値
介護給付費実績	1,424,946 千円 (R5)	1,425,000 千円 (R9)
給付適正化事業による過誤申立て件数	6 件 (R5)	5 件 (R9)
介護保険制度が利用しやすい環境が整っている（NSI 値）	51.0 (R5)	59.0 (R9)

1-4-1-3 地域包括支援センター機能の強化

現状と課題

町民の複雑化・複合化したニーズへの対応や認知症高齢者に対する支援の充実など地域包括支援センターが担う役割は年々増加しています。近隣地域の居宅介護支援事業所と連携を図りながら介護予防ケアプランの作成や総合相談支援業務など町民への支援を適切に行う必要があります。

高齢者本人の意思をできる限り尊重し、住み慣れた環境下でその人らしい暮らしを続けることができるよう、家族・地域・医療・介護の関係者と連携し、包括的かつ継続的な支援を提供していく必要があります。

方針

- ・高齢者の生きがいづくりと社会参加を支援します。
- ・高齢者が、住み慣れた地域でできる限り人生の最終段階まで安心して自分らしく暮らせるよう、地域包括ケアシステムを構築します。

目標

・介護予防・日常生活総合事業の実施

生きがいサロンや介護予防教室を継続して実施し、要介護状態の予防に力を入れます。また、後期高齢者の医療費抑制、健康づくりの視点からこれらの事業の効率的な運営ができるよう担当部署と協議し、実施方法の見直しを図ります。また、地域リハビリテーション事業の充実を図り、認知症予防と介護予防に重点的に取り組みます。

・地域の居場所づくりと見守り体制の充実及び連携

生活支援協議体活動により地域の課題を検討し、自治会、既存の地域の居場所、生活支援サポーター、みまネット協力事業所等の地域で活動する人たちと連携した活動を行います。また、生活支援サポーターの養成を継続し、高齢者の社会参加と生活支援を結びつけた活動ができるよう推進します。

・総合相談の充実と権利擁護

複合的な課題を抱える高齢者に対応するため、関係部署や社会福祉協議会、民間の介護保険事業所等との連携を図り、相談体制の強化と業務の効率化を進めます。また、認知症初期集中支援チームのさらなる活用や成年後見制度の周知・利用を図り、高齢者の権利擁護業務を促進します。

・介護予防ケアマネジメントとケアマネジャー支援

地域ケア会議の開催やケアマネジャーへの日常的な指導・相談を継続し、地域のケアマネジャー支援に力を入れると共に、適正な介護予防ケアプランの作成を通し、要介護状態の予防、要支援者の自立を支援します。

成果指標

		基準値	目標値
在宅で過ごしている高齢者の割合 (65 歳以上の高齢者に対する入所者以外の割合)		96.2% (R5)	96.7% (R9)
65 歳以上高齢者に対する要支援・要介護認定者の割合	要支援認定者	3.5% (R5)	3.5% (R9)
	要介護認定者	12.8% (R5)	12.8% (R9)
高齢者の福祉サービスが整っている (NSI 値)		55.2 (R5)	57.0 (R9)
地域包括ケアシステムの構築に向けた活動が行われている (NSI 値)		55.4 (R5)	57.0 (R9)

1-4-2 地域福祉の充実

1-4-2-1 地域福祉の充実

現状と課題

人口減少・少子高齢化・単身世帯の増加等により、地域のつながりの希薄化、支え合う力が低下しています。これにより、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化しており、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備が課題であります。

複雑多様な問題に対応する総合相談や包括的な支援体制の整備、地域福祉活動への住民参加の促進としてのボランティア育成及び支援、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティ、地域や社会を創っていくことが必要です。

方針

- ・地域のニーズに合った福祉に関する情報の提供の充実を図ります。
- ・互いの権利を尊重し合い、誰もが安心して生活できるよう支援します。

目標

・地域共生社会の実現

様々な課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民が支えあい、つながることで、誰もが孤立することなく共に暮らすことのできる社会の構築に取り組みます。

・福祉に関する情報の発信及び共有

地域住民のニーズに合った福祉に関する情報をタイムリーに発信し、必要な人が必要な時に適切なサービスが受けられるよう支援します。また、広報はが、町ホームページ及び芳賀チャンネル等を活用するとともに、出前講座等で広く確実に届けられるよう取り組みます。

・相談体制の充実

高齢者、障がい者、生活困窮者、ひきこもりといった多種多様な相談者のニーズを引き出し、複合・複雑化した課題を抱える相談者を総合的に捉え、相談者に寄り添い、伴走する支援体制を構築します。

・災害支援体制の充実

災害時に自ら避難することが困難な人の迅速な避難の確保を図るとともに、安否確認や避難支援を行うために必要な個別避難計画の策定に取り組みます。

・成年後見制度の利用促進

高齢者、障がい者が安心して地域で暮らすことができるよう、意思決定を支援するとともに権利擁護の取組を推進します。

成果指標

	基準値	目標値
自身に関する福祉の情報がよく分かっている町民の割合	21.6% (R5)	37.0% (R9)
権利擁護に関する相談窓口があることを知っている人の割合	7.8% (R5)	20.0% (R9)

1-4-3 障がい福祉の充実

1-4-3-1 障がい福祉の充実

現状と課題

身体・知的・精神の障がいを持つ方が増加傾向にあるなか、それぞれの障害の特性に合わせた自分らしい生活を実現するために、関係機関が連携し、各種福祉サービス制度を適切に利用していけるよう相談体制・支援体制のさらなる充実を図っていく必要があります。そのためには、地域資源や福祉人材の確保、必要な情報をより分かりやすく発信すること、広域的な多機関協働を実現していくことが求められています。

方針

- ・障がい者の自立促進と社会参加を支援します。
- ・社会の変化等に伴い、持続可能で質の高い障がい福祉サービスの充実を図ります。

目標

・障がい児者とその家族への情報提供の充実

複雑化する障がい児者支援制度について、わかりやすい情報発信を行うとともに、町民のニーズに合わせた情報媒体を用いることで、必要な情報を適切な時期にお知らせします。

また、相談窓口が多岐にわたり、町民がどこに相談すべきか迷うことがあるため、高齢者や介護、障がい、生活困窮等、制度や分野に分かれた縦割りの支援ではなく、福祉の総合相談窓口の設置の検討や関係機関と情報を連携し、障がい児者が相談しやすい環境を整えます。

・快適、安全に暮らせるような日常生活の支援

障がい児者とその家族が安心して生活できるよう、必要な相談や適切なサービスが選択できるよう支援します。また、いざという時のために障がいがある人もない人もお互いに協力し、安全な生活が送れるよう、地域での居場所や協力体制の構築等、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

・いきいきと楽しく暮らせる就労支援と地域交流の促進

芳賀地区障害児者相談支援センターやチャレンジセンター、ハローワーク等と連携し就労を支援します。

また、障がい者の方が交流できる場や、地域活動に参加できるよう支援します。

・福祉タクシーの機能拡充

福祉タクシー事業の周知を図り、多くの対象者に利用してもらうことで、高齢者や障がい者の生活不安を解消し、外出や通院の支援の充実を図ります。

成果指標

	基準値	目標値
障がいに関する相談窓口があることを知っている町民の割合	22.5% (R5)	33.0% (R9)
障がい者のための福祉サービスが整っている (NSI 値)	51.6 (R5)	65.0 (R9)

1-4-4 国保・年金制度の維持

1-4-4-1 国保・年金制度の維持

現状と課題

本町の国民健康保険においては、被保険者数が減少しているにも関わらず、高齢化や医療技術の高度化等により、医療費は増加傾向にあります。また、他の保険制度に加入していないすべての国民を対象とし、国民皆保険体制の最後の砦としての側面もあり、加入者に占める低所得者層の割合は増加傾向にあります。

平成30年度から国保財政運営の責任主体が栃木県に移行しました。町は、国保税率の決定や賦課・徴収、窓口業務や保健事業等を引き続き担うことになります。保健事業の推進等による医療費削減や、適正な国保税の賦課、収納率の向上に取り組み、県と連携を図りながら、国民健康保険制度の適正な運営に努めていくことが必要です。

また、マイナンバーカードの健康保険証利用については、国の導入スケジュールに合わせてシステム改修等を実施するとともに、制度の周知とマイナンバーカードの取得勧奨に取り組んでいくことが必要です。

後期高齢者医療制度についても高齢化や医療技術の高度化等により、医療費は増加傾向にあります。また、後期高齢者医療広域連合への納付金も年々増加しています。保健事業や医療費適正化対策による医療費削減や、保険料収納率の向上が必要です。

また、健康保険法等の改正（令和2年4月施行）により、令和4年度から高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施について、後期高齢者医療広域連合や介護部門と連携しながら取り組んでいます。介護予防につながる有効的な保健事業を継続していくことが必要です。

国民年金制度については、日本年金機構と連携を図りながら、広報や年金相談等を通じて、年金制度の理解促進に努めていくことが必要です。

方針

- ・医療費の削減、適正化を図り、安定した制度運営を継続します。
- ・安定した保険税（保険料）収入を維持します。
- ・日本年金機構と連携して年金制度の周知・啓発を行います。

目標

・1人あたりの年間医療費の減少

特定健診の受診率向上やレセプト（※）データ等を活用した保健事業、ジェネリック医薬品の利用促進に取り組み、医療費の削減を図ります。また、レセプトの内容点検等に取り組み、医療費の適正化を図ります。

高齢者の保健事業については、医療レセプトや健診データ、介護レセプト、要介護認定情報等を活用し、後期高齢者医療広域連合や介護部門と連携しながら、医療・介護の一体的な事業の取組を進めます。

・保険税（保険料）収納率の向上

国民健康保険及び後期高齢者医療制度、保険税（保険料）の重要性について周知し、収納率の向上を図ります。

・マイナンバーカードの健康保険証利用登録の促進

国の導入スケジュールに合わせ、システム改修や資格データの登録等、導入に向けた取り組みを進めます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、利用者による事前登録が必要となるため、資格取得届等の来訪時の案内や被保険者証更新等通知時の広報を通して、利用登録の促進に取り組みます。また、マイナ保険証の利用促進に係る周知を行っていきます。

・国民年金制度の周知、啓発

日本年金機構と連携を図りながら、広報はがや年金相談等を通して、免除申請や年金制度の周知・広報に努めます。

※レセプト：患者が受けた保険診療について、医療機関が保険者に請求する医療報酬の明細書

成果指標

	基準値	目標値
1人あたりの年間医療費（国保）	392 千円 (R4)	365 千円 (R9)
1人あたりの年間医療費（後期）	855 千円 (R4)	857 千円 (R9)
マイナンバーカードの保険証登録率（国保）	57.6% (R5)	90.0% (R9)
マイナンバーカードの保険証登録率（後期）	45.3% (R5)	85.0% (R9)
国民健康保険、後期高齢者医療の適正な運用や国民年金制度の周知などが進められている（NSI 値）	52.3 (R5)	54.0 (R9)

2-1-1 観光・商工業の振興

2-1-1-1 シティプロモーションの推進

現状と課題

本町には、文化施設や公園・神社仏閣等の魅力的な観光資源がありますが、観光PRが十分にされていないのが現状です。また、令和5年8月に開業したLRTをはじめ、今後整備が予定されているかしの森公園や遊水地周辺の桜堤等については、新たな観光資源となることから、既存の観光資源と合わせて、町の魅力を町内外へ広くPRしていくことが重要です。

道の駅はがは町の観光拠点であり、近年、来客者数や売上額は増加傾向にあります。今後は、LRT沿線からのアクセス性を向上させるとともに、北部第2地区ほ場整備事業で創出される隣接非農用地の利活用方針を踏まえて、さらに魅力ある施設として機能拡充していくことが課題です。

方針

・LRTと町の特色を組み合わせた新たな観光資源の創出により、町の魅力を町内外へPRするとともに、LRTによる宇都宮市街地からのアクセスを活かした関係人口・交流人口の増加を図ります。

目標

・新たな観光資源の創出とシティプロモーションの推進

LRTと農業やバーベキュー、温泉等、町の魅力を組み合わせた新たな観光資源の創出に取り組むとともに、Instagramや町公式Xなど、各種SNSを活用した効果的なプロモーションに取り組めます。

また、観光情報の収集と分析等により、来町者のニーズを的確に把握し、より効果的な観光施策とPR手法の検討を進めることで、芳賀町らしさを活かしたシティプロモーションを推進します。

・イベント内容の充実

既存のイベントに加え、アクセス性を活かしたLRT沿線でのイベントを開催することで、交流人口の増加とイベントを通じた町の魅力PRに取り組めます。

また、民間企業や地域団体等と連携しながら地域活性化に資する取組を支援・推進し、民間活力による町の活性化を図ります。

・観光拠点「道の駅はが」の機能強化

温泉施設やバーベキュー体験、特産品の農産物等の販売など、「道の駅はが」の特徴を活かしたイベントの開催やオリジナル商品の開発等を行い、他の道の駅との差別化を図ることで、集客数や売り上げ向上に取り組めます。

また、来場者にまた来たいと思っていただけるよう、計画的な施設改修と非農用地を活用した観光施設としての機能拡充に向けた検討を進めます。

成果指標

	基準値	目標値
SNS (Instagram・町公式 X) フォロワー数	840 人 (R5)	1,600 人 (R9)
LRT 町内停留場における年間降車人数 (下り線 (土日))	推計値 54,000 人 (R5)	60,000 人 (R9)
道の駅はが売上高	375 百万円 (R5)	400 百万円 (R9)
地域資源を活用した町の PR や各種イベント等の内容が充実している (NSI 値)	55.4 (R5)	60.0 (R9)

現状と課題

商業については、町内の商業者数は減少傾向にあります。小売業をはじめ個人経営の商店が多数であり、後継者不足の問題を抱えています。また、近年のエネルギー価格・物価の高騰により、事業者は収益が悪化し、消費者は購買力が低下している状況です。商工団体と連携し、新規開業者と事業を承継する者、既存店舗の事業活動を支援するとともに、地元購買力の向上を図ることが課題です。

工業については、芳賀・高根沢工業団地、芳賀工業団地及び芳賀第2工業団地の立地企業数は現在約100社で、工業団地からの税収が町税収の約6割を占めるなど町の財政基盤と雇用を支えています。現在、既存工業団地内に公的に分譲できる用地がないこと等、様々な課題に対応するため企業との一層の連携を図る必要があります。

工業団地の公共施設については、芳賀工業団地排水処理センターの主要設備が更新時期を迎えているため計画的な改修・修繕を行う必要があります。また、施設を安定的かつ効率的に管理運営するため収支の改善が課題となっています。

労働については、雇用に関する情報を町民に提供するほか合同面接会を実施していますが、企業の人材不足を解消し地元雇用を促進するため雇用機会の一層の充実が課題です。

方針

- ・商工業関連団体と連携し、商業及び工業の活性化を推進します。
- ・工業団地への企業立地を推進します。

目標

・商業の振興

商業振興のため、経営相談、経営改善普及事業等の商工会の事業を支援することにより、中小企業の経営安定を図ります。また、中小企業振興資金制度により、中小企業者の経営安定のため運転・設備資金に対する融資を継続支援していきます。そして町内で新たに事業を開始する者や事業承継する者を、商工会と連携し準備段階から支援することで、着実に創業者の増加を図ります。また、売上向上を目指し新分野・販路拡大に取り組む事業者を支援し商業を活性化します。

・工業の振興

既存工業団地に公的に分譲できる工場用地がないことから、新たな工業団地の整備などにより企業誘致を推進し雇用の創出や財政基盤の確保を図ります。

・工業団地排水処理センターの整備

主要設備の更新時期を迎えているため、施設改築更新計画を策定の上、計画的な修繕を行い、引き続き工業団地の企業からの排水を適切に処理します。また、施設を安定的に管理運営できるよう収支の改善及び使用料の見直しを行います。

・雇用機会の充実

町内企業が参加する合同面接会を開催するほか、企業の求人情報等を冊子とウェブサイトで紹介し地元雇用の機会を充実させます。

成果指標

	基準値	目標値
新規創業者数	3 件 (R5)	5 件 (R9)
制度融資の利用件数	24 件 (R5)	30 件 (R9)
排水処理センターへの異常水流入時間 (濁度 20mg / ℓ以上)	81.5 時間 (R5)	60 時間 (R9)
排水処理センターからの放流水質 (BOD)	1.5mg / ℓ (R5)	1.3mg / ℓ (R9)
合同面接会参加者数	20 人 (R5)	35 人 (R9)

2-2-1 農業の振興

2-2-1-1 農業の振興

現状と課題

本町の総面積 7,016ha のうち、農用地面積は 3,720ha で、水田面積は約 84% の 3,110ha を占めており、農家 1 戸当たりの水田の平均耕作面積は約 3.0ha となっています。この水田では、米、麦や大豆をはじめとする土地利用型農業が盛んで、園芸では、イチゴ、トマト、梨を中心に米との複合経営化が進んでいます。

近年の農業の状況は、農業従事者の高齢化や担い手不足、原油価格の高騰や資材物価の高騰等による経費の上昇や消費者ニーズの変化、風水害や高温等の異常気象による農業災害の発生等、経営が安定しない不安要素が多く発生している状況です。

また、飼料自給率の向上を目的とした食用米から飼料用米への作付転換等の米生産政策の見直し、農地集積・集約や高収益作物への転換等が補助要件に加えられるなど、補助採択も厳格化されてきており、農業政策の大転換期が到来しています。

このような中、本町の基幹産業である農業と美しい農村環境を守り、農業従事者の高齢化対策・担い手不足の解消、安定した農業経営体系づくりや魅力ある農産物の創出、農地の生産性向上等が課題となっています。

方針

・農業経営を発展、次世代に継承していくため、芳賀町の強みや特徴を活かして競争力の高い農業の実現を図る取組を実践します。

目標

・農業用機械の大型化、スマート農業の導入による作業の効率化・省力化の推進

国・県補助事業等の活用により、産地・担い手の発展の状況に応じて必要なコンバインやトラクター等の大型機械の導入や先端技術（ICT やドローン技術、AI 等）を積極的に活用する認定農業者や営農集団等を支援し、農業経営の安定化や生産性の向上を図ります。

・とちぎグリーン農業推進方針の取組

みどりの食料システム法に基づき、耕畜連携による堆肥利用促進、化学農薬の使用量削減に向けた総合防除（IPM）推進、環境保全型農業の推進をします。

・農作物や加工品の「芳賀町ブランド」づくりの推進

水や里山等の地域の特性を生かした食味にこだわった農作物や加工品づくりに意欲的な生産者・農業団体を支援します。

・にっこり栽培面積拡大の取組

新技術の導入及び梨苗木の新植・改植を支援し、栽培面積の拡大を推進します。

・担い手の組織化・法人化の推進による農業の担い手の確保・育成

就農者へのサポート事業を実施するとともに、認定農業者の農業経営改善計画の見直し・集落営農組織等の法人化を促進し、経営規模拡大・後継者・農業労働力の確保を図ります。

成果指標

	基準値	目標値
大規模経営体数 (20ha 以上)	31 経営体 (R5)	35 経営体 (R9)
農村の自然環境、景観保全などが良好に進められている (NSI 値)	51.5 (R5)	55.0 (R9)
農産物ブランド化支援事業を利用して作られた商品数 (累計)	10 品 (R5)	30 品 (R9)
にっこり栽培面積	15.4ha (R5)	20.0ha (R9)
独立自営新規就農者数	1 人 (R5)	1 人 (R9)

2-2-1-2 土地基盤の整備

現状と課題

本町の水田整備率は96.6%と高く、米麦や大豆をはじめとした土地利用型農業が展開されています。現在は北部第2地区ほ場整備事業が進められており、将来の営農構想に対応した生産基盤づくりを進めているところです。

一方で、老朽化する農業用施設の適切な維持管理、近年の異常気象による激甚化する災害への防災減災対策、作業効率が悪く生産性の低い農地での耕作の解消などが課題です。また、新たにほ場整備の要望がある地区の事業化について検討・調整をする必要があります。

方針

- ・農業生産を支える土地基盤整備を計画的に進め、農業用施設及び農地の維持管理を適正に行います。
- ・農業用施設の防災対策を行います。

目標

・農業生産を支える基盤づくりの推進

農地の集積・集約化や農作業の効率化を図り、農業所得の向上及び地域農業の発展のため、北部第2地区ほ場整備事業の早期完了を目指します。

また、新規にほ場整備事業の要望がある地区について、関係機関と連携し、計画樹立に向けて推進します。

・農業用施設の防災対策

防災重点農業用ため池に指定されている唐桶溜及び篠ノ入溜の防災対策等を完了させます。

成果指標

	基準値	目標値
水田整備率(区画50a以上)	16.1% (R4)	20.0% (R9)
防災重点農業用ため池整備による災害防止面積	0ha (R5)	49.5ha (R9)

現状と課題

本町の総面積 7,016ha のうち、農用地面積は 3,720ha です。3,720ha の内、担い手への集積面積は 2,490ha で集積率は 66.9% です。

しかしながら、農業従事者の高齢化・後継者不足により、生産性の低い農地（特に畑）や土地改良未整備等による耕作条件の悪い農地、開田等の借り手がおらず、遊休農地化しやすい状況にあります。このような中で、地域計画での話し合いや農地バンクの活用により、いかに担い手（※）へ農地を集積・集約していくかが課題となっています。

※担い手：地域農業における中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者、農業参入法人、集落営農経営体）

方針

- ・遊休農地や違反転用の発生を防止し、早期発見・早期是正することで農地の利活用を図ります。
- ・農業従事者の高齢化等に対応するため、農業の担い手へ農地の集約・集積に努めます。
- ・地域計画（※）への地域住民の積極的な参加を進めます。

※地域計画：地域の農業者や関係者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体や地域の農業の将来のあり方を計画するもの。

目標

・農地の有効活用の促進

遊休農地と違反転用の発生防止、早期発見のため農地パトロールを実施します。また、新規発生を防止するための体制づくりや是正指導を行うとともに、多面的機能支払交付金制度の活用や農地中間管理機構への農地の貸付、新規参入の促進及び農地の斡旋をします。

・担い手となる農業者への農地の集積

効率的で低コストな経営を実現するため、地域計画に取り組み、農業委員・農地利用最適化推進委員会を中心に地域住民との話し合いを進めながら、地区の将来のあり方を計画し、農地の面的集積・集約化を一体的に図ります。

成果指標

	基準値	目標値
遊休農地面積	20.0ha (R5)	19.0ha (R9)
担い手への農用地利用集積率	66.9% (R5)	70.0% (R9)

2-3-1 健康づくりの推進

2-3-1-1 健康づくりの推進

現状と課題

令和4年に公表された芳賀町男性の健康寿命は、県内最下位の77.22歳、女性も83.27歳（15位／25市町）で、平均寿命からは男女共に2.6歳の開きがあります。健康上の問題で日常生活が制限されることなく、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現のためには、死因や医療費の多くを占める生活習慣病の予防が重要となってきます。

また、健康に関する知識や意識の向上を図るため、健康づくり事業を展開していますが、健康への意識が高い人が参加する傾向にあり、より支援が必要な無関心層への対策が十分とは言えません。国が示す健康寿命延伸プランにもあるように、無関心層も含めた予防・健康づくりの推進と、自然に健康になれる環境づくりや行動変容を促すしくみづくりを、地域ぐるみで推進できる環境が必要です。

方針

- ・生活習慣病の発症予防と重症化予防

生活習慣の改善を図り、糖尿病・高血圧・脂質異常症などの生活習慣病リスクを減少させるため、食生活の改善や運動習慣づくりなどへの支援を行います。

- ・健康を支える社会環境づくり

健康な町づくりの実現のためには、町民の健康づくりへの参画が不可欠であり、人とのつながりや支え合いを重視した地域主体の健康づくり活動のさらなる促進を図ります。

目標

- ・特定健診の受診率向上

病気の予防、早期発見・早期治療につなげるため、各種検診を受診しやすい環境づくりに努めるとともに、健診の継続受診につながるよう、より効果的な受診勧奨等を行い、受診率向上を図ります。

- ・生活習慣病の予防

食事や運動などの生活習慣について指導や助言を行うとともに、町民が気軽に測定できる環境を整えることで、健康への意識を高め生活習慣病の発症と重症化を予防します。

- ・健康意識の向上

町民一人ひとりが自身の健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組む姿勢と、家族や身近な地域の人との交流を図りながら生きがいづくりや仲間意識を育むことで、楽しみながら継続した健康づくりにつながるよう支援します。

成果指標

	基準値	目標値
健康寿命の延伸	男性 77.22 歳 女性 83.27 歳 (R 元)	男性 79.47 歳 女性 83.65 歳 (R9)
特定検診結果有所見率の血糖・血圧・脂質異常の割合	8.9% (R4)	6.1% (R9)

2-3-2 生涯スポーツの推進

2-3-2-1 生涯スポーツの推進

現状と課題

スポーツ活動により、健康増進や競技力向上及びスポーツを行う者同士の交流活動を図ることを目的としていますが、継続してスポーツ活動を行っている町民は 30% 程度です。町民のスポーツ活動の機会を増やすため、多くの町民が参加したくなるような魅力あるスポーツイベントやスポーツ教室を展開します。

体育施設について、年間 1 万人以上が利用していた芳賀町体育館が解体され、さらに地域体育館が建設から 45 ～ 50 年経過しており、老朽化が進んでいます。また、テニスコートのナイター利用者やサッカー利用者の増加、フットサル利用者からの施設設置の要望等もあることから、町民へ適切なスポーツ環境を提供するため、体育施設の整備を計画的に進めていきます。

建設から 25 年が経過した B & G 海洋センターについて、ポンプやろ過機等の主要な機械設備が更新時期を迎えており、その他の設備やプール施設も同様です。町民が安心してプールを利用できるよう計画的に修繕工事を実施するため、修繕工事を実施します。

中学校だけでなく地域全体で中学生の健全な成長を図ることを目的とし、生徒や保護者、学校関係者、スポーツ団体関係者等と協議をしながら、本町の文化・風土にあった部活動の地域移行を進めていきます。

方針

- ・町民の健康増進と地域の絆づくりを図ります。

目標

・町民がスポーツに親しむ環境の整備

町民の健康増進とスポーツによる地域の交流を促進するため、総合型地域スポーツクラブを設立するとともに、町民体育祭等の実施やスポーツ教室の充実を図り、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる環境をつくります。

・安全安心で利用しやすいスポーツ施設の整備

町民がスポーツ施設を安全で快適に利用できるように、定期的な清掃や不具合箇所の修繕等を行います。併せて、必要に応じた施設の改修等を行い、利便性の向上や施設の長寿命化を図ります。

・中学校部活動の地域移行について

中学校部活動の指導を学校から地域へ移行し、地域で指導することで、生徒への技術指導や多様なスポーツ、文化芸術活動の機会を提供し健全な心身を養い、生涯を通してスポーツや文化活動を楽しもうとする態度を育てます。

成果指標

	基準値	目標値
継続してスポーツをしている町民の割合	42.2% (R5)	50.0% (R9)
スポーツに参加しやすく、安全に利用できる環境がある (NSI 値)	56.2 (R5)	60.0 (R9)

3-1-1 カーボンニュートラルの推進

3-1-1-1 カーボンニュートラルの推進

現状と課題

2050 年度カーボンニュートラルの実現に向けた計画策定を行い、令和 6 年度からの実施計画を具体的な目標値を掲げて策定する必要があります。

町内の温室効果ガス排出量の推移については、基準年度である 2013 年度以降、増減を繰り返しており、2020 年度では、2013 年度比 18% 減の 235,579 (t-CO₂) となっています。

部門ごとの現況については、産業部門で 6% 増、業務その他部門で 31% 減、家庭部門で 21% 減、運輸部門で 16% 減、廃棄物分野で 2% 増となっています。

温室効果ガス排出量の削減については、産業部門、とりわけ製造業を中心に、実効性の高い施策を実行するとともに、次世代が住み続けることの出来る社会の実現に向けて、町民・事業者・町が協働してカーボンニュートラルに取り組む必要があります。

方針

・町民や企業と連携した再生可能エネルギーの活用を図る支援を行い、2050 年カーボンニュートラルの実現を図ります。

目標

・再生可能エネルギーの活用推進

町民や企業における再生可能エネルギーの活用を推進するため各種支援事業に取り組みます。また、公共施設においても再生可能エネルギーの導入を積極的に働きかけ、各分野におけるカーボンニュートラルの取組を積極的に支援します。

成果指標

		基準値	目標値
CO ₂ 排出量	町内全体	287,351t-CO ₂ (H25)	155,170t-CO ₂ (R12)
	公共部門	3,720t-CO ₂ (H25)	1,857t-CO ₂ (R12)

※成果指標については、「芳賀町 2050 カーボンニュートラル実現計画」より引用しています。

3-1-1-2 環の町芳賀の推進

現状と課題

20年前に取組を始めた循環型社会「環の町芳賀」では、もえるごみを減らし、リサイクルできるごみの分別回収を実践してきたところではありますが、近年、もえるごみが増加し、紙類などの資源物の回収量が減少しており、特に、芳賀町独自の取組である資源物回収団体での紙類等の回収量、堆肥化支援事業である生ごみの回収量、そして、容器包装プラスチック類の回収量が減少傾向にあります。同時に芳賀郡中部環境衛生事務組合での収集運搬に関する負担金と芳賀地区広域行政事務組合での処理量に関する負担金が、構成市町と比較して増加傾向にあります。

方針

・カーボンニュートラル実現に向けた町民の取組として、ごみ減量化とリサイクル率向上を図るための支援を行います。

目標

・もえるごみの減量化及びリサイクル率向上

容器包装プラスチック回収事業や資源物回収事業、地域のごみステーション整備事業を推進し、もえるごみの減量化とリサイクル率向上に取り組めます。

成果指標

	基準値	目標値
リサイクル率	26.6% (R5)	30.0% (R9)
家庭内でごみの減量化に取り組んでいる (NSI 値)	83.0 (R5)	87.0 (R9)

3-1-2 安全な環境の確保

3-1-2-1 安全な生活環境の確保

現状と課題

不法投棄防止活動については、監視員の高齢化による活動状況が危惧されるところです。また、ポイ捨て状況や土砂等の埋立事業、児童の見回り、道路状況確認など活動範囲や役割の見直しによる効率的・効果的な体制整備が必要です。

公害防止監視事業では、工業団地立地企業からの定期的な報告を確実に得て、定期的な立ち入り調査を実施することで、企業との情報交換や町民への説明責任を果たします。

特定事業及び盛土規制法に関する事務については、周辺住民の意向を確認しながら、許可事業を進めていく必要があります。

方針

- ・安全で快適な生活環境を保つために、必要な調査、監視及び指導を行います。

目標

・生活環境の確保

公共河川・農業用水・地下水の水質調査や土壌の分析調査を実施し、監視を行い安全な生活環境の維持に努めます。

・環境美化運動の実施

クリーン芳賀環境美化の日を設定し、町民が自ら参加することにより不法投棄防止の意識を高めるとともに、不法投棄のない快適な生活環境の確保を推進します。

・公害の防止

公害防止協定に基づき、町内立地企業へ立入調査を行い、公害発生を防止します。

・空地対策の推進

環境や防災等、近隣に悪影響を及ぼしている空地については、所有者等に指導や勧告を行い安全な生活環境の確保に努めます。

成果指標

	基準値	目標値
水質の安全確保や公害の防止等の推進により快適な生活環境が確保されている (NSI 値)	51.5 (R5)	53.5 (R9)

3-1-3 町有施設の適正な管理

3-1-3-1 町有施設の適正な管理

現状と課題

町有施設の維持管理については、清掃、植物管理及び施設管理を計画的に実施していますが、既存施設の老朽化や施設の更新に適切に対応し、効率的で効果的な清掃等の維持管理が求められます。

方針

- ・公園、運動場、雨水調整池等の町有施設を適正に維持管理します。

目標

・公園施設等の安全性・機能性の確保

日常点検を充実し、利用者の安全確保に努めます。遊び場、運動場、雨水調整池等の施設の機能を発揮できる状態を維持します。

都市景観・田園風景に調和した景観を形成するとともに、設備の清潔を保持することで快適な利用環境を提供します。

・樹木等の適切な維持管理

樹木、芝、草花等、植物の修景的役割と機能を保持します。周辺の生活環境との調和を図ります。樹木を原因とする事故を未然に防止するよう努めます。

成果指標

	基準値	目標値
公園などの町有施設が適正に維持管理されている (NSI 値)	52.3 (R5)	55.0 (R9)
遊具事故件数／苦情件数	0 件／0 件 (R5)	0 件／0 件 (R9)

3-1-4 豊かな農村環境の維持

3-1-4-1 多面的機能支払交付金事業の推進

現状と課題

豊かな自然環境や美しい景観、農村文化を守るため、多面的機能支払交付金を活用し、農地の保全や農業用施設等の維持・管理、長寿命化を進めています。

しかしながら、老朽化する農業用施設の維持管理の問題がなくなることはありません。また、地域住民の高齢化や人口減少による集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる恐れがあります。

そのため、農業農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るためには、今後も引き続き多面的機能支払交付金を活用し、農地や農業用施設、農村環境を維持保全する活動に対しての支援を継続する必要があります。

方針

- ・多面的機能支払交付金の推進による農地・水路・農道等の管理の効率化を図ります。

目標

・農業用施設の適切な保全管理

多面的機能支払交付金活動組織や土地改良区等の関係機関と連携し、農業用施設の計画的な更新や適切な維持管理を行います。

・農村の自然環境、景観の保全

多面的機能支払交付金を活用し、道水路の草刈りや農業用施設の維持管理等を実施することで、豊かな自然環境や美しい景観、農村文化を守ります。

成果指標

	基準値	目標値
多面的機能支払交付金事業によって、農村環境が適切に保全されている (NSI 値)	58.9 (R5)	65.0 (R9)

3-2-1 消防・防災機能の充実

3-2-1-1 消防・防災機能の充実

現状と課題

本町は、自然災害が比較的少ない地域ですが、町内には数多くの土砂災害警戒区域が存在しており、大雨時には初動体制を確立するとともに、関係機関と協力しながら行動することが重要になります。また、災害時には迅速で的確な情報提供が必要となることから、情報伝達体制の確立や情報機器の的確な運用を図る必要があります。

また、高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対して、避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や、バリアフリー等の避難所環境の整備が求められます。

災害時の実働部隊の中心となる消防団員の確保・育成が不可欠ですが、年々、消防団員の確保が難しくなっていることから、団員の加入促進や待遇改善、機能別団員の制度導入、消防団の装備改善、教育訓練の充実等により、消防体制の強化を図る必要があります。

方針

- ・火災のない安全なまちを実現します。
- ・災害に強い安全なまちを実現します。

目標

・消防機能の充実

消防団員確保のため、消防団活動のPR等のほか、入団時の年齢要件の見直しや団員の待遇改善を検討します。併せて、消防団員の負担軽減のため、各種訓練の内容見直しを検討します。その他、機能別団員の活用や装備改善、教育訓練等の充実により、消防活動の機能向上を図ります。

・災害時における防災力の向上

避難所開設・運営マニュアルの改訂、避難行動要支援者の支援体制の明確化等を通し、いざというときに必要な行動を迅速・確実に実施できる体制づくりを行います。

・地域防災力の向上

防災の基本は「自助」であることから、非常食の準備や家具の転倒防止等、身を守る取組を推進します。また、地域防災リーダーとなる防災士の育成、各地域の自主防災組織と合同での防災訓練の実施及び地区防災計画の策定による「共助」の取組を推進し、地域防災力の向上に努めます。

成果指標

	基準値	目標値
消防・防災機能が充実している（NSI 値）	59.8 (R5)	63.5 (R9)
災害時に備えて、3 日分相当の食料や飲み物を備蓄している 町民の割合	41.9% (R5)	50.0% (R9)

3-2-2 交通安全の推進

3-2-2-1 交通安全の推進

現状と課題

本町の交通事故の特徴を見ると、「田園型事故」とよばれる見通しの良い交差点での事故が多く、死亡事故につながる人が多いのが特徴です。

本町での交通事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢者の事故は横ばいで推移しており、高齢者に対する事故防止の意識づけが課題となっています。

方針

- ・交通事故のない安全なまちを実現します。

目標

・交通安全思想の普及、啓発活動

交通教育指導員を中心に関係機関と連携し、幼児、小中学生、高齢者等への交通教育の充実を図ります。各地区交通安全協会、交通指導員等、交通関係団体と連携を図りながら、交通危険箇所の点検・改善に取り組むとともに、スケアード・ストレイト方式による交通安全教室を実施し、交通事故の未然防止に努めます。また、高齢者等の交通事故を防止するため、運転免許自主返納支援事業を進めます。

・道路交通環境の整備

交通事故を防止するため、注意喚起の看板を設置するとともに、信号機、指示標識等の設置、道路標示の更新等を真岡警察署又は真岡土木事務所に要望し、交通環境の改善を進めます。

成果指標

	基準値	目標値
交通事故発生件数／交通死亡事故発生件数	38 件／0 件 (R5)	25 件／0 件 (R9)
交通事故の防止活動が充実している (NSI 値)	52.6 (R5)	55.0 (R9)

3-2-3 防犯対策の推進

3-2-3-1 防犯対策の推進

現状と課題

本町での刑法犯認知件数は、ほぼ横ばいで推移していますが、近年は窃盗犯罪が増加傾向になっています。窃盗犯罪は、高齢者や子ども、女性が被害者となる傾向があるため、防犯に関する啓発活動や地域ぐるみの見守り、防犯灯や防犯カメラの設置等による防犯環境の整備が課題です。

方針

- ・犯罪のない安全なまちを実現します。

目標

- ・防犯環境の整備

防犯灯及び防犯カメラの設置を継続して行います。

- ・防犯意識の高揚

広報はがや芳賀チャンネルのほか、防災無線等により、犯罪情報を町民に速やかに情報提供するとともに、地域ぐるみで子どもの見守りを実施し、防犯意識の高揚を図ります。

成果指標

	基準値	目標値
刑法犯認知件数	94 件 (R5)	90 件 (R9)
犯罪の防止活動が充実している (NSI 値)	57.3 (R5)	61.1 (R9)

3-3-1 地域コミュニティの充実

3-3-1-1 地域コミュニティの充実

現状と課題

少子高齢化や生活様式の都市化を背景として、町民相互の交流機会の減少や連帯感の希薄化が進展しています。自分の身近な地域への関心が薄れ、地域住民間の交流の減少が進むことで、地域の「住みやすさや安全性」が損なわれることが危惧されています。

自治会・行政区は、地域住民相互の連帯感を育て、地域の福祉・環境・防災・防犯・交通安全等の地域課題の解決に取り組む住民自治組織です。自治会の活動は、住みやすく安全な地域の形成に欠かすことができないものであり、地域コミュニティにおける住民間の「つながり」の醸成に必要なものです。

地域コミュニティでの役割に負担を感じて、自治会・行政区を退会する世帯及び加入しない世帯が増加しており、自治会・行政区の加入者の減少に伴う活動の停滞が危惧されています。

自然災害が多発する現在、顔の見える地域での活動や助け合いが重要になってきています。有事の際の助け合いも含め、地域の課題を地域自らの手で解決できるように、活動の維持・活性化及び負担の軽減が今後の課題です。

方針

- ・自治会、行政区等の地域コミュニティの活性化を図る取組について支援するとともに、地域が連携し、人と人がつながり続けるコミュニティの形成を図ります。
- ・自治会、行政区等の地域の課題解決に向けた取組を支援します。

目標

・地域コミュニティの維持と活性化

地域コミュニティの維持のため、アンケート調査等により地域の現状調査を行います。調査結果を踏まえ、自治会等と連携し、自治会・行政区加入者の負担軽減に取り組みます。

地域の助けを必要とする世帯と地域コミュニティのつながりを継続させるための取組を支援します。

地域コミュニティの活性化のため、地域主体の活動や世代間交流等地域の活性化を図る取組を支援します。

転入者に対して、転入手続きの際に自治会及び行政区への加入を勧めます。また、自治会等未加入者に対して、広報はがや町ホームページ、説明会等で自治会活動の必要性をPRし、自治会等への加入を促進します。

成果指標

	基準値	目標値
地域ボランティア活動に参加した町民の割合	31.4% (R5)	35.0% (R9)
地域や町民の自主的な活動が盛んである (NSI 値)	50.7 (R5)	55.0 (R9)
行政区加入世帯数	4,023 世帯 (R5)	3,980 世帯 (R9)
自治会加入世帯数	3,655 世帯 (R5)	3,620 世帯 (R9)

3-3-2 公共交通の充実

3-3-2-1 公共交通の充実

現状と課題

LRT 開業に合わせて、芳賀工業団地トランジットセンターの整備、バス路線の再編・新設、デマンド交通の充実により、町内及び広域的な公共交通ネットワークの強化を図り町内の移動環境の充実に取り組んでいます。

バス利用圏域から離れた地区においては、デマンド交通以外の選択肢がないため、LRT 開業を契機にさらなる公共交通の充実が課題となっています。

町内の生活拠点と交通結節点などをつなぐ公共交通や、デマンド交通の運行時間等のサービスの拡充など、移動円滑化のサービス向上が課題となっています。

方針

- ・LRT や路線バス、デマンド交通等が適切な役割分担のもと、利用しやすく持続可能な公共交通ネットワークの構築に取り組みます。
- ・わかりやすい公共交通情報を提供し、公共交通の利活用を推進します。

目標

・持続可能な公共交通ネットワークの構築と最適化

拠点間をつなげる新たな公共交通や AI オンデマンド交通、MaaS 等のデジタル技術、各拠点の周遊性を高めるシェアサイクル・カーシェアリングの導入を推進します。

また、自動運転技術等の新たな交通サービスの導入や利用しやすい公共交通等について組織的に検討できる体制を構築します。

再編後のバス路線や運行エリア等を拡充したデマンド交通の利用状況を踏まえ、適宜、交通事業者等と連携して運行系統や運行本数等の見直しに取り組むとともに、持続可能な公共交通維持のための適切な運行支援を行います。

町域及び周辺市町と接続する公共交通に関する情報をわかりやすく発信し、利用促進に取り組めます。

成果指標

	基準値	目標値
公共交通が充実している（NSI 値）	44.6 (R5)	50.0 (R9)
外出する際に月に 1 回以上 公共交通を利用している人の割合	8.9% (R5)	13.0% (R9)

3-4-1 DXの推進

3-4-1-1 DXの推進

現状と課題

情報通信技術を取り巻く状況は、技術進歩が目覚ましく、大量のデータの流通が進むことで、社会のあらゆる分野に大きな影響を与えています。

町民生活においては、スマートフォン等の情報通信端末や SNS 等のインターネットサービスの普及によって、インターネットショッピングや支払い・決済をはじめ、さまざまなサービスが発展しています。

国が掲げるデジタル社会の実現に向けた自治体 DX の推進が図れるよう、行政事務の効率化や情報セキュリティの確保などを踏まえ「誰一人取り残さない 人にやさしいデジタル化」による町民の利便性・快適性が向上したまちの実現に取り組む必要があります。

方針

- ・町民誰もがデジタル化の恩恵を享受できる環境の構築を推進します。
- ・デジタルの変革（DX）を推進し、「人與人」「人とモノ」などがつながる環境の構築を推進します。

目標

・町民誰もが恩恵を受けられる DX の推進

国が掲げる自治体 DX 重点取組事項である、自治体フロントヤード改革の推進、自治体の情報システムの標準化、公金収納における eLTAX の活用、マイナンバーカードの利用の推進、セキュリティ対策の徹底、自治体の AI・RPA の利用推進、テレワークの推進を行います。

成果指標

	基準値	目標値
住民の電子手続利用数	69 件 (R5)	150 件 (R9)
スマートフォンを使った電子手続に抵抗がない (NSI 値)	— (R5)	40.0 (R9)
業務見直しによる年間業務削減累計時間数 (役場全体)	20 時間 (R5)	100 時間 (R9)

3-4-2 広報・広聴の充実

3-4-2-1 広報・広聴の充実

現状と課題

まちづくり基本条例に掲げる町民主体のまちづくりを進めるため、行政情報の提供と町民から出された意見・提言等の反映を行っています。

広報はがの発行、町ホームページへの掲載や町内全域に敷設した光の道を活用した芳賀チャンネルの放映により、行政情報や地域情報等を提供しています。また、芳賀チャンネルのデータ放送を使って行政情報や災害情報をお知らせしています。

広域的な情報は、新聞社・テレビ局等のメディアに情報を提供し、芳賀町の魅力を広く発信しています。

広報はがから情報を得ている町民の割合は約 80 %ですが、芳賀チャンネルでは約 40 %、町ホームページでは約 25 %となっており、町民が必要とする正確な情報をいかに速やかに効率よくお知らせするかが課題となっています。また、多くの行政情報から、必要としている情報を容易に探せるような仕組みにする必要があります。

広聴に関しては、町民と対話する町政懇談会や地区座談会の開催、広報広聴モニター、インターネット等のメディアを利用した意見等の集約を行っています。

方針

- ・効果的に情報を提供し、広報機能の充実を図ります。
- ・町民主体のまちづくりを実現するため、広聴機能の充実を図ります。
- ・LRT 開業により、町内外から注目を集めているため、観光や定住に関し、さらなる情報発信の強化を図ります。

目標

・広報機能の充実

「伝わる広報」を目指します。広報はがは、より見やすく、読みやすい紙面づくりに努めます。町ホームページは、きめ細やかな情報をわかりやすく提供するほか、より広く、早い情報伝達を図るため SNS（ソーシャルネットワークサービス）と連携させます。芳賀チャンネルは、より多くの情報を提供するため、町内協力者の育成を進めます。それぞれのメディアに合わせて、地域行事や人物等、町民の興味が湧く情報を地域に密着して取り上げることで、より身近な情報収集のツールとしての利用を進めます。

また、町の新しい話題等を早く広く提供できるよう、庁内の体制を整え情報収集を行い、新聞社やテレビ局等のメディアを効果的に活用し、町の PR に努めます。加えて、LRT 開業に伴い、新たな交流人口や定住人口の増加を図るため、町の魅力を町内外へ積極的に情報発信します。

・広聴機能の充実

町政懇談会や地区座談会のほか、適宜アンケート等を実施し、広聴機能の充実を図ります。

成果指標

	基準値	目標値
広報はが、芳賀チャンネルなどの広報機能が充実している (NSI 値)	62.9 (R5)	65.0 (R9)
町政へ町民の声が反映されている (NSI 値)	43.6 (R5)	45.0 (R9)
プレスリリースした情報が掲載された件数	22 件 (R5)	30 件 (R9)

4. 計画の実現に向けて

○行財政分野の取組

社会経済情勢の変化が著しく、地方自治体を取り巻く環境は極めて厳しい時代にあります。今後は、さらなる少子高齢化の進行や町民のライフスタイルの多様化など、行政サービスの増大と義務的経費の増加が考えられます。このような環境の中、限りある資源を有効活用し、本計画を確実に実施するために、行財政運営、組織・機構改革、施設管理などの行財政分野について、次のとおり取り組みます。

■体系図

基本項目	課	目標	係
1 機能的な組織・機能の構築と人材育成	総務課	組織・機構の適正化	庶務人事係
		職員の定員管理	
		人事評価	
		人材育成と職員の意識改革	
		働き方改革に向けた取組	
2 窓口サービスの利便性向上	住民課	窓口サービスの向上	住民戸籍係
		証明書等のコンビニ交付	
3 計画的な行政運営	企画課	振興計画の進捗管理	みらい創生係
		基本計画（中期）の策定	
		広域連携	
		官民連携	
4 健全な財政運営	企画課	財政の健全化	財政係
		予算の編成	
		地方債	
		新公会計制度	

基本項目	課	目標	係
5 税収の確保	税務課	税の適正課税	町民税係 資産税係
		納税環境の整備	納税係
		滞納整理の強化	
		税情報の提供	税務課全係
6 適正な公金管理	会計課	正確な会計処理	出納係
		効果的な公金の運用	
7 適正な施設管理	総務課	庁舎の大規模修繕	管財係
		町有財産（学校跡地含む）の有効活用	
		公用車の適正管理	
		町有バスの活用	
8 入札事務と適正な工事検査	総務課	入札事務と適正な工事検査	管財係
9 行政文書の適切な管理保存と情報公開	総務課	行政文書の適切な管理保存	行政係
		適正な情報公開と個人情報保護	
		職員の法制執務能力の向上	
10 行政情報の適正な管理運営	企画課	情報セキュリティの強化	情報化推進係
		業務系ネットワークの効率化と行政サービスの向上	

1 機能的な組織・機構の構築と人材育成

目標

・組織・機構の適正化

第7次芳賀町振興計画を効果的・効率的に実施するため、DX、カーボンニュートラルを推進する部署の新設等、組織・機構の見直しを行います。

また、多様化する行政課題や町民ニーズに的確にフレキシブルに対応していきます。

・職員の定員管理

少子高齢化、デジタル社会への対応等、多種多様な行政課題への対応を、職員数を微増させながら適正な職員配置に努めます。

・人事評価

能力評価及び業績評価を実施し、評価結果を活用した能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、公務能率の向上を目指します。評価にあたっては、芳賀町人材育成・確保基本方針との整合を図りながら評価項目の見直しを適宜行うとともに、公正な評価制度を構築します。

・人材育成と職員の意識改革

芳賀町人材育成・確保基本方針に基づき、職員一人ひとりが組織の一員として果たすべき役割を認識し、より効果的・効率的に組織を動かせる意識改革をするとともに、その人材育成に努めます。

・働き方改革に向けた取組

業務の効率化、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得を推進し職員の心身の健康の増進を図ります。

出産・子育て・介護等、職員一人ひとりのライフステージに応じた制度（フレックスタイム制度）の活用を促します。

職員定員管理計画

	R4	R5	R6	R7	R8	R9
年度当初職員数	156	155	155	155	156	157
対前年度増減数	1	△ 1	0	0	1	1
退職（予定）	3	12	1	0	0	0
採用（予定）	2	12	1	1	1	1
次年度当初職員数	155	155	155	156	157	158

※職員数は、フルタイムの再任用職員・任期付職員を含む。

2 窓口サービスの利便性向上

目標

・窓口サービスの向上

デジタル技術の活用や手続き方法の見直し、関係窓口との連携などにより手続き時間を削減するなど、来庁した町民が気持ちよく用務を済ませることができるよう、窓口業務の効率化を図ります。

常に町民の立場に立ち、親切・丁寧な対応・行動を実践し、分かりやすい窓口対応に努めます。

・証明書等のコンビニ交付

町民の利便性を高め、窓口の混雑緩和を図るため、平成28年1月から証明書のコンビニ交付を実施しています。町民に制度を周知し、利用推進に努めます。

目標

・振興計画の進捗管理

社会経済情勢の変化が著しく、地方自治体を取り巻く環境は極めて厳しい時代にあります。今後は、さらなる少子高齢化の進行や町民のライフスタイルの多様化等、行政サービスの増大と義務的経費の増加が考えられます。このような現状の中、町の最上位計画である第7次芳賀町振興計画を確実に達成するために、その進捗を行政評価により管理します。

行政評価は、年度当初にその年度の目標達成のための取組について協議し、年度末にその実績（見込）を評価します。行政評価の結果を予算編成に反映させることで、限られた財源の計画的で効果的な配分を行います。

また、各課横断的な事業についての調整を図り、事業を円滑に進めます。

・基本計画（中期）の策定

基本計画（前期）の最終年度にあたる令和9年度に、基本構想が確実に実施されるよう、基本計画（前期）を見直し、基本計画（中期）を策定します。見直しの際は、まちづくり基本条例の趣旨に基づき、行政評価の結果を活用するほか、まちづくり委員会、町民満足度調査及び各種アンケート調査の実施により、町民の意見を十分に反映した計画とします。

・広域連携

人口減少が進んでいく中、生活の利便性の確保や活力ある社会経済を維持していくためには、経済活動や日常生活で密接な関係にある市町間において連携していくことが効率的であるため、郡内及び県央地区の市町との連携強化を図ります。

・官民連携

地域課題に対応するため、地域の実状に応じた官民連携事業を検討・実施します。

目標

・財政の健全化

予算、決算、交付税の算定等、財政運営全般について費用対効果の検証を行います。特に本計画期間においては大規模事業の実施によって膨らんだ町債の償還額の高止まりが続くことから、事業コスト及び肥大する経常経費（※ 1）を精査し、健全な財政運営の維持に努めます。事業について実施前後に費用対効果の検証を行います。職員のコスト意識の向上を図るほか、自主財源（※ 2）の確保や各種補助金等の見直しにより財政基盤を強化します。全庁的に行財政改革に取り組むためのプランを作成し、財政健全化の取組みを進めていきます。その他、ふるさと納税制度を活用し、財源の確保に努めます。

・予算の編成

当初予算の編成においては、振興計画に基づいた予算の要求と査定を行い、事業担当課の自主性の発揮を促し、限られた財源の計画的で効果的な配分を行います。財源については国・県の補助金・交付金を最大限活用するほか、自主財源の確保に努めます。

・地方債

起債を必要とする大規模な建設事業等に対しては、投資の適否を厳格に見極めるとともに、将来的な財政負担を考慮した償還計画に基づき、公債費負担比率 10% 以内となるよう計画的な起債を行います。特別会計の起債についても事業担当課と協議を密にし、実質公債費比率の上昇を抑制します。

・新公会計制度

町民や議会に対する分かりやすい財務情報の開示と、正確な資産・債務管理による財政運営を目的に、これまでの現金主義を補完する企業会計的な発生主義による新たな公会計による財務諸表を作成します。また、固定資産台帳との連動により、町有施設の維持、改修、改廃等のライフサイクルコストについて、償却資産の把握と公共施設等総合管理計画及び施設ごとの個別計画に基づき、計画的なマネジメントを行い、町財政の状況を的確にとらえ、予算編成や財政計画に活用します。

※ 1 経常経費：歳出のうち、毎年度、連続して支出される経費のこと。人件費、扶助費、公債費（一時借入金の償還費）、物件費、維持補修費等。

※ 2 自主財源：地方公共団体が自主的に収入できる財源のこと。地方税、負担金、使用料、手数料、財産収入等。

目標

・税の適正課税

土地や家屋、償却資産に係る固定資産税課税客体調査の実施を徹底します。特に評価替えの年については、社会情勢に即した適正な評価額の見直しを実施し、公平公正な課税を行います。

町県民税については、課税の基礎資料となる所得情報等を把握するために eLTAX を効率よく利用するとともに、マイナンバーの情報連携を活用します。また、事業所に対しては、公平かつ正確な課税客体の把握を行い、特別徴収の徹底を促します。

・納税環境の整備

平成 28 年度から郵便局窓口納付とコンビニ納付を開始し、特に県外に住所を有する納税者や業務時間内に来庁できない納税者に利用されています。

さらに、納税者の納付に対する利便性を向上させるため、QR コードによる納付、スマートフォン決済アプリやクレジットカード、インターネットバンキングによる納付システムを導入し、納税環境の整備を図ることで、場所・時間にかかわらず、納税することができるようになりました。

今後は、QR コードによる納付対象税目を拡大し、利便性を更に向上させます。

・滞納整理の強化

滞納整理については、税の公平性を保つため、栃木県地方税滞納整理推進機構と連携し差押えや換価を行っています。

特に高額滞納者については、財産調査により、処分可能な財産があれば、積極的に差押えを行うなど、滞納額の縮減に努めます。さらに、国民健康保険税については、滞納繰越とならないよう、現年度分の未納分について、文書や電話による催促で確実な徴収を強化します。

・税情報の提供

町ホームページや芳賀チャンネルを利用し、町民に対してわかりやすい税の仕組や各種税目の納期等の税務情報を広く周知します。

目標

- ・ 正確な会計処理

公金を正しく保管・処理するため、収入・支払における帳票の審査を適正確実に行います。また、収入及び支払の帳票を正確に起票できるよう、経理事務について研修会を行います。

- ・ 効果的な公金の運用

定期性預金や債券の運用について、公金管理委員会で協議し、安全性を最優先としながら計画的かつ効果的な運用を図ります。

目標

・庁舎の大規模修繕

本庁舎は、建築から 36 年経過していることから施設及び設備の老朽化などが懸念されるため、庁舎個別施設計画及び財政計画と整合を図りながら年次計画を策定し、順次修繕・改修していきます。

・町有財産（学校跡地を含む）の有効活用

町有財産及び学校跡地利用については、長期利用のほか、イベントなどの短期利用も含め幅広い有効活用の手段を検討します。

また、学校跡地利用については、建物及び利用状況を踏まえ、存続及び廃止についても検討を進めます。

・公用車の適正管理

公用車の管理、点検及び整備などを適切に行い、いつでも安全に利用できる状態を維持します。また、車両の更新については、環境への配慮と低燃費車両への買い替えを計画的に進めます。

・町有バスの活用

町民の自治会活動や生涯学習活動等を支援する体制を維持します。現在の車両は、導入から 24 年を経過したため、更新も視野に今後の運行のあり方を検討します。

目標

・入札事務と適正な工事検査

新担い手三法（公共工事の品質確保の促進に関する法律、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び建設業法）の改正を受け、適正な工期の設定・施行時期の平準化・適切な設計変更など、発注者として公共工事の品質確保に向けた取組を推進します。

また、電子入札を活用し入札事務の効率化と透明性、公平性の確保に向けた継続的な取組を行います。

工事の検査については、外部の研修に積極的に参加するとともに、検査経験の浅い職員は、検査指導にあたる職員と2人体制で検査を実施し、検査能力の向上と職員相互の連携を図り、検査精度の向上を図ります。また、外部から講師や指導員を招き、現場での研修会を開催し、検査経験の蓄積と共有化を図ります。

目標

・行政文書の適切な管理保存

行政文書は、芳賀町文書取扱規程に基づき、保存、廃棄を行っています。

昨今の国の公文書管理のあり方等、行政文書の管理保存に注目が集まる中、引き続き適切な管理保存に努め、文書分類や保存年限についても、新規事業の開始や事業廃止に伴い、適時見直しを行います。

また、ペーパーレス化に伴う取扱いなど、町の DX 推進に伴い対応が必要となる事項について検討を進め、適正な管理を行っていきます。

・適正な情報公開と個人情報保護

行政文書の適切な管理保存を行うことにより、情報公開制度については町の情報公開条例に基づき、適正な運用に努めます。個人情報保護制度については国の個人情報保護法に基づき、運用がされるよう情報公開制度と合わせて職員が理解を深めるよう庁内の研修を行います。

・職員の法制執務能力の向上

地方分権や地方創生の推進により、これまで以上に職員の法制執務能力が求められています。行政サービスの向上や適正な行政事務の執行を図るためには、職員の法規事務能力の向上が必要なことから、職員研修を充実し、組織全体での能力向上に努めます。

10 行政情報の適正な管理運営

目標

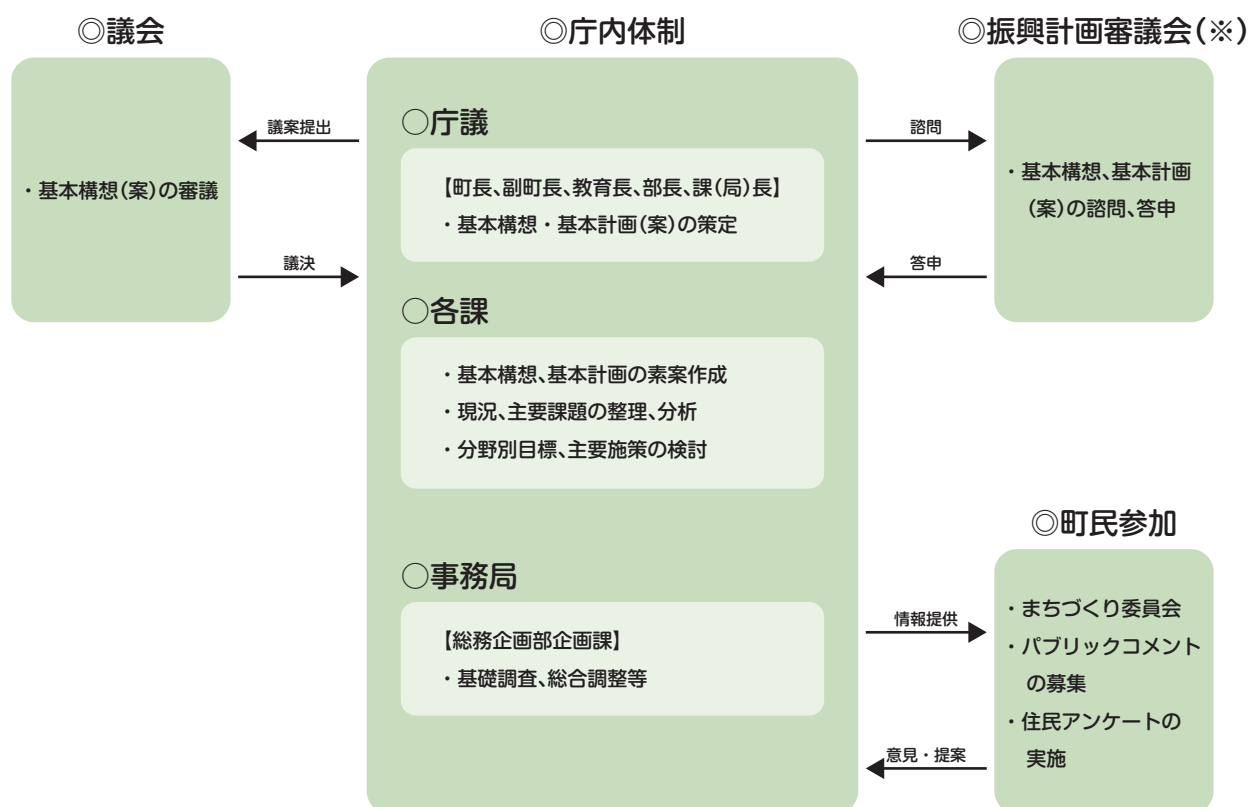
・町が運用するネットワークの適切な運用

芳賀 WAN サーバーの入替を大きな問題なく行えるよう、担当者と綿密な打合せを行い実施します。

第5次 LGWAN への移行を大きな問題なく行えるよう、総務省や J-LIS からの情報をもとに適時対応していきます。

ペーパーレス化に取り組むことにより、業務効率化及び印刷物等のコスト削減、文書の電子管理による情報セキュリティ向上を実現します。

1. 第7次芳賀町振興計画策定体制図



(※)振興計画審議会は、芳賀町附属機関に関する条例により定められる附属機関

芳賀町附属機関に関する条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関については、法律又は他の条例に特別の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関の設置及び担当事務)

第2条 別表左欄に掲げる執行機関に属する附属機関を別表中欄のとおり設置し、その担任する事項は別表右欄に定めるところとする。

(委任)

第3条 前条に規定する附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

別表の一部を抜粋

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任事項並びに権限
町長	芳賀町振興計画 審議会	町長期振興計画の樹立について町長の諮問に応じて行う調査、審査及び審議に関すること。

2. 芳賀町振興計画審議会委員名簿

番号	役職名等	氏 名	備 考
1	町議会議員	岡田 年弘	総務常任委員長
2		杉田貞一郎	教育民生常任委員長
3		中村由美子	産業建設常任委員長
4	町内各団体の 代表	根岸 昭夫	都市計画審議会委員 元栃木県都市計画課長
5		横尾 元央	地域公共交通会議委員 栃木県県土整備部交通政策課長
6		沼能 寿之	教育委員 教育長職務代理者
7		稲川 浩司	学校運営協議会長
8		古谷 康典	スポーツ協会長
9		増渕 さつき	女性団体連絡協議会長
10		大塚 隆之	社会教育委員長
11		黒崎 俊行	農業委員会長
12		高松 秀夫	土地改良区理事長
13		大島 浩	多面的機能支払交付金 活動協議会長

番号	役職名等	氏 名	備 考
14	町内各団体の 代表	浦野 誠	工業団地連絡協議会長
15		田川 治道	商工会長
16		江羅 和夫	民生委員・児童委員協議会長
17		塩田 富夫	シニアクラブ連合会長
18		綱川 文世	社会福祉法人 芳賀町社会福祉協議会長
19		七井 暁美	町内保育施設代表
20		手塚 真	自治会連合会長
21		小久保行雄	循環システム研究会
22		黒須 敏文	防災士連絡協議会長
23		水沼 清一	交通安全協議会
24	学識経験を 有する者 有識者	中村 祐司	宇都宮大学教授
25		大貫 大輔	栃木県総合政策部 総合政策課政策企画監

3. 個別計画一覧

NO	計画名	根拠法令等	計画期間	所管課
1	芳賀町都市計画 マスタープラン	都市計画法第18条の2	平成20年3月～ 令和10年3月	都市計画課
2	芳賀町立地適正化計画	都市再生特別措置法	令和2年4月～ 令和10年3月	都市計画課
3	芳賀町道路整備 長期計画	—	見直し中	建設課
4	芳賀町橋梁長寿命化 修繕計画	長寿命化修繕計画策定 事業費補助制度要綱	令和5年4月～ 令和15年3月	建設課
5	芳賀町地籍調査事業 基本計画	国土調査法	平成24年4月～ 令和24年3月	建設課
6	第2期子ども・ 子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法	令和2年4月～ 令和7年3月	子育て支援課
7	教育大綱・教育振興 基本計画	地方教育行政の組織 及び運営に関する法律 第1条の3、教育基本法 第17条第2項	令和6年4月～ 令和10年3月	学校教育課
8	第4次芳賀町子ども 読書活動推進計画	子ども読書活動の 推進に関する法律	令和2年4月～ 令和7年3月	生涯学習課
9	第Ⅲ期芳賀町 男女共同参画計画	男女共同参画社会 基本法	令和2年4月～ 令和7年3月	生涯学習課
10	第2次芳賀町 地域福祉計画	社会福祉法第107条	令和2年4月～ 令和7年3月	健康福祉課
11	第7期芳賀町 障がい者福祉計画	障害者総合支援法 第88条	令和6年～令和8年	健康福祉課
12	芳賀町健康づくり 推進計画2期計画	健康増進法	平成30年4月～ 令和9年3月	健康福祉課
13	芳賀町高齢者 総合保健福祉計画 (第9期介護保険事業計画)	老人福祉法第20条の8 介護保険法第117条	令和6年～令和8年	健康福祉課

NO	計画名	根拠法令等	計画期間	所管課
14	芳賀町国民健康保険第2期 データヘルス計画	国民健康保険法	令和6年～令和11年	住民課
15	芳賀町国民健康保険第4期 特定健康診査等実施計画	高齢者の医療の 確保に関する法律	令和6年～令和11年	住民課
16	芳賀農業振興地域 整備計画	農業振興地域の 整備に関する法律	見直し中	農政課
17	芳賀町農業経営基盤の 強化の促進に関する 基本的な構想	農業経営基盤強化 促進法	令和5年9月～	農政課
18	芳賀町地域 新エネルギービジョン	石油代替エネルギー法 新エネルギー利用等の 促進に関する特別措置法	平成23年2月～	環境課
19	一般廃棄物処理 基本計画	循環型社会形成推進 基本法 廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	令和6年～ 令和15年	環境課
20	芳賀町空家等対策計画	空家等対策の推進に 関する特別措置法	令和2年4月～ 令和11年3月	環境課
21	芳賀町2050 カーボンニュートラル 実現計画	地球温暖化対策の 推進に関する法律	令和6年～令和12年	環境課
22	国民保護計画	武力攻撃事態等における 国民の保護のための 措置に関する法律	平成19年3月～	総務課
23	地域防災計画	災害対策基本法 芳賀町防災会議条例	平成25年3月～	総務課
24	芳賀町都市交通 マスタープラン	—	平成28年5月～ 令和10年3月	企画課
25	都市・地域総合交通戦略	—	令和3年～ 令和10年3月	企画課

4. 分野別計画指標一覧

重点施策		基本施策	施策名	指標(目標値 R9)
1 住みやすいまち	1-1 利便性が高い	1-1-1 まちづくりの推進	1-1-1-1 都市計画の推進	計画的なまちづくりが行われている (NSI値):52.0 定住促進事業による転入・転居者数:180人
			1-1-1-2 空家の利活用の推進	空家バンクによる転入・転居世帯数:5世帯 空家対策の推進などにより、快適な生活環境が確保されている(NSI値):53.5
			1-1-1-3 市街地整備の推進	祖母井中心市街地の計画・整備が 良好に推進されている(NSI値):53.0 祖母井北部地区の事業化に向けた取組が 推進されている:34.0%
			1-1-1-4 LRTの適切な維持管理と利用促進	LRT 町内停留場の土日平均乗降者数:1,266人
			1-1-1-5 下水道の整備	生活排水の処理が適切に行われ、良好な水質環境が維持されている(NSI値):65.0 生活排水処理人口普及率:98.0%
		1-1-2 道路・橋梁の整備、地籍情報の作成	1-1-2-1 安全で利便性の高い道路網の整備	安全で便利な道路が整備されている (NSI値):53.0 健全な橋梁の割合 (点検結果Ⅱ判定以下／橋梁数):98.2%
			1-1-2-2 適正な道路の管理	安全な道路が身近にある(NSI値):55.0 安全で便利な道路が整備されている(NSI値):53.0 交通事故の防止活動が充実している(NSI値):57.0
			1-1-2-3 適正な地籍情報の作成	適切な地籍情報が作成され、境界の明確化、土地取引の円滑化など、地籍情報が有効に活用されている (NSI値):57.0
	1-2 子育てしやすい	1-2-1 子育て支援の充実	1-2-1-1 母子保健の推進	子育て支援の総合窓口を知っている人の割合 (20～49歳の子育て家庭):30.0% 妊娠出産について満足している人の割合:95%以上を維持 この地域で子育てしていきたいと思う親の割合:90%

重点施策		基本施策	施策名	指標(目標値 R9)
1 住みやすいまち	1-2 子育てしやすい	1-2-1 子育て支援の充実	1-2-1-2 児童福祉の充実	子育てに負担や不安を感じている人の割合:19.4% 児童虐待に関する相談窓口があることを知っている町民の割合:33.1% 自己肯定感のある子どもの割合(子ども第三の居場所利用児童対象の調査):60.0% 仕事をしながら子育てしやすい環境が整っている(NSI値):59.0
			1-2-1-3 児童保育の充実	待機児童数 (保育園・認定こども園/学童保育):0人/0人 保育園や学童保育、育児の支援等、子育てしやすい環境が整っている(NSI値):66.0 子育てに負担や不安を感じていない町民の割合:53.0%
	1-3 学びやすい	1-3-1 教育の充実	1-3-1-1 学校教育の充実	全国学力・学習状況調査(小中)の 全国比(100あたり):105pts 全国体力・運動能力、運動習慣等調査(小中)の 全県比(100あたり):107pts GTEC4技能検定のTotalScore:Grade4 不登校児童生徒数:35人 バランスの取れた教育が実践されている(NSI値):63.0
			1-3-1-2 教育環境の充実	児童生徒の交通事故件数:0件 児童生徒のICTスキルチェック平均値:92.0% 朝食を食べる児童生徒の割合:95.5% 教育環境が充実している(NSI値):60.0 町内に住所を有し、奨学金返還減免制度を活用する奨学資金貸付者の割合:55.0%
		1-3-2 生涯学習の推進	1-3-2-1 生涯学習の充実	生涯学習に参加しやすい環境がある(NSI値):56.0 自分の良さを人のために生かしたいと思う 中学2年生の割合:88.0% 地域や町民の自主的な活動が盛んである(NSI値):55.0
			1-3-2-2 文化活動の充実	伝統文化保存団体数:11団体 文化芸術に親しみやすい環境が整っている(NSI値):60.0
			1-3-2-3 総合情報館の充実	総合情報館の総入館者数:73,500人 町の歴史や文化の積極的な発信、 子どもの読書活動が推進されている(NSI値):63.4
		1-3-3 男女共同参画の推進	1-3-3-1 男女共同参画の推進	性別にかかわらず意欲に応じて活躍できる社会になっていると思っている町民の割合:25.0%

重点施策		基本施策	施策名	指標(目標値 R9)
1 住みやすいまち	1-3 学びやすい	1-3-4 人権の尊重	1-3-4-1 人権の尊重	人権相談窓口があることを知っている 町民の割合:38.0%
	1-4 高齢者や障がい者にやさしい	1-4-1 高齢者福祉の充実	1-4-1-1 高齢者福祉の充実	高齢者のための福祉サービスが整っている (NSI値):57.0 シニアクラブ会員数:369人
			1-4-1-2 介護保険制度の適正な運用	介護給付費実績:1,425,000千円 給付適正化事業による過誤申立て件数:5件 介護保険制度が利用しやすい環境が整っている (NSI値):59.0
			1-4-1-3 地域包括支援センター機能の強化	在宅で過ごしている高齢者の割合 (65歳以上の高齢者に対する入所者以外の割合):96.7% 65歳以上高齢者に対する要支援・要介護認定者の割合 要支援認定者:3.5% 要介護認定者:12.8% 高齢者の福祉サービスが整っている(NSI値):57.0 地域包括ケアシステムの構築に向けた活動が行われている (NSI値):57.0
		1-4-2 地域福祉の充実	1-4-2-1 地域福祉の充実	自身に関する福祉の情報がよく分かっている 町民の割合:37.0% 権利擁護に関する相談窓口があることを知っている 人の割合:20.0%
		1-4-3 障がい福祉の充実	1-4-3-1 障がい福祉の充実	障がいに関する相談窓口があることを知っている 町民の割合:33.0% 障がい者のための福祉サービスが整っている (NSI値):65.0
		1-4-4 国保・年金制度の維持	1-4-4-1 国保・年金制度の維持	1人あたりの年間医療費(国保):365千円 1人あたりの年間医療費(後期):857千円 マイナンバーカードの保険証登録率(国保):90.0% マイナンバーカードの保険証登録率(後期):85.0% 国民健康保険、後期高齢者医療の適正な運用や国民年金制度の周知などが進められている(NSI値):54.0
2 活気あふれるまち	2-1 人とモノの流れを活発に	2-1-1 観光・商工業の振興	2-1-1-1 シティプロモーションの推進	SNS(インスタグラム・町公式X) フォロワー数:1,600人 LRT 町内停留場における年間降車人数 (下り線(土日)):60,000人 道の駅はが売上高:400百万円 地域資源を活用した町のPRや各種イベント等の 内容が充実している(NSI値):60.0
			2-1-1-2 商工業の振興	新規創業者数:5件 制度融資の利用件数:30件 排水処理センターへの異常水流入時間 (濁度20mg/ℓ以上):60時間 排水処理センターからの放流水質(BOD):1.3mg/ℓ 合同面接会参加者数:35人

重点施策		基本施策	施策名	指標(目標値 R9)
2 活気あふれるまち	2-2 稼げる農業に	2-2-1 農業の振興	2-2-1-1 農業の振興	大規模経営体数(20ha以上):35経営体 農村の自然環境、景観保全などが良好に進められている(NSI値):55.0 農産物ブランド化支援事業を利用して作られた商品数(累計):30品 にっこり栽培面積:20.0ha 独立自営新規就農者数:1人
			2-2-1-2 土地基盤の整備	水田整備率(区画50a以上):20.0% 防災重点農業用ため池整備による災害防止面積:49.5ha
			2-2-1-3 適正な農地の管理	遊休農地面積:19.0ha 担い手への農用地利用集積率:70.0%
	2-3 いつまでも健康に	2-3-1 健康づくりの推進	2-3-1-1 健康づくりの推進	健康寿命の延伸:男性79.47歳、女性83.65歳 特定検診結果有所見率の血糖・血圧・脂質異常の割合:6.1%
		2-3-2 生涯スポーツの推進	2-3-2-1 生涯スポーツの推進	継続してスポーツをしている町民の割合:50.0% スポーツに参加しやすく、安全に利用できる環境がある(NSI値):60.0
3 持続できるまち	3-1 人とまちにやさしい	3-1-1 カーボンニュートラルの推進	3-1-1-1 カーボンニュートラルの推進	CO ₂ 排出量 町内全体:155,170t-CO ₂ 公共部門:1,857t-CO ₂ ※成果指標については、「芳賀町2050カーボンニュートラル実現計画」より引用しています。
			3-1-1-2 環の町芳賀の推進	リサイクル率:30.0% 家庭内でごみの減量化に取り組んでいる(NSI値):87.0
		3-1-2 安全な環境の確保	3-1-2-1 安全な生活環境の確保	水質の安全確保や公害の防止等の推進により快適な生活環境が確保されている(NSI値):53.5
		3-1-3 町有施設の適正な管理	3-1-3-1 町有施設の適正な管理	公園などの町有施設が適正に維持管理されている(NSI値):55.0 遊具事故件数/苦情件数:0件/0件
		3-1-4 豊かな農村環境の維持	3-1-4-1 多面的機能支払交付金事業の推進	多面的機能支払交付金事業によって、農村環境が適切に保全されている(NSI値):65.0

重点施策		基本施策	施策名	指標(目標値 R9)
3 持続できるまち	3-2 安心できる	3-2-1 消防・防災 機能の充実	3-2-1-1 消防・防災 機能の充実	消防・防災機能が充実している(NSI値):63.5 災害時に備えて、3日分相当の食料や飲み物を 備蓄している町民の割合:50.0%
		3-2-2 交通安全の 推進	3-2-2-1 交通安全の 推進	交通事故発生件数/交通死亡事故発生件数:25件/0件 交通事故の防止活動が充実している(NSI値):55.0
		3-2-3 防犯対策の 推進	3-2-3-1 防犯対策の 推進	刑法犯認知件数:90件 犯罪の防止活動が充実している(NSI値):61.1
	3-3 つながる コミュニティに	3-3-1 地域コミュニ ティの充実	3-3-1-1 地域コミュニ ティの充実	地域ボランティア活動に参加した町民の割合:35.0% 地域や町民の自主的な活動が盛んである (NSI値):55.0 行政区加入世帯数:3,980世帯 自治会加入世帯数:3,620世帯
		3-3-2 公共交通の 充実	3-3-2-1 公共交通の 充実	公共交通が充実している(NSI値):50.0 外出する際に月に1回以上公共交通を 利用している人の割合:13.0%
	3-4 情報の流れを 活発に	3-4-1 DXの推進	3-4-1-1 DXの推進	住民の電子手続利用数:150件 スマートフォンを使った電子手続に抵抗がない (NSI値):40.0 業務見直しによる年間業務削減累計時間数 (役場全体):100時間
		3-4-2 広報・広聴の 充実	3-4-2-1 広報・広聴の 充実	広報はが、芳賀チャンネルなどの広報機能が充実している (NSI値):65.0 町政へ町民の声が反映されている(NSI値):45.0 プレスリリースした情報が掲載された件数:30件

芳賀町70年のあゆみ



- 昭和29年 ● 祖母井町・南高根沢村・水橋村が合併し、芳賀町が誕生
(人口20,493人、昭和29年度予算6,900万円) ①
- 昭和31年 ● 役場庁舎完成(総工費931万円)
町章が決まる
- 昭和47年 ● 芳賀中学校実質統合
(校舎・体育館・プール完成)
- 昭和51年 ● 青木繁・福田たねの「ロマンの碑」完成
- 昭和54年 ● 芳賀・高根沢工業団地に本田技研工業(株)が
プルービンググラウンド業務開始 ②
- 昭和61年 ● 役場新庁舎完成 ③
- 昭和62年 ● 芳賀町民憲章制定
- 平成元年 ● 芳賀工業団地立地企業が操業開始
- 平成3年 ● 町民会館完成
- 平成7年 ● 芳賀温泉ロマンの湯オープン ④
- 平成10年 ● 祖母井・与能小学校が統合し、芳賀東小学校開校
芳賀町B&G海洋センターオープン ⑤
- 平成13年 ● 町ふるさと交流体験センター(友遊はが)が完成し、
ロマンの湯と併せて「道の駅はが」に指定される ⑥
- 平成15年 ● 下高根沢・芳志戸小学校を統合し、芳賀北小学校開校
- 平成17年 ● デマンドタクシーひばり運行開始 ⑦
- 平成18年 ● 水橋・水沼・高橋小学校を統合し、芳賀南小学校開校
- 平成19年 ● 商業集積地モテナス芳賀の営業開始 ⑧
- 平成20年 ● 芳賀町総合情報館開館
- 平成22年 ● 唐桶溜が、農林水産省の「ため池百選」に認定 ⑨



① 芳賀町誕生



② 芳賀・高根沢工業団地



③ 芳賀町役場新庁舎完成



④ 芳賀温泉ロマンの湯



⑤ 芳賀町B&G海洋センター



⑥ 道の駅はが



⑦ デマンドタクシーひばり



⑧ モテナス芳賀



⑨ 唐桶溜が「ため池百選」に認定

- 平成23年 ● 東日本大震災(M9.0)甚大な被害を受ける^⑩
芳賀チャンネルが開局
- 平成24年 ● 芳賀町北部地区ほ場整備事業換地処分
- 平成28年 ● 町内小学校が教育課程特例校
(外国語)に認定^⑪
- 平成29年 ● 祖母井南部地区区画整理事業(薬師の郷)
分譲地104区画完売
- 令和3年 ● 祖陽が丘団地分譲地124区画完売^⑫
- 令和5年 ● 稲毛田地区ほ場整備事業換地処分・梨団地完成
芳賀第2工業団地の立地企業決定
芳賀・宇都宮LRT開業^⑬



⑩ 東日本大震災による被害



⑪ 外国人講師による英会話授業の様子



⑫ 祖陽が丘団地(124区画)

⑬

芳賀・宇都宮LRT開業(R5.8.26)



芳賀町工業団地管理センター前



試運転の様子



谷部



一番列車お出迎えの様子(芳賀・高根沢工業団地停留場)



LRTとひまわり



停留場個性化壁



宇都宮駅東口での開業イベントの様子



かしの森公園前停留場

芳賀町民憲章

芳賀町は、豊かな自然と、古い歴史に支えられて発展してきた町です。私たちは、この郷土に誇りを持ち、希望に満ちた住みよい町づくりをめざして、この町民憲章を定めます。

一、思いやりと感謝の心を

大切にし、互いに助け合いましょう

一、スポーツに親しみ、健康で

明るい家庭をつくりましょう

一、仕事に励み、生産を高め、

活力ある町をつくりましょう

一、教育を重んじ、教養を深め、

文化のかおり高い町をつくりましょう

一、恵まれた自然を愛し、

美しい環境を守り育てましょう

第7次芳賀町振興計画前期基本計画

令和6年3月発行

発行・編集
〒321-3392

芳賀町総務企画部企画課
栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井 1020

TEL

028-677-6012

FAX

028-677-3123

URL

<http://www.town.tochigi-haga.lg.jp/>

MAIL

miraisousei@town.tochigi-haga.lg.jp



芳賀町マスコットキャラクター
はがまるくん